

独立行政法人制度改革フォローアップ調査の回答集計結果

令和 4 年 2 月
総務省行政管理局

目 次

調査の概要	1
調査結果	
Ⅰ 政策実施機能の最大化に関する事項	
1 主務大臣下での P D C A サイクルの強化	2
2 法人類型の新設	11
3 目標指針・評価指針の策定	16
4 独立行政法人評価制度委員会・制度改正全般	23
Ⅱ 国民に対する説明責任に関する事項（財務データの活用、広報）	37
Ⅲ 法人内部のガバナンス強化に関する事項	
1 内部統制の整備に関する事項	42
2 監事の機能強化に関する事項	44
Ⅳ 内部統制実態調査	47
Ⅴ 監事監査等実態調査	61

（参考）調査票 1、2、3 様式

調査の概要

1 調査の目的

平成26年の独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）の改正（以下「平成26年制度改正」という。）の後、多くの法人において、新たな独法制度に基づく目標策定・評価の取組が1サイクル経過した状況を踏まえ、制度改正によって法人運営がどのように変わったか、主務省・法人が制度改正についてどのように考えているか、新たな制度がどのように活用されているか等を把握し、今後の制度の運用改善等につなげることを目的として実施した。

2 調査事項

- I 政策実施機能の最大化に関する事項
- II 国民に対する説明責任に関する事項
- III 法人内部のガバナンス強化に関する事項
- IV 内部統制実態調査
- V 監事監査等実態調査

3 調査方法

(1) 調査票形式（実施時期：令和3年2～3月）

全87独立行政法人とその主務省（114主管課）を対象に調査票を配布し、回答を得た。

区分（法人類型）	主務省（主管課）	法人
中期目標管理法人	68	53
国立研究開発法人	39	27
行政執行法人	7	7
計	114	87

※ 1つの法人を複数の府省で共管している場合には、それぞれの府省に対して調査を実施しているため、主務省の数は法人数と一致しない。

(2) ヒアリング形式（実施時期：令和3年8～11月）

上記（1）で把握した事例の深掘り等のため、4主務省（8主管課）及び独立行政法人20法人を抽出し、ヒアリングを実施した。

注)1 集計結果の割合については、小数点第二位を四捨五入しているため、合計値が100%とならない場合がある。
2 匿名性の確保等の観点から、自由記述による回答内容について、文意を損ねない範囲で修正している。

I 政策実施機能の最大化に関する事項

1 主務大臣下でのPDCAサイクルの強化 ① 評価主体が主務大臣となったことによる評価実務の業務量への影響

平成26年制度改正で評価主体が主務大臣となったことによる評価実務の業務量への影響については、全項目において主務省・法人ともに「変わらない」との回答が多い。

【主務省】

- ① 評価主体が府省評価委員会から主務大臣となったことにより、評価実務（a:評価主体による評価実施業務、b:評価終了後の各種評価関連業務、c:その他評価関連業務）の業務量に変化はありましたか。
（主務省問Ⅰ-1-①）

区分	a:評価主体による 評価実施業務		b:評価終了後の 各種評価関連業務		c:その他 評価関連業務	
かなり増えた	6	5.5%	1	0.9%	1	0.9%
少し増えた	17	15.5%	14	12.7%	15	13.6%
変わらない	47	42.7%	61	55.5%	64	58.2%
少し減った	23	20.9%	21	19.1%	16	14.5%
かなり減った	5	4.5%	1	0.9%	2	1.8%
無回答	12	10.9%	12	10.9%	12	10.9%
計	110	100%	110	100%	110	100%

※ 平成26年制度改正後に設立された1法人を所管している4主務省を除く。

A かなり増えた

a. 評価主体による評価実施業務

【中】独立行政法人評価制度委員会が行っていた評価作業を主務大臣が行うことになったことに加え、外部の有識者から意見を伺う業務実績説明会の開催に係る業務も生じることとなったため。

【研】国立研究開発法人においては、国立研究開発法人審議会が設置されていること及び当省のルールにおいて経営に関する有識者のヒアリングも実施することになっていることから、作業コストは増加したと感じる。

【研】担当課が、評価を主体的に行う必要性が出てきたことによる各担当課との調整業務や、評価に係る担当委員を増やしたことによる日程の調整の業務が増えた。

b. 評価終了後の各種評価関連業務

【中】評価主体が主務大臣に変更となったことにより、評価終了後に、所管課として、より説明責任が求められる機会が増えた。

c. その他評価関連業務

【中】法人や独法とりまとめ担当課との連絡・調整の業務量が増加した。

イ 変わらない

【中】府省評価委員会は廃止されたが、法令に基づいた組織ではないが、同じような機能を有する有識者会議があるため、作業量等は変わらない。

ウ かなり減った

a. 評価主体による評価実施業務

【中】関係者との情報共有が迅速にできるようになった。

【中】実務に関する業務負担は軽減された。従前は分科会の開催が2回（府省評価委員会、政独委）あったので、それぞれの会議開催に当たっての資料作成やロジ面の調整で時間を要していたが、改正に当たって、その点が改善された。

【中】共管している他省庁との調整が減ったと思われるため。

【法人】

- ① 評価主体が府省評価委員会から主務大臣となったことにより、評価実務（a:業務実績・自己評価書作成業務、b:評価主体による評価関連業務、c:評価終了後の各種評価関連業務、d:その他評価関連業務）の業務量に変化はありましたか。
（法人問Ⅰ-1-①）

区分	a:業務実績・自己 評価書作成業務		b:評価主体による 評価関連業務		c:評価終了後の 各種評価関連業務		d:その他 評価関連業務	
かなり増えた	2	2.3%	1	1.2%	1	1.2%	2	2.3%
少し増えた	11	12.8%	12	14.0%	6	7.0%	6	7.0%
変わらない	57	66.3%	53	61.6%	68	79.1%	68	79.1%
少し減った	13	15.1%	16	18.6%	9	10.5%	8	9.3%
かなり減った	1	1.2%	2	2.3%	0	0.0%	0	0.0%
無回答	2	2.3%	2	2.3%	2	2.3%	2	2.3%
計	86	100%	86	100%	86	100%	86	100%

※ 平成26年制度改正後に設立された1法人を除く。

A かなり増えた

【中】評価主体の移行に伴い、評価書作成その他関係業務の対応方針に変更が生じた。

【研】総務省指定の評価様式が細か過ぎて使いづらい。また、省庁で独自に説明を要する内容について指定を受けることがあるが、既存の様式の内容に屋上屋を重ねることにもなりかねず、作業が煩雑化するので、共通化、単純化してほしい。

イ かなり減った

【中】当法人は複数の主務省で所管され、従前はそれぞれに設置されていた評価委員会において、異なる様式により独自の観点で審議・評価が行われていた。平成27年度以降は1主務省の有識者会議に一本化されたことにより業務量はかなり減った。

【研】大臣評価に伴い、一定のまとまりごとの評価が認められたことにより、評価単位を「各ユニットごとの評価」から「領域評価」にしたため、「自己評価調書」「審議会資料」の量は減少した。

注）本稿では、以下のとおり、記載を省略している。

【中】：中期目標管理法人を指す。

【研】：国立研究開発法人を指す。

【行】：行政執行法人を指す。

法人類型別の回答状況

法人類型別にみると、全ての法人類型の主務省・法人において、全項目で「変わらない」との回答が多い。
中期目標管理法については、「評価主体による評価実施業務」と「評価終了後の各種評価関連業務」で「（かなり・少し）減った」の割合が主務省・法人ともに他の法人類型に比べて高い。国立研究開発法人については、主務省・法人ともに「評価主体による評価実施業務」で他の法人類型に比べて「（かなり・少し）増えた」の割合が高く、「（かなり・少し）減った」の割合は1割未満と低い。行政執行法人については、「（かなり・少し）増えた」との回答は主務省では皆無、法人では1法人のみ。

(中期目標管理法所管課) 【主務省】

区分	a:評価主体による 評価実施業務		b:評価終了後の 各種評価関連業務		c:その他 評価関連業務	
かなり増えた	2	2.9%	1	1.5%	1	1.5%
少し増えた	11	16.2%	9	13.2%	9	13.2%
変わらない	25	36.8%	31	45.6%	37	54.4%
少し減った	20	29.4%	21	30.9%	15	22.1%
かなり減った	5	7.4%	1	1.5%	1	1.5%
無回答	5	7.4%	5	7.4%	5	7.4%
計	68	100%	68	100%	68	100%

(国立研究開発法人所管課)

区分	a:評価主体による 評価実施業務		b:評価終了後の 各種評価関連業務		c:その他 評価関連業務	
かなり増えた	4	11.4%	0	0.0%	0	0.0%
少し増えた	6	17.1%	5	14.3%	6	17.1%
変わらない	17	48.6%	23	65.7%	22	62.9%
少し減った	1	2.9%	0	0.0%	0	0.0%
かなり減った	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
無回答	7	20.0%	7	20.0%	7	20.0%
計	35	100%	35	100%	35	100%

※ 平成26年制度改正後に設立された1法人を所管している4主務省を除く。

(行政執行法人所管課)

区分	a:評価主体による 評価実施業務		b:評価終了後の 各種評価関連業務		c:その他 評価関連業務	
かなり増えた	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
少し増えた	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
変わらない	5	71.4%	7	100%	5	71.4%
少し減った	2	28.6%	0	0.0%	1	14.3%
かなり減った	0	0.0%	0	0.0%	1	14.3%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	7	100%	7	100%	7	100%

(中期目標管理法) 【法人】

区分	a:業務実績・自己 評価書作成業務		b:評価主体による 評価関連業務		c:評価終了後の 各種評価関連業務		d:その他 評価関連業務	
かなり増えた	1	1.9%	1	1.9%	1	1.9%	1	1.9%
少し増えた	5	9.4%	7	13.2%	3	5.7%	5	9.4%
変わらない	34	64.2%	29	54.7%	39	73.6%	38	71.7%
少し減った	11	20.8%	12	22.6%	8	15.1%	7	13.2%
かなり減った	0	0.0%	2	3.8%	0	0.0%	0	0.0%
無回答	2	3.8%	2	3.8%	2	3.8%	2	3.8%
計	53	100%	53	100%	53	100%	53	100%

(国立研究開発法人)

区分	a:業務実績・自己 評価書作成業務		b:評価主体による 評価関連業務		c:評価終了後の 各種評価関連業務		d:その他 評価関連業務	
かなり増えた	1	3.8%	0	0.0%	0	0.0%	1	3.8%
少し増えた	5	19.2%	5	19.2%	3	11.5%	1	3.8%
変わらない	18	69.2%	19	73.1%	23	88.5%	24	92.3%
少し減った	1	3.8%	2	7.7%	0	0.0%	0	0.0%
かなり減った	1	3.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	26	100%	26	100%	26	100%	26	100%

※ 平成26年制度改正後に設立された1法人を除く。

(行政執行法人)

区分	a:業務実績・自己 評価書作成業務		b:評価主体による 評価関連業務		c:評価終了後の 各種評価関連業務		d:その他 評価関連業務	
かなり増えた	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
少し増えた	1	14.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
変わらない	5	71.4%	5	71.4%	6	85.7%	6	85.7%
少し減った	1	14.3%	2	28.6%	1	14.3%	1	14.3%
かなり減った	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	7	100%	7	100%	7	100%	7	100%

② 主務大臣の責任の下で一貫したPDCAサイクルへの影響

平成26年制度改正による主務大臣の責任の下で一貫したPDCAサイクルへの影響については、主務省・法人ともに約6割が「（かなり・少し）強化された」と回答しており、「（かなり・少し）弱くなった」と回答した主務省・法人は皆無。

また、法人類型別にみると、中期目標管理法では主務省・法人ともに約7割、行政執行法人では全ての主務省が「（かなり・少し）強化された」と回答。一方、国立研究開発法人では、主務省・法人ともに他の法人類型に比べて「変わらない」の割合が高い。

【主務省】

② 府省評価委員会が廃止され、主務大臣自らが評価を実施することとなり、自らの評価結果が目標の策定、法人の計画の審査、政策の企画立案等に適時・適切に反映することが可能となりましたが、結果として主務大臣の責任の下で一貫したPDCAサイクルが強化されましたか。（主務省問Ⅰ-1-②）

区分	全 体		中期目標管理法 法人所管課		国立研究開発 法人所管課		行政執行法人 所管課	
かなり強化された	6	5.5%	5	7.4%	0	0.0%	1	14.3%
少し強化された	60	54.5%	43	63.2%	11	31.4%	6	85.7%
変わらない	33	30.0%	15	22.1%	18	51.4%	0	0.0%
少し弱くなった	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
かなり弱くなった	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
無回答	11	10.0%	5	7.4%	6	17.1%	0	0.0%
計	110	100%	68	100%	35	100%	7	100%

※ 平成26年制度改正後に設立された1法人を所管している4主務省を除く。

ア かなり強化された

- 【中】中期目標策定主体と、中期目標に基づく業績の評価主体が同一人格となったことで、プロセス全体を一貫して見渡すことが可能となったため。
- 【中】主務大臣が自ら中期目標期間の見込評価をすることで、主務省が主体的に現状の課題分析を行うことができ、法人と主務省で迅速に問題認識を共有しつつ、その内容を次期中期目標へ盛り込むこと等により、業務を遂行することができたと考えるため。
- 【中】評価の実施過程において、法人とのコミュニケーションが増えたことにより、法人の業務運営、今後の施策等にかかる課題等が明らかになりやすくなったため。また、それら課題等については、評価後ではなく、評価の実施過程において明らかになるものもあり、それを踏まえた評価を実施することができるため。
- 【中】目標策定、業績評価において、主務大臣自らが主導する事により、KPIを明確にし、適宜効果の把握・分析及び評価ができていますと判断したため。
- 【行】主務大臣が主体で評価することにより、政策の実現に法人を貢献させるために、法人が行うべき業務の設定をより細かな面まで目標に反映させやすくなったと感じる。

イ 変わらない

- 【中】従来から目標の策定、事業見直し、政策の反映というサイクル全体は主務大臣の責任のもと行っており、サイクルの一部である評価の実施主体が府省評価委員会から主務大臣に変わっても全体のサイクルが主務大臣の責任のもとに行われていることに変化はないため。
- 【中】府省評価委員会は開催しなくなったものの、主務大臣評価でも有識者懇談会を開催しているため、会議ロジ等に係る負担は変わらない。
- 【研】中長期目標の策定に当たっては、独立行政法人評価制度委員会の意見聴取が義務づけられており、同委員会の意見を踏まえての策定となることから、旧制度とあまり差が生じておらず、「主務大臣の責任の下」で強化されたとは言い難い。

【法人】

② 府省評価委員会が廃止され、主務大臣自らが評価を実施することとなり、主務大臣の評価結果が目標・計画や政策の企画立案等に適時・適切に反映することが可能となりましたが、結果として主務大臣の責任の下で一貫したPDCAサイクルが強化されましたか。（法人問Ⅰ-1-②）

区分	全 体		中期目標管理法 法人		国立研究開発法人		行政執行法人	
かなり強化された	5	5.8%	4	7.5%	0	0.0%	1	14.3%
少し強化された	48	55.8%	32	60.4%	12	46.2%	4	57.1%
変わらない	31	36.0%	15	28.3%	14	53.8%	2	28.6%
少し弱くなった	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
かなり弱くなった	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
無回答	2	2.3%	2	3.8%	0	0.0%	0	0.0%
計	86	100%	53	100%	26	100%	7	100%

※ 平成26年制度改正後に設立された1法人を除く。

ア かなり強化された

- 【中】政策責任者である主務大臣が目標設定、評価、評価結果の反映を一貫して担うようになり、主務省と問題認識を共有することができるようになったため。
- 【中】主務大臣の評価に変わり、省庁の政策の趣旨や組織の理念に合致した事業の評価を得やすくなった。また、成果が可視化しにくい基盤的な調査研究においても、理解を得やすくなり予算の配分が可能となった。
- 【中】主務大臣の評価等を踏まえたPDCA状況を議論等する幹部連絡会議の設置を含め、当該年度の「評価の視点」や前年度の主務大臣の指摘事項を踏まえた業務を実施することを通じて、業務への反映や計画立案に役立てている。
- 【行】評価主体が府省評価委員会から主務大臣になったことに伴い、年度目標・事業計画の策定作業及び業務実績評価作業を進めるに当たって、主務省とのヒアリング、個別の調整等の意思疎通や連携がこれまで以上に緊密となったため。

イ 変わらない

- 【中】主務省を通じて主務大臣とは制度改定以前から密に連携しつつPDCAサイクルを実施している。
- 【中】評価プロセスにおける作成資料や主務官庁への対応業務については従前と変わらない印象のため。
- 【中】府省評価委員会から主務大臣になったが、主務省に独立行政法人評価有識者会議が設置されており、その議論を踏まえて、評価を行っていると考えられ、実質上、大きな変化はないと受け止めている。
- 【研】独法制度改正により、主務大臣の責任の下で一貫したPDCAサイクルが確保された一方、「強化」という観点においては、独法制度改正前から中（長）期目標の策定に当たって評価委員会の意見を聴くこととされているため、大きくは変わらない。

③ 府省評価委員会が廃止されたことによる評価実務の煩雑度への影響

平成26年制度改正で府省評価委員会が廃止されたことによる評価実務の煩雑度への影響については、主務省・法人ともに全項目において「変化なし」との回答が多く、次いで「多少簡素化」との回答が多い。

【主務省】

③ 府省評価委員会が廃止されたことにより、評価実務（a:評価主体による評価実施業務、b:評価終了後の各種評価関連業務、c:その他評価関連業務）は簡素化されましたか、それとも複雑化されましたか。
（主務省問Ⅰ-1-③）

区分	a:評価主体による 評価実施業務		b:評価終了後の 各種評価関連業務		c:その他 評価関連業務	
かなり複雑化	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
多少複雑化	9	8.2%	5	4.5%	6	5.5%
変化なし	52	47.3%	62	56.4%	66	60.0%
多少簡素化	32	29.1%	30	27.3%	25	22.7%
かなり簡素化	5	4.5%	1	0.9%	1	0.9%
無回答	12	10.9%	12	10.9%	12	10.9%
計	110	100%	110	100%	110	100%

※ 平成26年制度改正後に設立された1法人を所管している4主務省を除く。

ア 多少複雑化

a. 評価主体による評価実施業務

【中】評価主体が主務大臣に変更したことにより、評価に係る説明責任の増加に伴う業務の量的増加や質的向上につながり、関係者との調整も増えたため。

b. 評価終了後の各種評価関連業務

【中】評価主体が主務大臣になったことにより、評価終了後に、所管課として、より説明責任が求められる機会が増えたため。

c. その他評価関連業務

【中】法人や独法とりまとめ担当課との連絡・調整の業務量が増加したため。

イ かなり簡素化

a. 評価主体による評価実施業務

【中】実務に関する業務負担は軽減されたと思います。従前は分科会の開催が2回（府省評価委員会、政独委）あり、それぞれの会議開催に当たっての資料作成やロジ面の調整で時間を要していたようですので、改正に当たって、その点が改善されたと思います。

また、主務省が評価を行うことで、年度毎の政策の実施状況を細かに把握し、中期目標達成に向けてのフォローアップや軌道修正を直接指示する事ができるようになったと思います。

【中】複数所管省で幹事的な役割を担っていたこともあり、評価委員会の開催前に委員との日程等の調整、事前説明資料作成及びレク実施、各委員から事前に受領した評価案及び意見等の整理作業、会議の準備・当日の運営、会議後の議事概要作成及び公表、旅費・謝金支払等のロジ作業が膨大となっていたが、主務省が自ら評価を行うようになったため、トータルとして事務負担が軽減された。

【法人】

③ 府省評価委員会が廃止されたことにより、評価実務（a:業務実績・自己評価書作成業務、b:評価主体による評価関連業務、c:評価終了後の各種評価関連業務、d:その他評価関連業務）は簡素化されましたか、それとも複雑化されましたか。
（法人問Ⅰ-1-③）

区分	a:業務実績・自己 評価書作成業務		b:評価主体による 評価関連業務		c:評価終了後の 各種評価関連業務		d:その他 評価関連業務	
かなり複雑化	1	1.2%	1	1.2%	0	0.0%	1	1.2%
多少複雑化	8	9.3%	5	5.8%	3	3.5%	3	3.5%
変化なし	57	66.3%	53	61.6%	66	76.7%	67	77.9%
多少簡素化	18	20.9%	23	26.7%	15	17.4%	13	15.1%
かなり簡素化	0	0.0%	2	2.3%	0	0.0%	0	0.0%
無回答	2	2.3%	2	2.3%	2	2.3%	2	2.3%
計	86	100%	86	100%	86	100%	86	100%

※ 平成26年制度改正後に設立された1法人を除く。

ア かなり複雑化

【研】総務省での審議がなくなった結果、年度の大臣評価が出るまでの時間は短くなったが、主務省における評価は、国立研究開発法人であることから結局、各省庁での国立研究開発法人審議会における諮問が残り、また、当法人の所管省の場合は、国立研究開発法人審議会とは別に経営に関する有識者に意見を聞くプロセスが国立研究開発法人にも追加されたことから（国立研究開発法人審議会の対象となる国立研究開発法人も例外ではない）、同じ短期間での作業となったため、その短期間における資料作成の労の増加、説明の回数増加など結果として以前から変わらない状況か、増えている状況。簡素化には繋がっておらず、増加の傾向と考える。

イ 多少複雑化

【中】従前と比し、当機構の自己評価を含む業務実績報告書については、記載内容の充実が図られたが、それにより、主務省所管課との連絡調整等に時間を要し、結果として業務の増加となりました。

ウ かなり簡素化

b. 評価主体による評価関連業務

【中】府省評価委員会に対する評価実務が減少し、評価制度として、政策責任者である主務大臣による評価は、適切かつ効率的に運用されているため。

【中】当法人は2省で所管され、従前はそれぞれに設置されていた評価委員会において、異なる様式により独自の観点で審議・評価が行われていた。平成27年度以降は一方の省の独立行政法人評価有識者会議に一本化されたことによりかなり簡素化されたところ。

法人類型別の回答状況

法人類型別にみると、主務省では、国立研究開発法人で「（かなり・多少）簡素化」したの割合が他の法人類型に比べて低くなっているが、法人では、法人類型による傾向の違いは特段みられない。

【主務省】

(中期目標管理法人所管課)

区分	a:評価主体による 評価実施業務		b:評価終了後の 各種評価関連業務		c:その他 評価関連業務	
かなり複雑化	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
多少複雑化	5	7.4%	3	4.4%	2	2.9%
変化なし	29	42.6%	34	50.0%	41	60.3%
多少簡素化	25	36.8%	25	36.8%	20	29.4%
かなり簡素化	4	5.9%	1	1.5%	0	0.0%
無回答	5	7.4%	5	7.4%	5	7.4%
計	68	100%	68	100%	68	100%

(国立研究開発法人所管課)

区分	a:評価主体による 評価実施業務		b:評価終了後の 各種評価関連業務		c:その他 評価関連業務	
かなり複雑化	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
多少複雑化	4	11.4%	2	5.7%	4	11.4%
変化なし	20	57.1%	24	68.6%	22	62.9%
多少簡素化	4	11.4%	2	5.7%	2	5.7%
かなり簡素化	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
無回答	7	20.0%	7	20.0%	7	20.0%
計	35	100%	35	100%	35	100%

※ 平成26年制度改正後に設立された1法人を所管している4主務省を除く。

(行政執行法人所管課)

区分	a:評価主体による 評価実施業務		b:評価終了後の 各種評価関連業務		c:その他 評価関連業務	
かなり複雑化	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
多少複雑化	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
変化なし	3	42.9%	4	57.1%	3	42.9%
多少簡素化	3	42.9%	3	42.9%	3	42.9%
かなり簡素化	1	14.3%	0	0.0%	1	14.3%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	7	100%	7	100%	7	100%

【法人】

(中期目標管理法法人)

区分	a:業務実績・自己 評価書作成業務		b:評価主体による 評価関連業務		c:評価終了後の 各種評価関連業務		d:その他 評価関連業務	
かなり複雑化	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
多少複雑化	5	9.4%	4	7.5%	2	3.8%	2	3.8%
変化なし	33	62.3%	29	54.7%	37	69.8%	39	73.6%
多少簡素化	13	24.5%	16	30.2%	12	22.6%	10	18.9%
かなり簡素化	0	0.0%	2	3.8%	0	0.0%	0	0.0%
無回答	2	3.8%	2	3.8%	2	3.8%	2	3.8%
計	53	100%	53	100%	53	100%	53	100%

(国立研究開発法人)

区分	a:業務実績・自己 評価書作成業務		b:評価主体による 評価関連業務		c:評価終了後の 各種評価関連業務		d:その他 評価関連業務	
かなり複雑化	1	3.8%	1	3.8%	0	0.0%	1	3.8%
多少複雑化	2	7.7%	1	3.8%	1	3.8%	1	3.8%
変化なし	19	73.1%	19	73.1%	23	88.5%	22	84.6%
多少簡素化	4	15.4%	5	19.2%	2	7.7%	2	7.7%
かなり簡素化	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	26	100%	26	100%	26	100%	26	100%

※ 平成26年制度改正後に設立された1法人を除く。

(行政執行法人)

区分	a:業務実績・自己 評価書作成業務		b:評価主体による 評価関連業務		c:評価終了後の 各種評価関連業務		d:その他 評価関連業務	
かなり複雑化	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
多少複雑化	1	14.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
変化なし	5	71.4%	5	71.4%	6	85.7%	6	85.7%
多少簡素化	1	14.3%	2	28.6%	1	14.3%	1	14.3%
かなり簡素化	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	7	100%	7	100%	7	100%	7	100%

④ 府省評価委員会の関与がなくなったことによる業務の進捗への影響

平成26年制度改正で府省評価委員会の関与がなくなったことによる業務の進捗への影響については、「変わらない」との回答が多く、「（かなり・多少）遅延化」したと回答した主務省はみられなかった。

【主務省】 ※ 設問の性質上、主務省のみを調査対象とした。

④ 府省評価委員会が廃止され、主務大臣自らが評価を実施することになったことにより、府省評価委員会の関与がなくなった分、a:評価結果による組織・業務見直し、b:予算要求（運営費交付金の算定を含む）、c:政策の企画立案等への反映は迅速化しましたか、それとも却って遅延化しましたか。
（主務省問Ⅰ-1-④）

区分	a:評価結果による組織・業務見直し		b:予算要求（運営費交付金の算定を含む）		c:政策の企画立案等への反映	
かなり遅延化	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
多少遅延化	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
変わらない	66	60.0%	83	75.5%	73	66.4%
多少迅速化	32	29.1%	14	12.7%	25	22.7%
かなり迅速化	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
無回答	12	10.9%	13	11.8%	12	10.9%
計	110	100%	110	100%	110	100%

※ 平成26年制度改正後に設立された1法人を所管している4主務省を除く。

ア 多少迅速化
a. 評価結果による組織・業務見直し

【行】 業績勘案率の評価委員会への諮問が廃止されたこと、また、財務諸表、評価指標及び評価基準並びに短期借入金の評価委員会への諮問が廃止されたことで、評価関連業務が効率化・簡素化され、結果として、組織・業務見直し、予算要求等の迅速化につながっていると考えます。

【研】 主務大臣の評価結果後、速やかに改善策の検討を行うことなどができることから、多少は業務の見直し等は迅速化できていると思われる。

法人類型別の回答状況

（中期目標管理法人所管課）

区分	a:評価結果による組織・業務見直し		b:予算要求（運営費交付金の算定を含む）		c:政策の企画立案等への反映	
かなり遅延化	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
多少遅延化	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
変わらない	40	58.8%	52	76.5%	45	66.2%
多少迅速化	23	33.8%	11	16.2%	18	26.5%
かなり迅速化	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
無回答	5	7.4%	5	7.4%	5	7.4%
計	68	100%	68	100%	68	100%

（国立研究開発法人所管課）

区分	a:評価結果による組織・業務見直し		b:予算要求（運営費交付金の算定を含む）		c:政策の企画立案等への反映	
かなり遅延化	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
多少遅延化	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
変わらない	20	57.1%	25	71.4%	22	62.9%
多少迅速化	8	22.9%	2	5.7%	6	17.1%
かなり迅速化	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
無回答	7	20.0%	8	22.9%	7	20.0%
計	35	100%	35	100%	35	100%

※ 平成26年制度改正後に設立された1法人を所管している4主務省を除く。

（行政執行法人所管課）

区分	a:評価結果による組織・業務見直し		b:予算要求（運営費交付金の算定を含む）		c:政策の企画立案等への反映	
かなり遅延化	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
多少遅延化	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
変わらない	6	85.7%	6	85.7%	6	85.7%
多少迅速化	1	14.3%	1	14.3%	1	14.3%
かなり迅速化	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	7	100%	7	100%	7	100%

主務省において令和2年度の主務大臣評価結果を「b:組織・業務の見直し」に反映したのは約3割、「a:現行の目標の見直し」、「d:国の政策評価」、「e:政策の企画立案」に反映したのは約1割。
法人において令和2年度の自己評価及び主務大臣評価結果を「b:次期以降の計画の策定」に反映したのは約5割、「f:業務手法の見直し」は約4割、「a:法人における現行計画の見直し」「e:法人内部の予算配分」は約2割。
他方、令和2年度に見込評価を実施した26法人を所管する29主務省は、全てで主務大臣評価結果を「c:新目標の策定」に反映。

【主務省】

⑤ 令和2年度の主務大臣評価結果を、a:現行の目標の見直し、b:組織・業務見直し、c:新目標の策定(※)、d:国の政策評価、e:政策の企画立案、f:予算要求(運営費交付金の算定を含む)などに反映させた具体的な事例はありますか。
(主務省問1-1-⑥)

区分	a:現行の目標の見直し		b:組織・業務の見直し		c:新目標の策定		d:国の政策評価		e:政策の企画立案		f:予算要求 (運営費交付金の算定を含む)	
ある	12	10.5%	35	30.7%	29	100%	7	6.1%	10	8.8%	22	19.3%
ない	102	89.5%	79	69.3%	0	0.0%	107	93.9%	104	91.2%	92	80.7%
計	114	100%	114	100%	29	100%	114	100%	114	100%	114	100%

※「c:新目標の策定」は、令和2年度に見込評価を実施した中期目標管理法人及び国立研究開発法人の主管課のみを対象とした。

a. 現行の目標の見直し

【中】競争力強化等の取組について、これまでの評価や政府方針を踏まえて重要度の設定について見直した。
【行】情報セキュリティの対策の推進について、情報セキュリティ対策ベンチマークのスコアを過去の実績を踏まえ、目標平均スコアを3.0から3.5に引き上げた。

b. 組織・業務の見直し

【中】評価結果を踏まえ、他機関との間で協定を締結し、研究等での連携やプランチオフィスの設置等を進めていくこととした。
【中】主務大臣評価時に今後の課題として挙げた「より一層研究者の知見を取り入れる」という点を踏まえ、研究者の状況やアンケート等を踏まえ、各事業において、制度の改善やコロナ対応等が柔軟に行われた。
【中】業務処理の不適正事案の再発防止のため、新たにコンプライアンス推進・人材育成を行う専従の組織を法人において設置予定

c. 新目標の策定

【研】令和2年度の主務大臣評価及び見込評価において、機構内の3部門間の連携が有機的に進んでいると評価され、新目標の策定に当たり、法人の「強み」として、「研究開発成果の最大化」、「その他の業務の質の向上に関する事項」内で新たに項立て
【研】主務大臣の評価結果を受けて法人が実施した組織再編による新たな研究体制等の強化に基づき目標を策定した。

e. 政策の企画立案

【研】評価において主務大臣の指摘事項を踏まえ次年度の研究事業の立案(社会導出を強化すべき等)に反映。

f. 予算要求

【中】評価結果を踏まえた取組強化を図るための施設整備費の新規要求を、令和4年度概算要求に盛り込むべく検討。

【法人】

⑤ 令和2年度の自己評価及び主務大臣評価を、a:法人における現行の計画の見直し、b:次期以降の計画の策定、c:法人内部の組織体制の見直し、d:人事計画、e:法人内部の予算配分、f:業務手法の見直し、g:役職員の処遇に反映した具体的な事例はありますか。(法人問1-1-⑤)

区分	a:法人における現行計画の見直し		b:次期以降の計画の策定		c:法人内部の組織体制の見直し		d:人事計画		e:法人内部の予算配分		f:業務手法の見直し		g:役職員の処遇	
ある	16	18.4%	47	54.0%	25	28.7%	22	25.3%	18	20.7%	32	36.8%	21	24.1%
ない	71	81.6%	40	46.0%	62	71.3%	65	74.7%	69	79.3%	55	63.2%	66	75.9%
計	87	100%	87	100%	87	100%	87	100%	87	100%	87	100%	87	100%

b. 次期以降の計画の策定

【中】主務大臣からの指摘事項等を踏まえ、初の試みとして専用Webサイトを開設し、LIVE配信を行うとともに、専用SNSを開設し、タイムリーな情報発信に努めるなど、周知広報の強化を図った。

c. 法人内部の組織体制の見直し

【中】法務体制・機能の拡充・強化のため、法務室を設置した。
【研】主務大臣評価を踏まえ、次期中長期計画における研究の構成や組織、予算配分等に反映させるとともに、連携強化のための組織見直し(担当部の新設)を行うこととしている。

d. 人事計画

【研】優秀な若手・中堅人材の研究者獲得と人材流動化促進を積極的に行うため、採用制度の効果的な活用やキャリアパスを検討。

e. 法人内部の予算配分

【行】令和元年度業務実績評価の結果(各分野への評定)に基づき、令和3年度の当初予算配分の比率に傾斜を付ける予定。令和元年度業務実績評価の結果(法人全体への評定)に基づき、令和2年12月支給の業績手当の業績率について調整(令和元年度実績評価がA評価であったため、6%増)させた。

f. 業務手法の見直し

【中】社会全体のデジタル化を踏まえたIT基盤の整備を中長期的に行うため、第四期情報体系整備計画の策定に向けた準備を行っている。また、在宅勤務の生産性向上のため、事務処理のデジタル化に着手したが、今後も事務処理を極力簡素化した上で、システム関連のメンテナンス等を実施していくなど、在宅勤務の環境整備に向けた取組を継続して実施する必要がある。

g. 役職員の処遇

【中】退職役員の退職手当に係る業績勘案率、職員の特別手当への反映。

【全ての項目において「ない」とした主務省の意見】

【中】 令和2年度に実施した主務大臣評価の結果を現行の目標の見直し等に反映させた具体的な事例がなかった理由は、令和元年度における業務の実績に関する評価においては、全体として、中期計画に定められたとおり、概ね業務が実施されたことが認められた（とりわけ、一部の事業においては中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められた）ため。

【中】 現行の目標に新目標の策定を含めて特段見直しの必要性が見られないほか、法人は目標を概ね達成しており、組織・業務見直し、政策評価、政策立案等に変更を生じさせる事情も認められないため。

【中】 令和2年度の主務大臣評価は第4期中期目標期間の最終年度の評価となり、現行の第5期中期目標期間における目標の見直しは、今年度実施する中期目標期間の初年度評価結果を踏まえ、その必要性を検討するため。

【行】 主に法定業務をメインに業務を実施しており、着実に業務を実施することが求められている。そのような中、令和2年度評価については各セグメントB以上の評価であり、目標、組織・業務の見直しについては必要ないと判断した。また、新目標については幾つかの数値目標について変更したが、C以下の評価を受けてなど、評価を反映させた目標変更ではなかった。新たな行政ニーズもなかったことから、評価を反映させて新目標は策定はしていない。国の政策評価、政策の企画立案については、法定業務をメインにしており、100%実施してB評価というものだが、それを反映させにくい。政策や法令が大きく変わることは少なく、違う要因（社会的要求など）で変わることが多い。予算要求については、100%調査を実施している中で、評価がB以上であるからといって、増やしても不用になる可能性もあり、反映はさせていない。

法人類型別の回答状況

法人類型別にみると、国立研究開発法人については、主務省では、「d:国の政策評価」、「e:政策の企画立案」に活用事例が「ある」と回答したのは1主務省と特に少ない。行政執行法人については、主務省では、「d:国の政策評価」、「e:政策の企画立案」に活用事例が「ある」と回答したものは皆無。

（中期目標管理法人所管課） 【主務省】

区分	a:現行の目標の見直し		b:組織・業務の見直し		c:新目標の策定		d:国の政策評価		e:政策の企画立案		f:予算要求（運営費交付金の算定を含む）	
ある	7	10.3%	21	30.9%	15	100%	6	8.8%	9	13.2%	11	16.2%
ない	61	89.7%	47	69.1%	0	0.0%	62	91.2%	59	86.8%	57	83.8%
計	68	100%	68	100%	15	100%	68	100%	68	100%	68	100%

※ 「c:新目標の策定」は、令和2年度に見込評価を実施した中期目標管理法人の主管課のみを対象とした。

（国立研究開発法人所管課）

区分	a:現行の目標の見直し		b:組織・業務の見直し		c:新目標の策定		d:国の政策評価		e:政策の企画立案		f:予算要求（運営費交付金の算定を含む）	
ある	3	7.7%	13	33.3%	14	100%	1	2.6%	1	2.6%	10	25.6%
ない	36	92.3%	26	66.7%	0	0.0%	38	97.4%	38	97.4%	29	74.4%
計	39	100%	39	100%	14	100%	39	100%	39	100%	39	100%

※ 「c:新目標の策定」は、令和2年度に見込評価を実施した国立研究開発法人の主管課のみを対象とした。

（行政執行法人所管課）

区分	a:現行の目標の見直し		b:組織・業務の見直し		c:新目標の策定		d:国の政策評価		e:政策の企画立案		f:予算要求（運営費交付金の算定を含む）	
ある	2	28.6%	1	14.3%	—	—	0	0.0%	0	0.0%	1	14.3%
ない	5	71.4%	6	85.7%	—	—	7	100%	7	100%	6	85.7%
計	7	100%	7	100%	—	—	7	100%	7	100%	7	100%

※ 「c:新目標の策定」については、行政執行法人は見込評価の対象ではないため、該当しない。

【全ての項目において「ない」とした法人の意見】

【中】 主務大臣評価は標準であるBがほとんどであり、実績を踏まえた業務の見直し等を求めるような具体的な指摘は受けていないため。

【中】 各評価項目において、標準の「B」未満の評価は受けていないが、計画の達成が危ぶまれると見込まれる場合は、人員配置等必要な措置を取っている。

【中】 令和2年度に実施した自己評価及び主務大臣評価では、要改善や要見直しと評価された項目（評定C、Dの項目）はなく、また、主務大臣評価における指摘事項等についても、令和3年度に実施する自己評価において個々の指摘に対する対応状況を報告する予定だが、a～gに直ちに反映すべきものはなかったため。

【研】 評価結果や指摘内容等を踏まえて、計画の策定や組織体制の見直しを行うなど、全体として、全く考慮していないわけではありませんが、直接的な事例を示せないことから「なし」を選択しています。

（中期目標管理法） 【法人】

区分	a:法人における現行計画の見直し		b:次期以降の計画の策定		c:法人内部の組織体制の見直し		d:人事計画		e:法人内部の予算配分		f:業務手法の見直し		g:役職員の処遇	
ある	10	18.9%	28	52.8%	17	32.1%	12	22.6%	9	17.0%	20	37.7%	11	20.8%
ない	43	81.1%	25	47.2%	36	67.9%	41	77.4%	44	83.0%	33	62.3%	42	79.2%
計	53	100%	53	100%	53	100%	53	100%	53	100%	53	100%	53	100%

（国立研究開発法人）

区分	a:法人における現行計画の見直し		b:次期以降の計画の策定		c:法人内部の組織体制の見直し		d:人事計画		e:法人内部の予算配分		f:業務手法の見直し		g:役職員の処遇	
ある	5	5.7%	13	48.1%	7	25.9%	9	33.3%	7	25.9%	11	40.7%	9	33.3%
ない	22	25.3%	14	51.9%	20	74.1%	18	66.7%	20	74.1%	16	59.3%	18	66.7%
計	27	31%	27	100%	27	100%	27	100%	27	100%	27	100%	27	100%

（行政執行法人）

区分	a:法人における現行計画の見直し		b:次期以降の計画の策定		c:法人内部の組織体制の見直し		d:人事計画		e:法人内部の予算配分		f:業務手法の見直し		g:役職員の処遇	
ある	1	14.3%	6	85.7%	1	14.3%	1	14.3%	2	28.6%	1	14.3%	1	14.3%
ない	6	85.7%	1	14.3%	6	85.7%	6	85.7%	5	71.4%	6	85.7%	6	85.7%
計	7	100%	7	100%	7	100%	7	100%	7	100%	7	100%	7	100%

ヒアリング調査で把握した評価結果の活用例（法人内部の予算配分）

当該法人では、令和元年度までは、法人内の全分野で前年度最終予算額に対して毎年度10%を一律削減し、これにより確保された予算額を、特別な案件が発生した場合への備えとするほか、新たな技術・手法の導入にチャレンジしたい部門から提案のあった案件のうち、理事長等によって取り組むべきと判断された分野に再配分していた。

令和2年度の当初予算の法人内の配分からは、令和元年度に実施した平成30事業年度分の評価書の項目別評定によって傾斜を付けることとし、S評定：-0%、A：-8%、B：-15%の削減率とすることで、評価結果を予算に反映し、職員のモチベーションの向上に結び付ける取組を実施した。その上で、確保された予算額は、より効果的・戦略的に配分すべく、どのような事業に重点的に配分するかを理事長等が決定し、その定めた重点分野に沿った事業や災害等による突発的な施設又は機器の故障の修繕に優先的に配分することとした。

また、令和3年度においては、評価結果による削減ではなく、一律に全分野15%カットした上で、評価結果によりS評定：+15%、A：+8%、B：+0%で還元することとした。

なお、これまでC、D評定となった実績はなかったものの、万一C又はD評定となった場合であっても、当該法人の全体方針として、当該事業のてこ入れ等のために追加的にリソースを投入する必要があるという判断となった場合には、重点的に配分することもあり得る。

上記の設問に関する留意事項

上記の設問において、令和2年度の評価結果を反映させた具体的な事例が「ない」と回答した一部の主務省及び法人（主務省8主管課、20法人）に対してヒアリングを実施したところ、以下のとおり、調査票形式による調査結果が必ずしも実態を表していない状況が見られた。

このことから、設問の関係で適切な実態把握となっていない可能性があり、今後同様の調査票形式による調査を行う際には、設問の立て方に留意する必要があると考えられる。

（例1）令和2年度の主務大臣評価において、目標や業務内容等について特段見直しを求められていないため、評価結果に基づいて改善した事項がなかった。（8主管課中3主管課、16法人中10法人）

（例2）評価書の作成時点で明らかとなった新たな事実に基づき見直し等を行った事例がなかったため「活用していない」と回答したが、年間を通したPDCAサイクルを回すことは重要だと考えており、定期的に目標や測定指標の進捗状況を把握し、法人の業務運営の改善等を図っている。（ヒアリングした8主管課全てで同様の意見あり）

2 法人類型の新設

① 法人類型の新設による評価関連業務の業務量への影響

法人類型の新設による業務量への影響については、主務省・法人ともに「変わらない」との回答が多い。

【主務省】

① 法人類型の新設により主務省として法人関係業務（a:評価関連業務（対法人）、b:評価関連業務（対府省内）、c:評価関連業務（対法人の他の主務省）、d:評価関連業務（対制度官庁）、e:評価関連業務（左記以外に対するもの））の業務量に変化はありましたか。（主務省問Ⅰ-2-①）

区分	a:評価関連業務 (対法人)		b:評価関連業務 (対府省内)		c:評価関連業務 (対法人の他の 主務省)		d:評価関連業務 (対制度官庁)		e:評価関連業務 (左記以外に対 するもの)	
かなり増えた	1	0.9%	1	0.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
少し増えた	7	6.4%	4	3.6%	1	0.9%	3	2.7%	2	1.8%
変わらない	82	74.5%	84	76.4%	44	40.0%	87	79.1%	93	84.5%
少し減った	6	5.5%	7	6.4%	2	1.8%	6	5.5%	1	0.9%
かなり減った	1	0.9%	1	0.9%	0	0.0%	1	0.9%	1	0.9%
該当なし	0	0.0%	0	0.0%	53	48.2%	0	0.0%	0	0.0%
無回答	13	11.8%	13	11.8%	10	9.1%	13	11.8%	13	11.8%
計	110	100%	110	100%	110	100%	110	100%	110	100%

※ 平成26年制度改正後に設立された1法人を所管している4主務省を除く。

ア かなり増えた

b. 評価関連業務（対府省内）

【研】改正前の独立行政法人通則法では同法第十二条で規定されている独立行政法人評価委員会を当省でも設立され、当該独立行政法人評価委員会が事務的な業務及び評価に関する業務を主導していた。

一方、改正後の独立行政法人通則法第三十五条の六の規定により主務大臣による評価を実施することとなり、同条第六項に規定される審議会等の設置・運営に係る事務を自らが主導していくこととなった。

以上のことから、改正前後で業務量は変化し、業務量について「かなり増えた」と回答している。

イ 少し増えた

b. 評価関連業務（対府省内）

【中】省内関係部署との質疑応答に要する作業量が若干増えたと思われるため。

ウ かなり減った

【行】行政執行法人となり、中期目標期間終了時の目標見直し業務が廃止となったことで、業務の減につながっていると考える。

【法人】

① 法人類型の新設により、a:評価関連業務（法人内）、b:評価関連業務（対主務省）、c:評価関連業務（対制度官庁）、d:評価関連業務（左記以外に対するもの）の業務量に変化はありましたか。（法人問Ⅰ-2-①）

区分	a:評価関連業務 (法人内)		b:評価関連業務 (対主務省)		c:評価関連業務 (対制度官庁)		d:評価関連業務 (左記以外に対 するもの)	
かなり増えた	2	2.3%	6	7.0%	0	0.0%	0	0.0%
少し増えた	9	10.5%	5	5.8%	1	1.2%	1	1.2%
変わらない	68	79.1%	69	80.2%	78	90.7%	78	90.7%
少し減った	4	4.7%	3	3.5%	3	3.5%	3	3.5%
かなり減った	1	1.2%	1	1.2%	1	1.2%	1	1.2%
無回答	2	2.3%	2	2.3%	3	3.5%	3	3.5%
計	86	100%	86	100%	86	100%	86	100%

※ 平成26年制度改正後に設立された1法人を除く。

ア かなり増えた

b. 評価関連業務（対主務省）

【研】法人類型の新設前後の業務量を客観的に比較することは困難だが、1）国立研究開発法人審議会の開催時期が独法評価委員会よりも早まったこと、2）エビデンスに基づく厳正な自己評価や、外部評価における自己評価の妥当性検証を行うために、実績や評価の指標となる情報の整理や業務実績報告書の作成に係る業務量は増加した。

【研】緊急事態宣言による出勤率削減への貢献という例年より時間・人員が限られた中で、年度評価に加えて中間評価にも対応するための作成資料が倍に増えた。

イ 少し増えた

a. 評価関連業務（法人内）

【中】中期目標期間の最終年度に、見込評価と年度評価の両方を実施する点が業務が増えた点。2年連続で評価書（業務実績等報告書）を2冊作成することとなったため、中期目標管理法人の自己評価については負担が増えたと思われる。

ウ 変わらない

【中】旧制度下では目標期間の設定が5年間であったが、主務省の意向により目標期間を4年に設定された程度で、法人類型の新設による大きな影響はない。

【中】法人類型の新設による業務量について「変わらない」と回答した理由として、職員の異動により改正前後の比較が困難であったため。

エ かなり減った

【行】当法人は、法人類型の新設に伴い中期目標管理型から単年度管理型の行政執行法人となった。これに伴い、中期的な視点から参考となるべき事項はあるものの、過去の資料からは、府省評価委員会等の中期目標期間終了時における実務上の作業がかなり減ったと推察。

法人類型別の回答状況

法人類型別にみると、全ての法人類型の主務省・法人において、全ての項目で「変わらない」との回答が多い。
また、法人類型別の回答傾向の違いは特段みられない。

(中期目標管理法人所管課) 【主務省】

区分	a:評価関連業務 (対法人)		b:評価関連業務 (対府省内)		c:評価関連業務 (対法人の他の 主務省)		d:評価関連業務 (対制度官庁)		e:評価関連業務 (左記以外に対 するもの)	
かなり増えた	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
少し増えた	3	4.4%	1	1.5%	0	0.0%	2	2.9%	1	1.5%
変わらない	55	80.9%	56	82.4%	27	39.7%	57	83.8%	61	89.7%
少し減った	5	7.4%	6	8.8%	2	2.9%	4	5.9%	1	1.5%
かなり減った	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
該当なし	0	0.0%	0	0.0%	34	50.0%	0	0.0%	0	0.0%
無回答	5	7.4%	5	7.4%	5	7.4%	5	7.4%	5	7.4%
計	68	100%	68	100%	68	100%	68	100%	68	100%

(国立研究開発法人所管課)

区分	a:評価関連業務 (対法人)		b:評価関連業務 (対府省内)		c:評価関連業務 (対法人の他の 主務省)		d:評価関連業務 (対制度官庁)		e:評価関連業務 (左記以外に対 するもの)	
かなり増えた	1	2.9%	1	2.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
少し増えた	3	8.6%	2	5.7%	1	2.9%	0	0.0%	1	2.9%
変わらない	22	62.9%	23	65.7%	17	48.6%	26	74.3%	26	74.3%
少し減った	1	2.9%	1	2.9%	0	0.0%	1	2.9%	0	0.0%
かなり減った	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
該当なし	0	0.0%	0	0.0%	12	34.3%	0	0.0%	0	0.0%
無回答	8	22.9%	8	22.9%	5	14.3%	8	22.9%	8	22.9%
計	35	100%	35	100%	35	100%	35	100%	35	100%

※ 平成26年制度改正後に設立された1法人を所管している4主務省を除く。

(行政執行法人所管課)

区分	a:評価関連業務 (対法人)		b:評価関連業務 (対府省内)		c:評価関連業務 (対法人の他の 主務省)		d:評価関連業務 (対制度官庁)		e:評価関連業務 (左記以外に対 するもの)	
かなり増えた	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
少し増えた	1	14.3%	1	14.3%	0	0.0%	1	14.3%	0	0.0%
変わらない	5	71.4%	5	71.4%	0	0.0%	4	57.1%	6	85.7%
少し減った	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	14.3%	0	0.0%
かなり減った	1	14.3%	1	14.3%	0	0.0%	1	14.3%	1	14.3%
該当なし	0	0.0%	0	0.0%	7	100%	0	0.0%	0	0.0%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	7	100%	7	100%	7	100%	7	100%	7	100%

(中期目標管理法入) 【法人】

区分	a:評価関連業務 (法人内)		b:評価関連業務 (対主務省)		c:評価関連業務 (対制度官庁)		d:評価関連業務 (左記以外に対 するもの)	
かなり増えた	1	1.9%	2	3.8%	0	0.0%	0	0.0%
少し増えた	3	5.7%	1	1.9%	1	1.9%	1	1.9%
変わらない	47	88.7%	48	90.6%	48	90.6%	48	90.6%
少し減った	0	0.0%	0	0.0%	1	1.9%	1	1.9%
かなり減った	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
無回答	2	3.8%	2	3.8%	3	5.7%	3	5.7%
計	53	100%	53	100%	53	100%	53	100%

(国立研究開発法人)

区分	a:評価関連業務 (法人内)		b:評価関連業務 (対主務省)		c:評価関連業務 (対制度官庁)		d:評価関連業務 (左記以外に対 するもの)	
かなり増えた	1	3.8%	4	15.4%	0	0.0%	0	0.0%
少し増えた	5	19.2%	3	11.5%	0	0.0%	0	0.0%
変わらない	17	65.4%	17	65.4%	24	92.3%	24	92.3%
少し減った	3	11.5%	2	7.7%	2	7.7%	2	7.7%
かなり減った	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	26	100%	26	100%	26	100%	26	100%

※ 平成26年制度改正後に設立された1法人を除く。

(行政執行法人)

区分	a:評価関連業務 (法人内)		b:評価関連業務 (対主務省)		c:評価関連業務 (対制度官庁)		d:評価関連業務 (左記以外に対 するもの)	
かなり増えた	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
少し増えた	1	14.3%	1	14.3%	0	0.0%	0	0.0%
変わらない	4	57.1%	4	57.1%	6	85.7%	6	85.7%
少し減った	1	14.3%	1	14.3%	0	0.0%	0	0.0%
かなり減った	1	14.3%	1	14.3%	1	14.3%	1	14.3%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	7	100%	7	100%	7	100%	7	100%

② 法人類型の新設による目標達成への寄与度

法人類型の新設が目標達成に与える影響については、主務省・法人ともに「（大いに・少し）役立っている」が5割強、「どちらともいえない」が5割弱。

法人類型別にみると、中期目標管理法人は「どちらともいえない」が過半数。国立研究開発法人は「（大いに・少し）役立っている」が主務省で6割強、法人で8割強と特に高い。行政執行法人は「（大いに・少し）役立っている」と「どちらともいえない」がともに主務省で約4割、「どちらともいえない」が法人で約6割。

【主務省】

② 法人類型の新設の目的は、それぞれ、国民ニーズに即した多様・良質なサービスの提供（中期目標管理法人）、公益に資する研究開発（国立研究開発法人）、国の行政事務と密接に関連した事務・事業の執行（行政執行法人）と理解されますが、法人類型の新設は、所管する法人が与えられた目標を達成するため役立っていると考えますか。（主務省問 1-2-②）

区分	全 体		中期目標管理 法人所管課		国立研究開発 法人所管課		行政執行法人 所管課	
全く役立っていない	1	0.9%	0	0.0%	0	0.0%	1	14.3%
あまり役立っていない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
どちらともいえない	55	48.2%	38	55.9%	14	35.9%	3	42.9%
少し役立っている	39	34.2%	27	39.7%	11	28.2%	1	14.3%
大いに役立っている	19	16.7%	3	4.4%	14	35.9%	2	28.6%
計	114	100%	68	100%	39	100%	7	100%

ア 全く役に立っていない

【行】 類型は変わったが法定業務が大きく変更しておらず目標が大きく変更されたわけではないため。

イ 少し役立っている

【中】 制度改正前は一律に規定されていた独立行政法人が、業務の特性に応じて3つに分類されたことで、法人の目的が明確になり、主務省としても5年という中期的なスパンでの目標の策定がしやすくなったと考えている。

【研】 国立研究開発法人の分類があることで、研究開発の事務及び事業における長期性、不確実性、専門性等の法人の特性への配慮が明確化されている。

【研】 評価等の際に政策や制度により特化した外部委員からの評価を受けることができるようになった。

ウ 大いに役立っている

【中】 法人の業務の特性に応じた主務大臣による目標の策定や法人による計画の策定を行い目標達成に向けた業務の遂行が可能となったと思慮したため。

【中】 法人の役割が明確になっており、自立的な業務運営の確保につながっていると考えられるため。

【中】 財務状況の安定化に向けて今後何が必要かという点で評価できる意味で、法人類型は役立っている。

【研】 研究開発の事務及び事業の長期性、不確実性、予見不可能性、専門性といった特徴を踏まえ、中長期目標期間が5年から7年に延びたことにより、適切な頻度で見込評価や期末評価を行うことができるようになった。

【研】 国立研究開発法人として、組織が軸とすべき事業の目的が明確になっていることは、法人内のガバナンス強化に貢献しているのではないかと思料する。

【行】 法令に基づき主務省の指示により、登録検査、立入検査、監視、登録認定機関の調査等を実施しているが、これら全ての業務は国の行政と一体となって実施しており、行政執行法人であることは必須であると考える。

【法人】

② 法人類型の新設の目的は、それぞれ、国民ニーズに即した多様・良質なサービスの提供（中期目標管理法人）、公益に資する研究開発（国立研究開発法人）、国の行政事務と密接に関連した事務・事業の執行（行政執行法人）と理解されますが、法人類型の新設は、法人が与えられた目標を達成するため役立っていると考えますか。（法人問 1-2-②）

区分	全 体		中期目標 管理法人		国立研究 開発法人		行政執行法人	
全く役立っていない	1	1.1%	0	0.0%	1	3.7%	0	0.0%
あまり役立っていない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
どちらともいえない	40	46.0%	33	62.3%	3	11.1%	4	57.1%
少し役立っている	36	41.4%	18	34.0%	17	63.0%	1	14.3%
大いに役立っている	10	11.5%	2	3.8%	6	22.2%	2	28.6%
計	87	100%	53	100%	27	100%	7	100%

ア 全く役に立っていない

【研】 成果の社会実装よりも、老朽化施設の維持管理/廃止措置/安全対策が喫緊かつ最優先課題。

イ どちらともいえない

【中】 類型化される前から当法人の目標の結果（評価）はステークホルダーへ直結すると認識していたため。

【中】 当法人は給付が主たる目的であるが、主務省は若年層の対象者拡大に目標の主眼を置いている。

ウ 少し役立っている

【中】 法人類型が整備されたことで、他法人の事例調査時などにおいて比較対象としやすくなり、横断的な視点が養われたと認識している。

【中】 評価に当たってアウトカムに着目することは、当機構の設立目的を踏まえた各事業の業務執行の方向性の明確化に寄与している。

【研】 国立研究開発法人になったことにより、目的がより明確になったものと思われる。

【研】 国民に対して法人の役割が明確に認識してもらえるようになった。

【研】 国立研究開発法人等の類型化がされたことで、法人としての位置づけ等が分かりやすくなったため、目標の達成（研究開発の推進）に向けて、関係者等との調整が円滑に行いやすくなった。一方で、当所は、事業官庁である主務省のニーズに対応し、その成果を現場実装するための技術開発を行っている。そのため、シーズ型の研究開発を行う国立研究開発法人とは性格が異なるため、27国立研究開発法人の中で一律に評価されることは難しい。

【行】 行政執行法人とされたことは、法に基づく公権力の行使など国の行政事務と密接に関連した業務の実施に役立っており、役職員が国家公務員の身分を維持したことは、職員の士気・モチベーションを高める一因になっている。

エ 大いに役立っている

【研】 国立研究開発法人としての目標が明確になった。

【行】 役職員の身分を国家公務員としており、円滑に業務を行うことができている。13

③ 中期目標管理法・行政執行法人とされたことによる影響

中期目標管理法・行政執行法人とされたことによる予算獲得等への影響については、大多数が「どちらともいえない」と回答。法人類型別にみると、行政執行法人については、「（あまり・全く）役立っていない」が「d:調達・契約」で約4割、「f:自己収入の確保」で約3割で消極的な回答あり。

【法人】（中期目標管理法・行政執行法人）※ 設問の性質上、法人のみを調査対象とした。

③ 中期目標管理法・行政執行法人とされたことは、a:予算・資金の獲得、b:主要業務、c:評価関連業務、d:調達・契約、e:人事・雇用、f:自己収入の確保、g:職員の士気・モチベーションの向上に役立っていますか。（法人問Ⅰ-2-④）

区分	a:予算・資金の獲得		b:主要業務		c:評価関連業務		d:調達・契約		e:人事・雇用		f:自己収入の確保		g:職員の士気・モチベーション	
全く役立っていない	2	3.3%	0	0.0%	0	0.0%	2	3.3%	0	0.0%	3	5.0%	0	0.0%
あまり役立っていない	1	1.7%	0	0.0%	1	1.7%	3	5.0%	0	0.0%	1	1.7%	0	0.0%
どちらともいえない	51	85.0%	44	73.3%	42	70.0%	51	85.0%	53	88.3%	52	86.7%	52	86.7%
少し役立っている	6	10.0%	15	25.0%	15	25.0%	4	6.7%	6	10.0%	4	6.7%	8	13.3%
大いに役立っている	0	0.0%	1	1.7%	2	3.3%	0	0.0%	1	1.7%	0	0.0%	0	0.0%
計	60	100%	60	100%	60	100%	60	100%	60	100%	60	100%	60	100%

【中】 通則法第29条第2項及び通則法第30条第2項の見直し：現行法令では以下のとおりの定めがあり、法人に本来期待される役割（国民に対して提供するサービス）に比して、業務運営や財務等、管理面における目標設定や評価の項目が過剰と思われる。については、両項とも第三号以下を、例えば「業務運営の効率化に関する事項」に一本化することで法人の特性に合った目標設定や評価を行うように改めることができないか。

調達の合理化：「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）において、総務省は「現行の随意契約見直し計画の枠組みや契約実績の公表について見直しを行い、調達に関する新たなルールを策定する」こととされたことに基づき、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）」が定められたが、調達手続に係る事務手続コストが引き続き大きいと感じるところ。「公正かつ透明な」調達手続が求められながらも、「適切で、迅速かつ効果的な」調達が実現するよう法人ごとに一定の裁量を与えることができないか。

【中】 一口に独立行政法人と言っても法人ごとに業務特性が異なる中、法人類型が新設されバリエーションが設けられたことは有意義と思料。ただ、事業の区切りが5年では成否を断じる期間としてはなおも短い。また当該期間の定量的成果のバラティリティは大きく、かつそれは実際の当機構の貢献水準となおも乖離がある（単年度評価では本傾向が一層強い）。

したがって、新設された法人類型化が今後はさらに推し進められ、当機構事業をより長い期間で評価するフレームワークが整えられることが望ましい（国レベルの計画に目を向ければ、当機構と密接な関わりのある計画は数十年単位で目標設定がなされている）。

【行】 国の行政事務と密接に関連して行われる業務に携わることが明確化された点は、基幹業務の実施に役立っている。他方で、行政執行法人の目的（国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示の下に確実に執行することが求められる事務・事業の遂行）を達成するには、主務大臣が長期的な政策を企画立案した上で、独法が実施すべき業務を単年度の目標として設定し、御指示いただく必要があると考える。

「独立行政法人の目標の策定に関する指針」では、「国の政策体系上の当該法人の位置づけ、当該法人の役割（ミッション）、当該法人と国の政策・施策・事務事業との関係等について、具体的かつ明確に記載する」旨記載されているが、長期的な視点から国の政策と独法の業務との関係性を考慮し、目標を設定する必要性を指針に追記することを御検討いただきたい。

さらに、行政執行法人の性格上、運営費交付金の増額は、基本的には義務的な基幹業務（定期的なシステムの大規模改修等）が優先される。一方で、社会全体が加速度的な勢いでデジタル化していく中で、デジタルデータへのアクセスを容易にするためのデータのさらなる充実など、時代の変化に迅速に対処することが求められる業務の場合、補正予算を要求することが考えられるが、翌年度に繰り越せない以上、補正予算成立後の2～3月中に執行可能な場合しか要求できないことから、中長期的な業務については要求することが難しい。そのため、行政執行法人であっても、必要に応じて、中期的な予算執行を可能にすることを御検討いただきたい。

【行】 行政執行法人に分類され、運営費交付金債務の翌年度への繰越しができないため、検査・分析機関として必要な大型機器の導入・更新や高価なシステムの導入・更新の計画的な実施が困難となっている。

【行】 単年度執行となったため、大型機器等の購入などそれまで中期的に調達を行っていたものを単年度で調達しなければならなくなり、調達スケジュールの調整等負担が大きくなった。

【行】 業務面に関しては、主務大臣が数量を定め、また、その数量等は各省庁の毎年度の予算に依存するため、職員の士気やモチベーション等を含め、事業が単年度で完結する行政執行法人に沿ったものといえる。

(中期目標管理法)

【法人】

区分	a:予算・資金の獲得		b:主要業務		c:評価関連業務		d:調達・契約		e:人事・雇用		f:自己収入の確保		g:職員の士気・モチベーション	
全く役立っていない	2	3.8%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.9%	0	0.0%	2	3.8%	0	0.0%
あまり役立っていない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
どちらともいえない	46	86.8%	39	73.6%	39	73.6%	47	88.7%	47	88.7%	47	88.7%	47	88.7%
少し役立っている	5	9.4%	14	26.4%	13	24.5%	4	7.5%	6	11.3%	4	7.5%	6	11.3%
大いに役立っている	0	0.0%	0	0.0%	1	1.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	53	100%	53	100%	53	100%	53	100%	53	100%	53	100%	53	100%

(行政執行法人)

区分	a:予算・資金の獲得		b:主要業務		c:評価関連業務		d:調達・契約		e:人事・雇用		f:自己収入の確保		g:職員の士気・モチベーション	
全く役立っていない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	14.3%	0	0.0%	1	14.3%	0	0.0%
あまり役立っていない	1	14.3%	0	0.0%	1	14.3%	2	28.6%	0	0.0%	1	14.3%	0	0.0%
どちらともいえない	5	71.4%	5	71.4%	3	42.9%	4	57.1%	6	85.7%	5	71.4%	5	71.4%
少し役立っている	1	14.3%	1	14.3%	2	28.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	28.6%
大いに役立っている	0	0.0%	1	14.3%	1	14.3%	0	0.0%	1	14.3%	0	0.0%	0	0.0%
計	7	100%	7	100%	7	100%	7	100%	7	100%	7	100%	7	100%

④ 国立研究開発法人とされたことによる影響

統計分析結果によると、国立研究開発法人の方が、他の法人類型に比べ、「a:予算・資金の獲得」、「b:研究開発」、「d:調達・契約」、「e:人事・雇用」、「g:職員の士気・モチベーション」で「（大いに・少し）役に立っている」と回答している傾向。

【法人】（国立研究開発法人）

※ 設問の性質上、法人のみを調査対象とした。

④ 国立研究開発法人とされたことは、a:予算・資金の獲得、b:研究開発、c:評価関連業務、d:調達・契約、e:人事・雇用、f:自己収入の確保、g:職員の士気・モチベーションの向上に役立っていますか。（法人問1-2-⑤）

区分	a:予算・資金の獲得		b:研究開発		c:評価関連業務		d:調達・契約		e:人事・雇用		f:自己収入の確保		g:職員の士気・モチベーション	
全く役立っていない	1	3.7%	1	3.7%	2	7.4%	0	0.0%	0	0.0%	2	7.4%	1	3.7%
あまり役立っていない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	3.7%	1	3.7%
どちらともいえない	14	51.9%	6	22.2%	12	44.4%	14	51.9%	11	40.7%	15	55.6%	10	37.0%
少し役立っている	11	40.7%	17	63.0%	10	37.0%	11	40.7%	14	51.9%	7	25.9%	13	48.1%
大いに役立っている	1	3.7%	3	11.1%	3	11.1%	2	7.4%	2	7.4%	2	7.4%	2	7.4%
計	27	100%	27	100%	27	100%	27	100%	27	100%	27	100%	27	100%

【研】 公益に資する研究開発に、より集中できるようになっている。国立研究開発法人であることで、中長期的な視点で業務が実施できる。

【研】 国立研究開発法人とされたことで、特定国立研究開発法人の指定を受けることができた。それに伴い、d:調達・契約（特例随契）や、e:人事・雇用（「特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法」第6条の適用）等の面で運営が改善されている。

c:評価関連業務に関して、調書では見えない、研究開発の実績の適切性、方向性など、外部の専門家の意見を聞けるのはメリットである。

【研】 調達・契約においては、国立研究開発法人とされたことでルール統一化など簡素化などで役立つことなどがあつたと感じており、この点については国立研究開発法人化したことにより影響があつたのではないかと。しかしながら、評価関連業務に関しては、当機構の場合、所管官庁の評価方針が総務省評価指針の中期目標管理法の考え方を国立研究開発法人にも準用するとされており、一方で「失敗を恐れぬ研究開発の推進」という総務省評価指針の考え方については勘案されていないと感じている。そのため、評価においては、国立研究開発法人とされたことが逆にマイナスとなっているのではないか、という認識が組織内にある。

3 目標指針・評価指針の策定

①～③ 定性的な目標とならざるを得ない事務等の有無

※ 設問の性質上、主務省のみを調査対象とした。

定性的な目標とならざるを得ない事務等については、中期目標管理法人及び国立研究開発法人の主務省は約半数が「ある」と回答。
また、行政執行法人では、「客観的な検証が不可能な事務等」について、2主務省が「ある」と回答。

- ① 目標指針では中期目標管理法人の「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」は、できる限り定量的な目標（関連する定量指標、基準となる実績値等を含む）を定めることとなっていますが、業務の特性等から定性的な目標とならざるを得ない事務・事業はありますか。（主務省問Ⅰ-3-①）

【主務省】

区分	中期目標管理法人所管課	
ある	38	55.9%
ない	30	44.1%
計	68	100.0%

【中】主たる業務を滞りなく確実かつ適切に実施することが求められており、こうした特性を踏まえた定量的な目標設定に困難さを感じている。

【中】外交上の重要地域・国を踏まえた機動的、戦略的な事業実施を目標として設定しているところ、事業の重点化等を含めた効果的な事業の実施について、必ずしも定量的な指標を設定することが困難。

【中】社会実装に結びついているかや、論文の被引用率等の一面的な指標で成果を図ることが困難。また、当初は日の目をみていない研究が、何十年もあとにノーベル賞を受賞することなどもあり、短期スパンで評価することも困難であるため、各年度に定量的な水準で評価することが難しい。

【中】一時金支払等業務及び補償金支払等業務が該当するが、本事業は各法律により対象となる国民に対して支払いを行う業務であるため、定量的な目標設定ができない。

【中】単に運用収益率の確保だけで評価できるものではなく、法人の業務運営が適切であったかを総合的に評価する必要があるため、定量的な目標で評価を行うことが困難であることから、定性的な評価目標を設定している。

【中】ニーズを踏まえた取組については定性的な目標とならざるを得ない業務がある。

【中】資産の安全かつ効率的な運用に関しては、ポートフォリオの各資産の収益率がベンチマークに相当する収益率を確保できるように努めるとしているが、取組如何によらず資産運用の環境に大きく左右され、ある程度の長期的運用で判断されるものであるため、定量的な目標設定に馴染まない。

【中】受給資格のある者への適切な給付のため、毎年度、支給停止該当の有無や生存確認を定期的に行う（受給者への現況届を送付）とともに、支給停止及び失権に係る事務を適格に処理している。これは適切な給付のための事務処理であり、定量的指標を定めることは困難。

【中】業務の特性上、外的要因の影響を受ける項目の評価は定性的にならざるを得ない。

【中】制度所管官庁からの指示等に基づく、クラウドサービスの安全性評価に係る制度運営・審査業務の遅滞のない着実な実施。（法令による業務）

【中】積立金の管理における管理業務について、関連した指標は設定してはいるが、適正な管理がされているかについて客観的な数字で測定するのは難しいと考える。

- ② 目標指針では国立研究開発法人の「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」は、できる限りアウトカムと関連させた目標を具体的かつ明確に定め、目標の特性に応じ定量的な水準・観点について考慮することとなっていますが、業務の特性からこれらを反映できない事務・事業はありますか。（主務省問Ⅰ-3-②）

【主務省】

区分	国立研究開発法人所管課	
ある	19	48.7%
ない	20	51.3%
計	39	100.0%

【研】各プロジェクトのアウトプット・アウトカムのKPIを定めているが、その中で、研究開発の基盤整備・環境整備等に係る項目のうち定量的評価が困難なものについては、管理指標を別途設け総合的に評価している。

【研】最先端の研究開発を実施しており、具体的にどのように社会・経済に生かすことができるか、どの程度の水準を達成すべきかについて、あらかじめ設定することは困難である。

【研】国際に関する事項等は、あえて目標を限定（具体化・定量化）せず、国際的な動向や国内外の政策議論等を踏まえ柔軟に対応することでより大きな成果を得られることが期待できる。

【研】研究開発の中でも特に基礎研究に重点を置くフェーズにおいては、定量的な目標は立てにくい。

【研】安全保障上機微な情報を扱う業務のため、情報の公開が困難であり、定量的な水準・観点を考慮することが困難な事例がある。

【研】アウトカムについては、単に論文の件数だけでなく質も含めて判断するため、定量的な目標を設定するのは難しい。長期に取り組む必要がある研究と範囲を区切って取り組むことができる研究との違いもある。

【研】研究の実用化・進展等について定量的な目標とすることが困難な場合がある。

- ③ 目標指針では行政執行法人の「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」は、「何について、どのような水準を実現するのか」について「測定可能であること」（客観的に検証可能な）を求めています。業務の特性からこれを反映できない事務・事業はありますか。（主務省問Ⅰ-3-③）

【主務省】

区分	行政執行法人所管課	
ある	2	28.6%
ない	5	71.4%
計	7	100%

【行】主務省の指示により、国際調和や登録審査の質の向上に資するため情報収集及び解析を行い技術的知見を主務省に報告する業務については、単に報告の件数や主務省の依頼に対する実施率のみで評価するのではなく、技術的知見の中身についても重要であるため、定性的に判断せざるを得ないものがある。

④ 項目別評価において実績値120%以上を「A」以上とする基準（中期目標管理法・行政執行法人）

中期目標管理法及び行政執行法人において、評価指針の項目別評価で実績値120%以上を「A」以上とすることについては、主務省・法人ともに過半数が「適当である」と回答。「厳しすぎる」は、中期目標管理法のうち1主務省・4法人のみ。

【主務省】

④ 評価指針においては、中期目標管理法及び行政執行法人の項目別評価において、実績値120%以上（困難度高の場合は100%以上）をA以上とすることとなっていますが、当該基準についてどのように考えますか。
（主務省問 I-3-④）

区分	全 体		中期目標管理法 所管課		行政執行法人 所管課	
厳しすぎる	1	1.3%	1	1.5%	0	0.0%
やや厳しい	24	32.0%	23	33.8%	1	14.3%
適当である	49	65.3%	43	63.2%	6	85.7%
やや易しい	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
易しすぎる	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
無回答	1	1.3%	1	1.5%	0	0.0%
計	75	100%	68	100%	7	100%

ア 厳しすぎる

【中】評価指針について、簡単な指標を設定しているものではないため。

イ 適当である

【行】制度改正以後は「B」を標準とするとの統一基準が示されたため、「A」評価と判断するためにはある程度の統一された基準が必要であり、120%以上という基準は、これまで評価を積み重ねてきた上で、必要とする適切な実績ではないかと考えるため。

【行】業績向上努力による「目標を上回る成果」であると認める水準として現実的であり妥当なものとするため。

【行】行政執行法人は、製造計画の達成以上に顕著な成果を上げることが実務上難しいことから、困難度の高い項目をA評価にできることは意義がある。また、過去5年間評価を実施した範囲では、120%以上という水準に特段不都合はない。

【行】定量的評価を行う際に、実績値が少しでも上回った場合にA以上とするのではなく、実績値をどのくらい上回った場合にA以上とする基準値（120%以上等）を定めることは必要であるとする。

A以上の評価を取得するためには毎回、法人として新たな取組（改善）が必要となるレベルは120%以上であり、法人の努力により達成可能なレベルは120%以下であると推測されることから、評価指針において、実績値120%以上をA以上とする基準について、「適当である」と考える。

また、困難度高のものは、目標を達成するために法人による改善や努力が必要不可欠であるため実績値100%以上でA以上とすることが「適切である」と考える。

【法人】

④ 評価指針においては、中期目標管理法及び行政執行法人の項目別評価において、実績値120%以上（困難度高の場合は100%以上）をA以上とすることとなっていますが、当該基準についてどのように考えますか。（法人問 I-3-①）

区分	全 体		中期目標管理法		行政執行法人	
厳しすぎる	4	6.7%	4	7.5%	0	0.0%
やや厳しい	24	40.0%	22	41.5%	2	28.6%
適当である	32	53.3%	27	50.9%	5	71.4%
やや易しい	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
易しすぎる	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	60	100%	53	100%	7	100%

ア 厳しすぎる

【中】当法人に限らず、中期目標管理法、行政執行法人は、主務大臣からA以上の評価を受ける数が少ないため。

イ やや厳しい

【中】評価指針においては、中期目標管理法及び行政執行法人の項目別評価において、実績値120%以上をA以上とされているが、例えば、計画で満足度90%以上得ることとしている場合、満足度が100%であっても実績値が120%以上とならない計画があるため。

⑤ 「顕著な成果の創出」等が認められる場合に、「A」以上とする基準（国立研究開発法人）

国立研究開発法人において、評価指針の「顕著な成果の創出」等が認められる場合に「A」以上とすることについては、主務省・法人ともに大多数が「適当である」と回答しており、「厳しすぎる」は2主務省・2法人のみ。
また、独自の基準については、「設けている」が少数。

【主務省】（国立研究開発法人所管課）

⑤ 評価指針においては、「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる場合に「A」以上とすることとなっていますが、a:当該基準についてどのように考えますか。また、b:主務省では、法人の業務実績評価における「顕著な成果等」を客観的に判断するための独自の基準を設けていますか。（主務省問Ⅰ-3-⑤）

区分	a:基準について	
厳しすぎる	2	5.1%
やや厳しい	2	5.1%
適当である	35	89.7%
やや易しい	0	0.0%
易しすぎる	0	0.0%
計	39	100%

ア 厳しすぎる

【研】前期の中長期目標は、極めて高い目標を設定していたため、顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められたとしても、評価結果への反映が極めて困難であった。
【研】独立行政法人の評価に関する指針における国立研究開発法人のS評定の例示に「世界最高の水準の達成」や「世界初の成果の実用化への道筋の明確化による事業化に大幅な進展」などの記載があるが、当省の場合、研究開発目標に「世界最高の水準を目指す」や「実用化への道筋を明確化する」と掲げている場合は、達成して然るべきということからB評定と扱われてしまう。世界最高水準まで持っていく研究開発等の苦勞が全く反映されず厳しいと考えている。

区分	b:独自の基準	
設けている	7	17.9%
設けていない	32	82.1%
計	39	100.0%

【研】主務大臣間の決定として、基準を定めている。
【研】「成果・取組の科学的意義（独創性・革新性・先導性・発展性等）」に関する評価軸の場合であれば、最上級のS評定としては、特に顕著な意義と判断されるものとして、例えば「世界で初めての成果や従来の概念を覆す成果などによる当該分野でのブレイクスルー、画期性をもたらすもの」、「世界最高の水準の達成」など…（中略）…A評定の判断としては、S評定には至らないが成果の発見による相当程度の意義、成果、貢献…（以下略）」と規定。
【研】業務の実績を評価するため、評価項目・単位、項目別評価の方法及び総合評定の方法の各々について定めている。
【研】国立研究開発法人であるものの、中期目標管理法人と同様の基準となっている。（定量的指標が120%など）

【法人】（国立研究開発法人）

⑤ 評価指針においては、「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる場合に「A」以上とすることとなっていますが、a:当該基準についてどのように考えますか。また、b:法人では、業務実績報告に「顕著な成果等」を客観的に記述するための独自の基準を設けていますか。（法人問Ⅰ-3-②）

区分	a:基準について	
厳しすぎる	2	7.4%
やや厳しい	3	11.1%
適当である	22	81.5%
やや易しい	0	0.0%
易しすぎる	0	0.0%
計	27	100%

ア 厳しすぎる

【研】法人側からすれば、仮に未達だったとしてもそこにある理由などを分析して次に生かせば、総務省の目標策定指針にあるハイリスクに挑む研究開発という内容を果たせると考えるが、目標未達がその中で一つでもあれば、評価領域全体C評価とするという所管省庁の考えが示されている。
【研】第4期中長期目標期間中（令和元年度実績まで）は、極めて挑戦的な数値目標が設定されたため、顕著な成果の創出があった場合でも、数値が目標に達していない場合はC・D評価からの積み上げになり、総合評価でA評価を取ることが極めて困難な状況であった。

区分	b:独自の基準	
設けている	9	33.3%
設けていない	18	66.7%
計	27	100.0%

【研】業務の実績に関する評価実施要領により、「A」以上の基準を定めている。
【研】ロジックチャートの成果の評価指標を用いて成果を把握している。
【研】令和2年度から、定性的に評価を受けるための当法人を対象とした評価指針が主務省において策定され、評点毎の成果例が示されたことから、当法人内でもそれを参考に自己評価を実施。
【研】研究業務における定量的指標としては、当法人が独自に実施している外部研究評価における評点（3点を標準とした5段階評価）を活用している。「顕著な成果等」については、評点が標準をどの程度上回っているか（概ね4点を目安）を記述・考慮して、他の定性的指標と併せて総合的に自己評価を行っている。

⑥ 「B」より上の評価（SやA）が得られないものの有無

「B」より上の評価（SやA）が得られないものの有無について、「ある」は主務省で約5割、法人では約6割であり、法人は主務省以上に「ある」と考えている。

【主務省】

⑥ 業務の特性から、最大限努力しても「B」より上の評価（SやA）が得られないものはありますか。（主務省問Ⅰ-3-⑥）

区分	全 体		中期目標管理 法人所管課		国立研究開発 法人所管課		行政執行法人 所管課	
ある	53	46.5%	31	45.6%	20	51.3%	2	28.6%
ない	61	53.5%	37	54.4%	19	48.7%	5	71.4%
計	114	100%	68	100%	39	100%	7	100%

- 【中】 全般的にできて当たり前で想定外の事象がなければAにならないような設定が多い。
- 【中】 研修業務の場合、満足度を評価指標としており、また、指標の数値を高く設定しているため、SやAを得ることは難しい。
- 【中】 資金配分機関の場合、限られた資金を計画どおりに配分した場合も達成率は100%となるため、A以上の評価を得ることが難しい。
- 【中】 「関係法令・指針・ガイドラインの制定・改正、予算・事業の創設・見直し、政策評価、審議会・検討会、政党・労使団体への説明での活用、政府の法案提出に繋がった研究成果を、成果総数の85%以上得る。」については本来「A」以上の評価とはならない。
- 【中】 「積立金の管理及び運用の基本的な方針に沿って運用を行っているか」等の評価視点は、対応がなされているか否かの判断であるため、「A」以上の評価を得ることは困難
- 【中】 対外的な影響を受ける保険金の支払又は代位弁済費となっている関係上、「業務の効率化」の項目について「B」より上の評価を得ることは困難。
- 【中】 訪問支援実施率（受給者の中には本人又は家族が働いていることや、家庭の事情から訪問を望まない方もおり、必ずしも戸別訪問が実施できる訳ではないため、「B」より上の評価は困難）
- 【研】 評価の指標において、環境物品の調達率（100%達成）としたため、SやAの評価とならないものがある。
- 【研】 独立行政法人の評価に関する指針における国立研究開発法人のS評価の例示があるが、当省の場合は、研究開発目標に「世界最高の水準を目指す」や「実用化への道筋を明確化する」と掲げている場合は、達成して然るべきということからB評価と扱われてしまう。世界最高水準まで持っていく研究開発等の苦労が全く反映されず厳しいと考えている。
- 【研】 基礎・基盤になる研究について、環境政策の根拠として無くてはならないものだが高評価を付けるのは難しい。
- 【行】 管理系統業務（人事や会計など）を含む「業務運営に関する事項」などについては、適切に行うことが通常の業務であるので、「B」より上の評価を得ることが難しい。
- 【行】 法令に基づく立入検査は、主務大臣の指示を正確かつ確実に実施することが求められ、また法人主体で実施件数を増加させるといったこともできないため、SやA評価をつけにくい業務といえるが、その場合も立入検査の手法の工夫による効率化、立入検査技術の普及の工夫によるレベルの底上げ等、質的な面で法人の積極的な工夫にも着目し、成果があれば、総合的に判断してSやA評価をつけている。

【法人】

⑥ 業務の特性から、最大限努力しても「B」より上の評価（SやA）が得られないものはありますか。（法人問Ⅰ-3-③）

区分	全 体		中期目標管理法人		国立研究開発法人		行政執行法人	
ある	50	57.5%	31	58.5%	15	55.6%	4	57.1%
ない	37	42.5%	22	41.5%	12	44.4%	3	42.9%
計	87	100%	53	100%	27	100%	7	100%

- 【中】 組織運営に関連する項目は、特性からも「B」より上の評価が得られにくく、評価に対するインセンティブも必ずしも高くなりにくい。
- 【中】 財務や内部統制及び外部機関からの要請に基づく業務。
- 【中】 返還金回収率については、目標値が高くなる一方であり、100%に達しない限りA評価になることはありえない状況である。
- 【中】 納付金を全て徴収し、収納率が100%となったとしても達成度が120%以上とならない。
- 【中】 一時金支払等業務及び補償金支払等業務が該当するが、本事業は各法律により対象となる国民に対して支払いを行う業務であるため、定量的な目標設定ができないことから、A評価以上を受けることは困難。
- 【中】 主務省の評価基本方針により、アウトカム指標の達成度が200%を超えないと「S」評価を取得できないため、役立ち度を指標としている業務は達成度に基づく「S」評価を取得することができない。
- 【中】 回収計画を設定し、その計画に沿って全額を回収することを求められており、回収計画以上の回収件数や回収金額を目指すことが適切ではないため。
- 【中】 財務内容の改善に関する事項。その他中期目標を達成するために必要な事項（人事に関する計画、中期目標期間を超える債務負担、負担金に関する事項など）
- 【中】 施設及び整備に関することなど着実に実施することを求められるものについては「B」より上の評価は困難と考える。
- 【中】 実績値120%の基準について、定性的により取組をしていても定量目標の達成度がBであれば、B評価までしか得られない場合がある。定量目標で120%だけではなく、定性的な優れた取組をしている場合は、A評価にしてよい評価体系にしていきたい。
- 【研】 研究開発へのニーズが増える中、人件費の合理化・効率化等については最大限の努力してもAを得るのは難しいと考える。
- 【研】 「安全管理」は問題がなくて当然（=B）とされる。法人間の評価に甘辛を感じる。
- 【研】 経常収支100%以上という指標を目標で定められており、それに対して120%の基準はあり得ないと思う。
- 【研】 国立研究開発法人における研究開発の成果ははじめの一步であり、とても小さいもので、例えば「ノーベル賞級」というものをもって「S」評価と言われることがあるが、ノーベル賞級と世間に認知されるまでは、成果が出てからのタイムラグが極めて大きく現実的ではない考え方だと認識している。

⑥ 「B」より上の評価（SやA）が得られないものの有無（つづき）

主務省と法人を紐付けて比較した結果、「B」より上の評価（SやA）が得られないものについて、主たる主務省は「ない」と考えているのに当該法人が「ある」と考えているものが約2割、他方、主たる主務省は「ある」と考えているのに当該法人が「ない」と考えているものが約1割で、認識のずれあり。

【主務省と法人におけるA以上の評価が得られないとの回答の比較】

区分	全体		中期目標管理法人		国立研究開発法人		行政執行法人	
ある（主務省）・ある（法人）	31	35.6%	19	35.8%	10	37.0%	2	28.6%
ない（主務省）・ある（法人）	19	21.8%	12	22.6%	5	18.5%	2	28.6%
ある（主務省）・ない（法人）	12	13.8%	4	7.5%	8	29.6%	0	0.0%
ない（主務省）・ない（法人）	25	28.7%	18	34.0%	4	14.8%	3	42.9%
計	87	100%	53	100%	27	100%	7	100%

※ 法人と当該法人の主たる主務省で比較している。

ヒアリング調査で把握した主務省・法人間におけるコミュニケーションの積極的な実施例

ヒアリング調査により、目標や測定指標の設定段階において、目標等の策定までに1年以上をかけて主務省・法人間でコミュニケーションを図り、定性的な目標の評価に関する判断基準も含めて相互に認識を合わせ、当該法人独自の判断基準を明文化したとの例が見られた。

これにより、法人にとってA評価を目指しやすくなったとの説明があったことから、目標設定段階や計画策定段階において、どの指標をどの程度達成すればよいのかといった評価の判断基準を明確にし、主務省・法人間で相互にコミュニケーションを図って認識を合わせておくことは、法人が目標達成に向けて事務・事業を実施していく上で効果的な取組と考えられる。

⑦ 新型コロナウイルス感染症の影響による目標達成への影響の有無

新型コロナウイルス感染症の影響によって目標達成困難になっている事務・事業については、法人の約4割が「ある」と回答。また、統計分析結果によると、国立研究開発法人は、他法人類型に比べて「ない」と回答している傾向。

【法人】※ 設問の性質上、法人のみを調査対象とした。

⑦ 新型コロナウイルス感染症の流行により、目標達成困難（C以下に相当）となっている事務・事業はありますか。（法人問Ⅰ-3-④）

区分	全 体		中期目標管理法人		国立研究開発法人		行政執行法人	
ある	31	35.6%	25	47.2%	3	11.1%	3	42.9%
ない	55	63.2%	28	52.8%	23	85.2%	4	57.1%
無回答	1	1.1%	0	0.0%	1	3.7%	0	0.0%
計	87	100%	53	100%	27	100%	7	100%

- 【中】 保有する施設の活用を促進し、参画人口を前年度比で増加させるという定量的指標について、新型コロナウイルス感染症を要因とした利用の取消しや、催物の開催制限等により、令和2年度の達成が困難な見通し。
- 【中】 イベント実施・協力回数が前中期目標期間の実績を上回ることという数値目標が設定されているが、令和2年度においては、大幅に回数が減少しており、今後も以前と同じようには実施が見込まれない状況である。中期目標期間としても数値目標は達成できないことが明白な状況となっている。
- 【中】 定量目標として設定しているセミナー受講者数について新型コロナの感染防止の観点から、集合形式のセミナーを開催できていない。（WEBセミナーによる代替開催はしているが、当初の集合形式を前提としたセミナー受講者数は達成できない）
- 【中】 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、研修会の開催件数、職種ごとの実習生の延べ受入日数といった定量的指標があり、「独立行政法人の評価に関する指針（総務大臣決定（平成31年3月12日改定））」のⅡ3（1）⑤「予測し難い外部要因により業務が実施できなかった場合や、外部要因に対して当該法人が自主的な努力を行っていた場合には、評価において考慮するものとする。」が適用されなければC以下となる。
- 【中】 給付について、請求の60%以上を6か月以内とされているが、4月・5月の緊急事態宣言を受けて出勤抑制を行った結果、当該期間の処理が遅れ、達成ができなくなった。
- 【中】 加入拡大目標の達成に当たって、加入推進活動の最盛期である冬場に、コロナの影響により活動自粛となったことから、戸別訪問ができず目標達成に至らなかった。
- 【中】 海外でのイベントが中止・延期となったほか、主催予定だったイベントも海外渡航が困難となったため、中止せざるを得ず、中期目標で定められた一部定量的指標が達成困難となっている。
- 【中】 目標達成に向けたプロセスにおいて外国との往来や直接交渉が必要なものや、現場業務を中心に、感染者が発生した場合には業務を完全に停止させなければならないものがある。
- 【中】 コロナ禍で外国人の訪日ができないことから、商談件数等の目標達成が困難になっている。
- 【中】 コロナ禍により審議会が中止となり、認定等決定ができない状況が数月にわたって継続。指標として定めている申請受付から認定等決定までの平均処理日数が大きく増大する見込み。
- 【中】 国際的な人の往来を伴う事業が全体的に影響を受けている。
- 【行】 他律的な要因が少なく、対外的に義務的な業務に関する目標については、計画どおり達成する見込みである。他方で、展示業務及び事業収入、渡航を伴う国際業務など、他律的な要因が多い業務に関する目標については、達成困難となる見込みである。
- 【行】 新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言下における対応により、一部の項目につき目標達成困難な状況である。このような予測しがたい外的要因については評価において考慮に入れていただけたものと考えている。
- 【行】 令和3年度の評価に向けて、参加者等の国民を対象とする一部の項目につき、現状、目標達成が困難な状況であるものの、以下の方針を踏まえて対応を予定。①評価指針では、予測し難い外部要因により業務が実施できなかった場合や、外部要因に対して当該法人が自主的な努力を行っていた場合には、評価において考慮するものとされていること。②令和2年度第1回独法評価制度等各府省担当官会議（令和2年12月7日開催）では、令和2年度の評価において新型コロナの影響を考慮する際は、業務に与えた影響や、ポストコロナに向けた積極的な取組を具体的に記載することとされていること、③当該担当官会議における評価部会長から、特に、感染症の影響下でも、法人が、その使命を着実に果たしていくために工夫を凝らした、ポストコロナに向けた具体的な計画を策定したといった積極的な取組を行った場合には、役職員のモチベーション向上の観点からも、そうした取組を的確に評価することが重要と御発言されていること。

上記設問に関してヒアリングにより確認できた事項

上記の調査票形式による調査結果では、「C」評価を受けることを懸念していた法人がみられたが、これらの法人の一部にヒアリングしたところ、評価に当たって新型コロナウイルス感染症の影響への配慮を求める「委員長・評価部会長発言」により、新型コロナウイルス感染症による影響で測定指標を達成しなかったことのみをもって、主務大臣から「C」評価とされることはなかったとのことであった。

(参考1) 独立行政法人の評価に関する指針(平成26年9月2日策定、平成31年3月12日改定総務大臣決定)(II 3(1)⑤抜粋)

「予測し難い外部要因により業務が実施できなかった場合や、外部要因に対して当該法人が自主的な努力を行っていた場合には、評価において考慮するものとする。」

(参考2) 委員長・評価部会長発言(抜粋)(第28回独立行政法人評価制度委員会(令和2年12月4日開催))

- 主務大臣においては、法人が能力を最大限発揮できるよう、法人とよくコミュニケーションを取っていただくとともに、今後の評価の実施に当たっては、コロナ禍における法人の頑張りを適切に評価していただけるよう、御検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。(委員長発言)
- 「独立行政法人の評価に関する指針」におきましては、「予測しがたい外部要因により、業務が実施できなかった場合や、外部要因に対して、当該法人が自主的な努力を行っていた場合には、評価において考慮するものとする。」とされております。この度、法人が新型コロナウイルス感染症によって、予定していた業務が実施できなかったと主務大臣が認める場合には、評価において考慮していただくとともに、新型コロナウイルス感染症が業務運営に与えた影響等の分析結果を、評価書にできるだけ具体的に記載していただきたいと考えております。(部会長発言)

⑧ 中(長)期目標を変更する要因

中(長)期目標を変更する要因については、業務追加によるものが多く、国立研究開発法人では「政府決定等の新設・改正」による変更も多い。

【主務省】

※ 設問の性質上、主務省のみを調査対象とした。

⑧ 中(長)期目標を変更する最も多い要因は何ですか。(主務省間 I-3-⑦)

区分	全 体		中期目標管理法法人所管課		国立研究開発法人所管課		行政執行法人所管課	
業務追加(法令等改正)	35	30.7%	19	27.9%	14	35.9%	2	28.6%
業務追加(その他)	30	26.3%	16	23.5%	11	28.2%	3	42.9%
政府決定等の新設・改正	22	19.3%	7	10.3%	14	35.9%	1	14.3%
その他	4	3.5%	4	5.9%	0	0.0%	0	0.0%
該当なし	23	20.2%	22	32.4%	0	0.0%	1	14.3%
計	114	100%	68	100%	39	100%	7	100%

4 独立行政法人評価制度委員会・制度改正全般

① 独立行政法人評価制度委員会の活動による主務大臣の責任の下での一貫したPDCAへの影響

独立行政法人評価制度委員会の活動による主務大臣の責任の下での一貫したPDCAサイクルへの影響については、主務省では、全ての項目で「変わらない」との回答が多い。ただし、「a:主務省ヒアリング」、「e:年度評価等点検」については、「（かなり・少し）強化された」が約5割で「変わらない」と同程度。

法人では、「a:主務省ヒアリング」、「b:理事長などマネジメント層へのヒアリング」、「e:年度評価等点検」について、「（かなり・少し）強化された」が約5割。

【主務省】

- ① 独立行政法人評価制度委員会の以下の活動により、主務大臣の責任の下での一貫したPDCAサイクルが強化されたと考えますか。（a:主務省ヒアリング、b:理事長などマネジメント層へのヒアリング、c:監事へのヒアリング、d:利害関係者ヒアリング、e:年度評価等点検、f:法人優良事例の紹介）（主務省問Ⅰ-4-①）

区分	a:主務省 ヒアリング		b:理事長など マネジメント層への ヒアリング		c:監事への ヒアリング		d:利害関係者 ヒアリング		e:年度評価等点検		f:法人優良事例 の紹介	
全く強化されていない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
あまり強化されていない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
変わらない	51	46.4%	59	53.6%	62	56.4%	60	54.5%	53	48.2%	61	55.5%
少し強化された	42	38.2%	36	32.7%	32	29.1%	26	23.6%	45	40.9%	38	34.5%
かなり強化された	8	7.3%	6	5.5%	4	3.6%	1	0.9%	6	5.5%	2	1.8%
無回答	9	8.2%	9	8.2%	12	10.9%	23	20.9%	6	5.5%	9	8.2%
計	110	100%	110	100%	110	100%	110	100%	110	100%	110	100%

※ 平成26年制度改正後に設立された1法人を所管している4主務省を除く。

【法人】

- ① 独立行政法人評価制度委員会の以下の活動により、主務大臣の責任の下での一貫したPDCAサイクルが強化されたと考えますか。（a:主務省ヒアリング、b:理事長などマネジメント層へのヒアリング、c:監事へのヒアリング、d:利害関係者ヒアリング、e:年度評価等点検、f:法人優良事例の紹介）（法人問Ⅰ-4-①）

区分	a:主務省 ヒアリング		b:理事長など マネジメント層への ヒアリング		c:監事への ヒアリング		d:利害関係者 ヒアリング		e:年度評価等点検		f:法人優良事例 の紹介	
全く強化されていない	1	1.2%	1	1.2%	1	1.2%	1	1.2%	1	1.2%	0	0.0%
あまり強化されていない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
変わらない	33	38.4%	33	38.4%	39	45.3%	51	59.3%	36	41.9%	43	50.0%
少し強化された	43	50.0%	44	51.2%	37	43.0%	23	26.7%	44	51.2%	38	44.2%
かなり強化された	4	4.7%	4	4.7%	3	3.5%	2	2.3%	3	3.5%	1	1.2%
無回答	5	5.8%	4	4.7%	6	7.0%	9	10.5%	2	2.3%	4	4.7%
計	86	100%	86	100%	86	100%	86	100%	86	100%	86	100%

※ 平成26年制度改正後に設立された1法人を除く。

令和2年度の見直し対象法人及びそれ以外の法人ごとの回答状況

主務省・法人ともに、令和2年度の見直し対象法人の方が、それ以外の法人よりも、全ての項目において、主務大臣下におけるPDCAサイクルが「（かなり・少し）強化された」と回答している割合が高い。

(令和2年度の見直し対象法人 (※1) 所管課)

【主務省】

区分	a:主務省 ヒアリング		b:理事長など マネジメント層への ヒアリング		c:監事への ヒアリング		d:利害関係者 ヒアリング		e:年度評価等点検		f:法人優良事例 の紹介	
全く強化されていない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
あまり強化されていない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
変わらない	12	41.4%	15	51.7%	17	58.6%	12	41.4%	15	51.7%	18	62.1%
少し強化された	11	37.9%	9	31.0%	8	27.6%	8	27.6%	10	34.5%	11	37.9%
かなり強化された	6	20.7%	5	17.2%	4	13.8%	1	3.4%	4	13.8%	0	0.0%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	8	27.6%	0	0.0%	0	0.0%
計	29	100%	29	100%	29	100%	29	100%	29	100%	29	100%

※1 見直し対象法人とは、中(長)期目標期間の最終年度を迎え、主務大臣が見込評価及び業務・組織見直しを行い、次期目標を策定する法人。

※2 複数の府省で共管している法人があるため、令和2年度の見直し対象法人数(26法人)と一致しない。

(令和2年度の見直し対象法人以外の所管課)

区分	a:主務省 ヒアリング		b:理事長など マネジメント層への ヒアリング		c:監事への ヒアリング		d:利害関係者 ヒアリング		e:年度評価等点検		f:法人優良事例 の紹介	
全く強化されていない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
あまり強化されていない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
変わらない	39	48.1%	44	54.3%	45	55.6%	48	59.3%	38	46.9%	43	53.1%
少し強化された	31	38.3%	27	33.3%	24	29.6%	18	22.2%	35	43.2%	27	33.3%
かなり強化された	2	2.5%	1	1.2%	0	0.0%	0	0.0%	2	2.5%	2	2.5%
無回答	9	11.1%	9	11.1%	12	14.8%	15	18.5%	6	7.4%	9	11.1%
計	81	100%	81	100%	81	100%	81	100%	81	100%	81	100%

※ 平成26年制度改正後に設立された1法人を所管している4主務省を除く。

令和 2 年度の見直し対象法人及びそれ以外の法人ごとの回答状況（つづき）

【法人】												
（令和 2 年度の見直し対象法人（※））												
区分	a:主務省 ヒアリング		b:理事長など マネジメント層への ヒアリング		c:監事への ヒアリング		d:利害関係者 ヒアリング		e:年度評価等点検		f:法人優良事例 の紹介	
全く強化されていない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
あまり強化されていない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
変わらない	4	15.4%	6	23.1%	6	23.1%	13	50.0%	8	30.8%	13	50.0%
少し強化された	19	73.1%	18	69.2%	19	73.1%	11	42.3%	16	61.5%	13	50.0%
かなり強化された	3	11.5%	2	7.7%	1	3.8%	1	3.8%	2	7.7%	0	0.0%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	3.8%	0	0.0%	0	0.0%
計	26	100%	26	100%	26	100%	26	100%	26	100%	26	100%

※ 見直し対象法人とは、中(長)期目標期間の最終年度を迎え、主務大臣が見込評価及び業務・組織見直しを行い、次期目標を策定する法人。

（令和 2 年度の見直し対象法人以外）

区分	a:主務省 ヒアリング		b:理事長など マネジメント層への ヒアリング		c:監事への ヒアリング		d:利害関係者 ヒアリング		e:年度評価等点検		f:法人優良事例 の紹介	
全く強化されていない	1	1.7%	1	1.7%	1	1.7%	1	1.7%	1	1.7%	0	0.0%
あまり強化されていない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
変わらない	29	48.3%	27	45.0%	33	55.0%	38	63.3%	28	46.7%	30	50.0%
少し強化された	24	40.0%	26	43.3%	18	30.0%	12	20.0%	28	46.7%	25	41.7%
かなり強化された	1	1.7%	2	3.3%	2	3.3%	1	1.7%	1	1.7%	1	1.7%
無回答	5	8.3%	4	6.7%	6	10.0%	8	13.3%	2	3.3%	4	6.7%
計	60	100%	60	100%	60	100%	60	100%	60	100%	60	100%

※ 平成26年制度改正後に設立された1法人を除く。

法人類型別にみると、主務省・法人ともに、国立研究開発法人の方が、独立行政法人評価制度委員会の「e:年度評価等点検」によってPDCAサイクルが「（かなり・少し）強化された」との割合が低い。

(中期目標管理法人所管課) 【主務省】

区分	a:主務省 ヒアリング		b:理事長など マネジメント層への ヒアリング		c:監事への ヒアリング		d:利害関係者 ヒアリング		e:年度評価等点検		f:法人優良事例 の紹介	
全く強化されていない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
あまり強化されていない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
変わらない	27	39.7%	32	47.1%	34	50.0%	34	50.0%	28	41.2%	32	47.1%
少し強化された	33	48.5%	28	41.2%	25	36.8%	21	30.9%	30	44.1%	27	39.7%
かなり強化された	3	4.4%	2	2.9%	1	1.5%	1	1.5%	5	7.4%	1	1.5%
無回答	5	7.4%	6	8.8%	8	11.8%	12	17.6%	5	7.4%	8	11.8%
計	68	100%	68	100%	68	100%	68	100%	68	100%	68	100%

(国立研究開発法人所管課)

区分	a:主務省 ヒアリング		b:理事長など マネジメント層への ヒアリング		c:監事への ヒアリング		d:利害関係者 ヒアリング		e:年度評価等点検		f:法人優良事例 の紹介	
全く強化されていない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
あまり強化されていない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
変わらない	22	62.9%	24	68.6%	25	71.4%	22	62.9%	23	65.7%	24	68.6%
少し強化された	7	20.0%	7	20.0%	5	14.3%	4	11.4%	11	31.4%	9	25.7%
かなり強化された	4	11.4%	3	8.6%	3	8.6%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.9%
無回答	2	5.7%	1	2.9%	2	5.7%	9	25.7%	1	2.9%	1	2.9%
計	35	100%	35	100%	35	100%	35	100%	35	100%	35	100%

※ 平成26年制度改正後に設立された1法人を所管している4主務省を除く。

(行政執行法人所管課)

区分	a:主務省 ヒアリング		b:理事長など マネジメント層への ヒアリング		c:監事への ヒアリング		d:利害関係者 ヒアリング		e:年度評価等点検		f:法人優良事例 の紹介	
全く強化されていない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
あまり強化されていない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
変わらない	2	28.6%	3	42.9%	3	42.9%	4	57.1%	2	28.6%	5	71.4%
少し強化された	2	28.6%	1	14.3%	2	28.6%	1	14.3%	4	57.1%	2	28.6%
かなり強化された	1	14.3%	1	14.3%	0	0.0%	0	0.0%	1	14.3%	0	0.0%
無回答	2	28.6%	2	28.6%	2	28.6%	2	28.6%	0	0.0%	0	0.0%
計	7	100%	7	100%	7	100%	7	100%	7	100%	7	100%

法人類型別の回答状況（つづき）

（中期目標管理法）

【法人】

区分	a:主務省 ヒアリング		b:理事長など マネジメント層への ヒアリング		c:監事への ヒアリング		d:利害関係者 ヒアリング		e:年度評価等 点検		f:法人優良事例 の紹介	
全く強化されていない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
あまり強化されていない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
変わらない	20	37.7%	20	37.7%	25	47.2%	30	56.6%	20	37.7%	23	43.4%
少し強化された	28	52.8%	29	54.7%	22	41.5%	15	28.3%	28	52.8%	26	49.1%
かなり強化された	3	5.7%	2	3.8%	3	5.7%	2	3.8%	3	5.7%	1	1.9%
無回答	2	3.8%	2	3.8%	3	5.7%	6	11.3%	2	3.8%	3	5.7%
計	53	100%	53	100%	53	100%	53	100%	53	100%	53	100%

（国立研究開発法人）

区分	a:主務省 ヒアリング		b:理事長など マネジメント層への ヒアリング		c:監事への ヒアリング		d:利害関係者 ヒアリング		e:年度評価等 点検		f:法人優良事例 の紹介	
全く強化されていない	1	3.8%	1	3.8%	1	3.8%	1	3.8%	1	3.8%	0	0.0%
あまり強化されていない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
変わらない	10	38.5%	9	34.6%	10	38.5%	17	65.4%	13	50.0%	16	61.5%
少し強化された	13	50.0%	14	53.8%	14	53.8%	7	26.9%	12	46.2%	9	34.6%
かなり強化された	1	3.8%	2	7.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
無回答	1	3.8%	0	0.0%	1	3.8%	1	3.8%	0	0.0%	1	3.8%
計	26	100%	26	100%	26	100%	26	100%	26	100%	26	100%

※ 平成26年制度改正後に設立された1法人を除く。

（行政執行法人）

区分	a:主務省 ヒアリング		b:理事長など マネジメント層への ヒアリング		c:監事への ヒアリング		d:利害関係者 ヒアリング		e:年度評価等 点検		f:法人優良事例 の紹介	
全く強化されていない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
あまり強化されていない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
変わらない	3	42.9%	4	57.1%	4	57.1%	4	57.1%	3	42.9%	4	57.1%
少し強化された	2	28.6%	1	14.3%	1	14.3%	1	14.3%	4	57.1%	3	42.9%
かなり強化された	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
無回答	2	28.6%	2	28.6%	2	28.6%	2	28.6%	0	0.0%	0	0.0%
計	7	100%	7	100%	7	100%	7	100%	7	100%	7	100%

② 独立行政法人評価制度委員会の活動による法人内部におけるPDCAへの影響

独立行政法人評価制度委員会の活動による法人内部における業務運営のPDCAサイクルへの影響については、法人は、「a:主務省ヒアリング」、「b:理事長などマネジメント層へのヒアリング」、「e:年度評価等点検」について、「（かなり・少し）強化された」が5割強。また、令和2年度の見直し対象法人の方が、それ以外の法人よりも、全ての項目において、法人運営上のPDCAサイクルが「（かなり・少し）強化された」と回答している割合が高い。

【法人】 ※ 設問の性質上、法人のみを調査対象とした。

② 独立行政法人評価制度委員会の以下の活動により、法人の業務運営のPDCAサイクルが強化されたと考えますか。（a:主務省ヒアリング、b:理事長などマネジメント層へのヒアリング、c:監事へのヒアリング、d:利害関係者ヒアリング、e:年度評価等点検、f:法人優良事例の紹介）（法人問Ⅰ-4-②）

区分	a:主務省 ヒアリング		b:理事長など マネジメント層への ヒアリング		c:監事への ヒアリング		d:利害関係者 ヒアリング		e:年度評価等点検		f:法人優良事例 の紹介	
全く強化されていない	1	1.2%	1	1.2%	1	1.2%	1	1.2%	1	1.2%	0	0.0%
あまり強化されていない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
変わらない	32	37.2%	32	37.2%	38	44.2%	51	59.3%	34	39.5%	44	51.2%
少し強化された	44	51.2%	44	51.2%	38	44.2%	23	26.7%	47	54.7%	37	43.0%
かなり強化された	4	4.7%	5	5.8%	3	3.5%	2	2.3%	2	2.3%	1	1.2%
無回答	5	5.8%	4	4.7%	6	7.0%	9	10.5%	2	2.3%	4	4.7%
計	86	100%	86	100%	86	100%	86	100%	86	100%	86	100%

※ 平成26年制度改正後に設立された1法人を除く。

令和2年度の見直し対象法人及びそれ以外の法人ごとの回答状況
（令和2年度の見直し対象法人（※3））

※3 見直し対象法人とは、中(長)期目標期間の最終年度を迎え、主務大臣が見込評価及び業務・組織見直しを行い、次期目標を策定する法人。

区分	a:主務省 ヒアリング		b:理事長など マネジメント層への ヒアリング		c:監事への ヒアリング		d:利害関係者 ヒアリング		e:年度評価等点検		f:法人優良事例 の紹介	
全く強化されていない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
あまり強化されていない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
変わらない	5	19.2%	6	23.1%	6	23.1%	13	50.0%	8	30.8%	12	46.2%
少し強化された	18	69.2%	17	65.4%	18	69.2%	11	42.3%	17	65.4%	14	53.8%
かなり強化された	3	11.5%	3	11.5%	2	7.7%	1	3.8%	1	3.8%	0	0.0%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	3.8%	0	0.0%	0	0.0%
計	26	100%	26	100%	26	100%	26	100%	26	100%	26	100%

（令和2年度の見直し対象法人以外）

区分	a:主務省 ヒアリング		b:理事長など マネジメント層への ヒアリング		c:監事への ヒアリング		d:利害関係者 ヒアリング		e:年度評価等点検		f:法人優良事例 の紹介	
全く強化されていない	1	1.7%	1	1.7%	1	1.7%	1	1.7%	1	1.7%	0	0.0%
あまり強化されていない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
変わらない	27	45.0%	26	43.3%	32	53.3%	38	63.3%	26	43.3%	32	53.3%
少し強化された	26	43.3%	27	45.0%	20	33.3%	12	20.0%	30	50.0%	23	38.3%
かなり強化された	1	1.7%	2	3.3%	1	1.7%	1	1.7%	1	1.7%	1	1.7%
無回答	5	8.3%	4	6.7%	6	10.0%	8	13.3%	2	3.3%	4	6.7%
計	60	100%	60	100%	60	100%	60	100%	60	100%	60	100%

【法人】

（中期目標管理法）

区分	a:主務省 ヒアリング		b:理事長など マネジメント層への ヒアリング		c:監事への ヒアリング		d:利害関係者 ヒアリング		e:年度評価等 点検		f:法人優良事例 の紹介	
全く強化されていない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
あまり強化されていない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
変わらない	20	37.7%	21	39.6%	27	50.9%	31	58.5%	22	41.5%	25	47.2%
少し強化された	28	52.8%	27	50.9%	20	37.7%	14	26.4%	27	50.9%	24	45.3%
かなり強化された	3	5.7%	3	5.7%	3	5.7%	2	3.8%	2	3.8%	1	1.9%
無回答	2	3.8%	2	3.8%	3	5.7%	6	11.3%	2	3.8%	3	5.7%
計	53	100%	53	100%	53	100%	53	100%	53	100%	53	100%

（国立研究開発法人）

区分	a:主務省 ヒアリング		b:理事長など マネジメント層への ヒアリング		c:監事への ヒアリング		d:利害関係者 ヒアリング		e:年度評価等 点検		f:法人優良事例 の紹介	
全く強化されていない	1	3.8%	1	3.8%	1	3.8%	1	3.8%	1	3.8%	0	0.0%
あまり強化されていない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
変わらない	10	38.5%	8	30.8%	8	30.8%	16	61.5%	10	38.5%	15	57.7%
少し強化された	13	50.0%	15	57.7%	16	61.5%	8	30.8%	15	57.7%	10	38.5%
かなり強化された	1	3.8%	2	7.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
無回答	1	3.8%	0	0.0%	1	3.8%	1	3.8%	0	0.0%	1	3.8%
計	26	100%	26	100%	26	100%	26	100%	26	100%	26	100%

※ 平成26年制度改正後に設立された1法人を除く。

（行政執行法人）

区分	a:主務省 ヒアリング		b:理事長など マネジメント層への ヒアリング		c:監事への ヒアリング		d:利害関係者 ヒアリング		e:年度評価等 点検		f:法人優良事例 の紹介	
全く強化されていない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
あまり強化されていない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
変わらない	2	28.6%	3	42.9%	3	42.9%	4	57.1%	2	28.6%	4	57.1%
少し強化された	3	42.9%	2	28.6%	2	28.6%	1	14.3%	5	71.4%	3	42.9%
かなり強化された	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
無回答	2	28.6%	2	28.6%	2	28.6%	2	28.6%	0	0.0%	0	0.0%
計	7	100%	7	100%	7	100%	7	100%	7	100%	7	100%

○ 独立行政法人評価制度委員会及び制度全般に係る意見

【主務省】

- 【中】専門性のある人材の育成・確保など委員会からコメントをいただいておりますが、独法共通の課題でありかつ独法単独では対応が難しい事項については、委員会から政府に働き掛けるなどの取組を期待します。
- 【中】制度改正により主務大臣が年度単位で政策の実施状況を把握できること、改善すべき点があれば目標の変更や業務の廃止なども含めてすぐに指示を出せること、総務省が定めた指針に沿って評価を実施するので、明確かつスピーディーに行えることにより、全体的に評価や業務の質が向上している。
- 【研】今回、年度評価や中長期目標変更を行ったが、総務省を中心に体系だった制度設計が構築されており、公明正大で作り込まれたよい制度だと感じた。この制度が形骸化しないよう、実行力をもって評価結果が法人活動へ反映されていくよう（PDCAサイクルを回していく制度となるよう）、関係者全員でより良い制度にしていきたいと感じた。
- 【研】年度評価等の結果に係る点検について、省庁別の評定数の割合にどのような意味があるのか疑問。独立行政法人がそれぞれの性格により分類されていることを鑑みれば、比較するとしても法人類型で分析するべきではないか。

【法人】

- 【中】一つの活動において評価指標が複数設定されている場合の評定は、現在の基準では、達成度が一番低い指標で決まってしまうことから、指標の重要性が加味されず、評価が平均的になってしまうので、アウトカムを重視した質的な評価を行うに当たっては、指標のウェイトを考慮した評定の付け方があってもよいのではないか。
- 【中】一口に独立行政法人と言っても法人ごとに業務特性が異なる中、法人類型が新設されバリエーションが設けられたことは有意義と思料。ただ、事業の区切りが5年では成否を断じる期間としてはなおも短い。また当該期間の定量的成果のボラティリティは大きく、かつそれは実際の当機構の貢献水準となお乖離がある（単年度評価では本傾向が一層強い）。したがって、新設された法人類型化が今後はさらに推し進められ、当機構事業をより長い期間で評価するフレームワークが整えられることが望ましい。
- 【研】総務省の評価指針に関して、国立研究開発法人における研究開発の成果ははじめの一步であり、とても小さいもので、例えば「ノーベル賞級」というものを持って「S」評価と言われることがあるが、ノーベル賞級と世間に認知されるまでは、成果が出てからのタイムラグが極めて大きく現実的ではない考え方だと認識している。この点を理解、踏まえないと、国立研究開発法人に対する評価は正確性を期すとはいえず、また現在の所管省庁の判定はこのような状況である。このような評価方法が妥当であるかどうかを独立行政法人評価制度委員会でしっかり議論頂くというのが本来の制度官庁と独立行政法人評価制度委員会の機能ではないだろうか。また、現在の評価方法においては、成果に関する将来性についての評価も踏まえることとなっているが、実体としてはその基準をどこに置くか難しいと考える。
- 【研】独立行政法人に対して効率化係数をかけ続けることは、効率化にも限界があり、国民に対するサービスの低下につながりかねず、見直しを検討してほしい。
- 【研】PDCAとは、超長期でも実施するべきところであるものの、年度単位、又はそれ以下の単位でも実施されるものと考えている。現在の独立行政法人評価制度委員会は超長期（4～6年の中長期目標期間を前提）でのPDCAであると認識している。一方で、1年の短期的なPDCAである年度評価に関する機能も併せ持っていると考え、現状では超長期と短期のいずれもどっちつかずの議論になってしまっていないか。法人単体で見るとであれば、それは主務大臣が実施しており、独立行政法人評価制度委員会は中長期目標期間で見るという機能に特化した方がよいのではないかと考える。また、年度単位の評価に関するチェックについても、独立行政法人評価制度委員会の機能を鑑みて、全省庁の評価を総論としてみるならば、法人類型ごとなどの観点などを入れて、主務大臣の評価の妥当性という観点及び省庁単位で見るとはではなく、法人類型（国立研究開発法人、行政執行法人など）や、その機能が近い法人を横で見えてみて、各省庁ごとのブレを見るべきではないか。さらに、独立行政法人評価制度委員会は、10年前からA評価がお手盛りでよろしくないと言い続けているが、独法制度自体の是非を見るのが大所高所にある独立行政法人評価制度委員会の仕事と考えられ、単年度評価を各省庁の法人単位で見るとはやはり制度官庁とその審議会の機能ではないと考える。例えば、独立行政法人評価制度委員会に求められるのは、そもそもS～D評価自体が正しいのか（国立研究開発法人については正しいとは思えない）、独法制度自体の各種課題についてというところを超長期的な視点から考えるといったところだと思われる。省庁ごとのA評価の数云々を議論している現状を踏まえると、10年前から議論に進歩はなく、機能の見直しが必要だと思われる。最後に、制度官庁たる総務省においては、独立行政法人評価制度委員会で出た意見をそのまま、独法に何かさせようとする「仕事をやった感」「委員会のコメントを実現しました」というようなやり方は各省庁・独法にとって負担が増すだけなので、意見とその反映についてはよく、議論してから各省庁・独法に投げかけてもらいたいと思う。

③ 独立行政法人評価制度委員会における専門分野の考慮状況

独立行政法人評価制度委員会における専門分野の考慮状況については、「（十分・少し）考慮されている」が主務省では約 5 割、法人では約 6 割。

【主務省】

③ 独立行政法人評価制度委員会は、税金投入客体としての法人の組織及び業務の見直しの必要性について国民目線で点検する機能を有しており、このために様々な専門家が選任されています。委員会の調査審議は、以下の専門分野を十分考慮したものになっていると考えますか（a:民間経営ノウハウ、b:研究開発、c:組織マネジメント、d:財務会計、e:行政サービスの受益者視点、f:コンプライアンス、g:国益・国際貢献、h:一般消費者の視点）。（主務省問Ⅰ-4-②）

区分	a:民間経営 ノウハウ		b:研究開発		c:組織マネジ メント		d:財務会計		e:行政サービスの 受益者視点		f:コンプライア ンス		g:国益・国際貢 献		h:一般消費者の 視点	
全く考慮されていない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
あまり考慮されていない	2	1.8%	8	7.0%	0	0.0%	4	3.5%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.9%	0	0.0%
どちらでもない	46	40.4%	52	45.6%	39	34.2%	45	39.5%	48	42.1%	47	41.2%	50	43.9%	49	43.0%
少し考慮されている	37	32.5%	36	31.6%	43	37.7%	36	31.6%	40	35.1%	48	42.1%	44	38.6%	40	35.1%
十分考慮されている	29	25.4%	18	15.8%	32	28.1%	29	25.4%	26	22.8%	19	16.7%	19	16.7%	25	21.9%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	114	100%	114	100%	114	100%	114	100%	114	100%	114	100%	114	100%	114	100%

【中】独立行政法人評価制度委員会によるコメントをいただくことは、全体を見ておられる立場からの視点なのでありがたいと考える。毎年の事業実績は、当法人の有識者やユーザー企業に評価いただいているが、できるだけ様々な観点から評価いただければと思う。

【法人】

③ 独立行政法人評価制度委員会の調査審議は、税金投入客体としての法人の運営を国民目線で点検する仕組みと認識され、このため様々な専門家が選任されています。委員会の調査審議は、以下の専門分野を十分考慮したものになっていると考えますか（a:民間経営ノウハウ、b:研究開発、c:組織マネジメント、d:財務会計、e:行政サービスの受益者視点、f:コンプライアンス、g:国益・国際貢献、h:一般消費者の視点）。（法人問Ⅰ-4-③）

区分	a:民間経営 ノウハウ		b:研究開発		c:組織マネジ メント		d:財務会計		e:行政サービスの 受益者視点		f:コンプライア ンス		g:国益・国際貢 献		h:一般消費者の 視点	
全く考慮されていない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
あまり考慮されていない	0	0.0%	1	1.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
どちらでもない	27	31.0%	31	35.6%	27	31.0%	30	34.5%	31	35.6%	30	34.5%	32	36.8%	28	32.2%
少し考慮されている	35	40.2%	28	32.2%	32	36.8%	32	36.8%	32	36.8%	30	34.5%	33	37.9%	38	43.7%
十分考慮されている	24	27.6%	25	28.7%	27	31.0%	24	27.6%	23	26.4%	26	29.9%	21	24.1%	20	23.0%
無回答	1	1.1%	2	2.3%	1	1.1%	1	1.1%	1	1.1%	1	1.1%	1	1.1%	1	1.1%
計	87	100%	87	100%	87	100%	87	100%	87	100%	87	100%	87	100%	87	100%

【中】おそらく各委員の専門性をいかした点検をいただいているのだと思うが、見直し対象法人に対する調査審議の論点が各法人の業務内容や実態に対して適切な意見となっているかは不明である。また、今回の調査については、制度改正前後の比較についての設問が多数みられたが、制度改正前後の両方を経験している者がいない場合、過去の資料を調べるしか比較する方法がなく、（制度改正からかなりの年月がたっているため）改正前の状況を調べるのに苦労する点が多かった。

【研】独立行政法人制度の趣旨（独法設置の3要素）の視点での活動も強化していただきたい。

令和2年度の見直し対象法人及びそれ以外の法人ごとの回答状況

【主務省】

（令和2年度の見直し対象法人（※）所管課）

区分	a:民間経営 ノウハウ		b:研究開発		c:組織マネジメ ント		d:財務会計		e:行政サービス の受益者視点		f:コンプライア ンス		g:国益・国際貢 献		h:一般消費者の 視点	
全く考慮されていない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
あまり考慮されていない	1	3.4%	7	24.1%	0	0.0%	3	10.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
どちらでもない	9	31.0%	9	31.0%	5	17.2%	9	31.0%	7	24.1%	10	34.5%	9	31.0%	6	20.7%
少し考慮されている	5	17.2%	6	20.7%	8	27.6%	4	13.8%	11	37.9%	14	48.3%	16	55.2%	11	37.9%
十分考慮されている	14	48.3%	7	24.1%	16	55.2%	13	44.8%	11	37.9%	5	17.2%	4	13.8%	12	41.4%
計	29	100%	29	100%	29	100%	29	100%	29	100%	29	100%	29	100%	29	100%

※ 見直し対象法人とは、中(長)期目標期間の最終年度を迎え、主務大臣が見込評価及び業務・組織見直しを行い、次期目標を策定する法人。

（令和2年度の見直し対象法人以外の所管課）

区分	a:民間経営 ノウハウ		b:研究開発		c:組織マネジメ ント		d:財務会計		e:行政サービス の受益者視点		f:コンプライア ンス		g:国益・国際貢 献		h:一般消費者の 視点	
全く考慮されていない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
あまり考慮されていない	1	1.2%	1	1.2%	0	0.0%	1	1.2%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.2%	0	0.0%
どちらでもない	37	43.5%	43	50.6%	34	40.0%	36	42.4%	41	48.2%	37	43.5%	41	48.2%	43	50.6%
少し考慮されている	32	37.6%	30	35.3%	35	41.2%	32	37.6%	29	34.1%	34	40.0%	28	32.9%	29	34.1%
十分考慮されている	15	17.6%	11	12.9%	16	18.8%	16	18.8%	15	17.6%	14	16.5%	15	17.6%	13	15.3%
計	85	100%	85	100%	85	100%	85	100%	85	100%	85	100%	85	100%	85	100%

【法人】

（令和2年度の見直し対象法人（※））

区分	a:民間経営 ノウハウ		b:研究開発		c:組織マネジメ ント		d:財務会計		e:行政サービス の受益者視点		f:コンプライア ンス		g:国益・国際貢 献		h:一般消費者の 視点	
全く考慮されていない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
あまり考慮されていない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
どちらでもない	7	26.9%	8	30.8%	8	30.8%	7	26.9%	8	30.8%	8	30.8%	7	26.9%	7	26.9%
少し考慮されている	14	53.8%	12	46.2%	12	46.2%	13	50.0%	13	50.0%	12	46.2%	15	57.7%	14	53.8%
十分考慮されている	5	19.2%	6	23.1%	6	23.1%	6	23.1%	5	19.2%	6	23.1%	4	15.4%	5	19.2%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	26	100%	26	100%	26	100%	26	100%	26	100%	26	100%	26	100%	26	100%

※ 見直し対象法人とは、中(長)期目標期間の最終年度を迎え、主務大臣が見込評価及び業務・組織見直しを行い、次期目標を策定する法人。

（令和2年度の見直し対象法人以外）

区分	a:民間経営 ノウハウ		b:研究開発		c:組織マネジメ ント		d:財務会計		e:行政サービス の受益者視点		f:コンプライア ンス		g:国益・国際貢 献		h:一般消費者の 視点	
全く考慮されていない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
あまり考慮されていない	0	0.0%	1	1.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
どちらでもない	20	32.8%	23	37.7%	19	31.1%	23	37.7%	23	37.7%	22	36.1%	25	41.0%	21	34.4%
少し考慮されている	21	34.4%	16	26.2%	20	32.8%	19	31.1%	19	31.1%	18	29.5%	18	29.5%	24	39.3%
十分考慮されている	19	31.1%	19	31.1%	21	34.4%	18	29.5%	18	29.5%	20	32.8%	17	27.9%	15	24.6%
無回答	1	1.6%	2	3.3%	1	1.6%	1	1.6%	1	1.6%	1	1.6%	1	1.6%	1	1.6%
計	61	100%	61	100%	61	100%	61	100%	61	100%	61	100%	61	100%	61	100%

法人類型別の回答状況

【主務省】

（中期目標管理法人所管課）

区分	a:民間経営 ノウハウ		b:研究開発		c:組織マネジ メント		d:財務会計		e:行政サービス の受益者視点		f:コンプライア ンス		g:国益・国際貢 献		h:一般消費者の 視点	
全く考慮されていない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
あまり考慮されていない	2	2.9%	1	1.5%	0	0.0%	4	5.9%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.5%	0	0.0%
どちらでもない	27	39.7%	34	50.0%	22	32.4%	24	35.3%	26	38.2%	23	33.8%	28	41.2%	28	41.2%
少し考慮されている	27	39.7%	25	36.8%	33	48.5%	26	38.2%	27	39.7%	33	48.5%	27	39.7%	30	44.1%
十分考慮されている	12	17.6%	8	11.8%	13	19.1%	14	20.6%	15	22.1%	12	17.6%	12	17.6%	10	14.7%
計	68	100%	68	100%	68	100%	68	100%	68	100%	68	100%	68	100%	68	100%

（国立研究開発法人所管課）

区分	a:民間経営 ノウハウ		b:研究開発		c:組織マネジ メント		d:財務会計		e:行政サービス の受益者視点		f:コンプライア ンス		g:国益・国際貢 献		h:一般消費者の 視点	
全く考慮されていない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
あまり考慮されていない	0	0.0%	7	17.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
どちらでもない	15	38.5%	14	35.9%	13	33.3%	17	43.6%	18	46.2%	20	51.3%	18	46.2%	17	43.6%
少し考慮されている	8	20.5%	9	23.1%	8	20.5%	8	20.5%	11	28.2%	13	33.3%	15	38.5%	8	20.5%
十分考慮されている	16	41.0%	9	23.1%	18	46.2%	14	35.9%	10	25.6%	6	15.4%	6	15.4%	14	35.9%
計	39	100%	39	100%	39	100%	39	100%	39	100%	39	100%	39	100%	39	100%

（行政執行法人所管課）

区分	a:民間経営 ノウハウ		b:研究開発		c:組織マネジ メント		d:財務会計		e:行政サービス の受益者視点		f:コンプライア ンス		g:国益・国際貢 献		h:一般消費者の 視点	
全く考慮されていない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
あまり考慮されていない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
どちらでもない	4	57.1%	4	57.1%	4	57.1%	4	57.1%	4	57.1%	4	57.1%	4	57.1%	4	57.1%
少し考慮されている	2	28.6%	2	28.6%	2	28.6%	2	28.6%	2	28.6%	2	28.6%	2	28.6%	2	28.6%
十分考慮されている	1	14.3%	1	14.3%	1	14.3%	1	14.3%	1	14.3%	1	14.3%	1	14.3%	1	14.3%
計	7	100%	7	100%	7	100%	7	100%	7	100%	7	100%	7	100%	7	100%

法人類型別の回答状況（つづき）

【法人】

（中期目標管理法）

区分	a:民間経営 ノウハウ		b:研究開発		c:組織マネジメ ント		d:財務会計		e:行政サービス の受益者視点		f:コンプライア ンス		g:国益・国際貢 献		h:一般消費者の 視点	
全く考慮されていない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
あまり考慮されていない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
どちらでもない	16	30.2%	18	34.0%	15	28.3%	17	32.1%	17	32.1%	16	30.2%	19	35.8%	17	32.1%
少し考慮されている	19	35.8%	15	28.3%	17	32.1%	18	34.0%	18	34.0%	17	32.1%	17	32.1%	19	35.8%
十分考慮されている	18	34.0%	19	35.8%	21	39.6%	18	34.0%	18	34.0%	20	37.7%	17	32.1%	17	32.1%
無回答	0	0.0%	1	1.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	53	100%	53	100%	53	100%	53	100%	53	100%	53	100%	53	100%	53	100%

（国立研究開発法人）

区分	a:民間経営 ノウハウ		b:研究開発		c:組織マネジメ ント		d:財務会計		e:行政サービス の受益者視点		f:コンプライア ンス		g:国益・国際貢 献		h:一般消費者の 視点	
全く考慮されていない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
あまり考慮されていない	0	0.0%	1	3.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
どちらでもない	8	29.6%	10	37.0%	9	33.3%	10	37.0%	11	40.7%	11	40.7%	10	37.0%	8	29.6%
少し考慮されている	13	48.1%	10	37.0%	12	44.4%	11	40.7%	11	40.7%	10	37.0%	13	48.1%	16	59.3%
十分考慮されている	5	18.5%	5	18.5%	5	18.5%	5	18.5%	4	14.8%	5	18.5%	3	11.1%	2	7.4%
無回答	1	3.7%	1	3.7%	1	3.7%	1	3.7%	1	3.7%	1	3.7%	1	3.7%	1	3.7%
計	27	100%	27	100%	27	100%	27	100%	27	100%	27	100%	27	100%	27	100%

（行政執行法人）

区分	a:民間経営 ノウハウ		b:研究開発		c:組織マネジメ ント		d:財務会計		e:行政サービス の受益者視点		f:コンプライア ンス		g:国益・国際貢 献		h:一般消費者の 視点	
全く考慮されていない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
あまり考慮されていない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
どちらでもない	3	42.9%	3	42.9%	3	42.9%	3	42.9%	3	42.9%	3	42.9%	3	42.9%	3	42.9%
少し考慮されている	3	42.9%	3	42.9%	3	42.9%	3	42.9%	3	42.9%	3	42.9%	3	42.9%	3	42.9%
十分考慮されている	1	14.3%	1	14.3%	1	14.3%	1	14.3%	1	14.3%	1	14.3%	1	14.3%	1	14.3%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	7	100%	7	100%	7	100%	7	100%	7	100%	7	100%	7	100%	7	100%

④ 平成26年制度改正による主務省・法人間におけるコミュニケーションへの影響

コミュニケーションについては、平成26年制度改正により「（かなり・少し）増加した」、「（大いに・少し）向上した」との回答が、主務省ではいずれも約5割、法人ではいずれも約6割となっている。また、主務省と法人を紐付けて比較した結果、「量」・「質」ともに約半数は回答が一致しているが、法人の方が増加・向上したと回答しているものが多い傾向。

【主務省】

④ 「主務大臣下でのPDCAサイクルの強化」、「法人類型の新設」及び「目標指針・評価指針の策定」などの制度改正により、a:所管する法人とのコミュニケーションの量は増加しましたか。また、b:当該コミュニケーションの質は向上したと考えますか。（主務省問Ⅰ-4-③）

区分	a:コミュニケーションの量							
	全 体		中期目標管理法 所管課		国立研究開発法人 所管課		行政執行法人 所管課	
かなり少なくなった	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
少し少なくなった	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
変わらない	44	40.0%	25	36.8%	14	40.0%	5	71.4%
少し増加した	47	42.7%	33	48.5%	12	34.3%	2	28.6%
かなり増加した	8	7.3%	6	8.8%	2	5.7%	0	0.0%
無回答	11	10.0%	4	5.9%	7	20.0%	0	0.0%
計	110	100%	68	100%	35	100%	7	100%

※ 平成26年制度改正後に設立された1法人を所管している4主務省を除く。

区分	b:コミュニケーションの質							
	全 体		中期目標管理法 所管課		国立研究開発法人 所管課		行政執行法人 所管課	
全く向上していない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
あまり向上していない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
どちらでもない	43	39.1%	22	32.4%	16	45.7%	5	71.4%
少し向上した	49	44.5%	37	54.4%	11	31.4%	1	14.3%
大いに向上した	7	6.4%	5	7.4%	1	2.9%	1	14.3%
無回答	11	10.0%	4	5.9%	7	20.0%	0	0.0%
計	110	100%	68	100%	35	100%	7	100%

※ 平成26年制度改正後に設立された1法人を所管している4主務省を除く。

【法人】

④ 「主務大臣下でのPDCAサイクルの強化」、「法人類型の新設」及び「目標指針・評価指針の策定」などの制度改正により、a:主務省とのコミュニケーションの量は増加しましたか。また、b:当該コミュニケーションの質は向上したと考えますか。（法人問Ⅰ-4-④）

区分	a:コミュニケーションの量							
	全 体		中期目標管理法		国立研究開発法人		行政執行法人	
かなり少なくなった	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
少し少なくなった	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
変わらない	32	37.2%	19	35.8%	12	46.2%	1	14.3%
少し増加した	38	44.2%	24	45.3%	11	42.3%	3	42.9%
かなり増加した	13	15.1%	8	15.1%	2	7.7%	3	42.9%
無回答	3	3.5%	2	3.8%	1	3.8%	0	0.0%
計	86	100%	53	100%	26	100%	7	100%

※ 平成26年制度改正後に設立された1法人を除く。

区分	b:コミュニケーションの質							
	全 体		中期目標管理法		国立研究開発法人		行政執行法人	
全く向上していない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
あまり向上していない	1	1.2%	0	0.0%	1	3.8%	0	0.0%
どちらでもない	31	36.0%	17	32.1%	11	42.3%	3	42.9%
少し向上した	40	46.5%	28	52.8%	11	42.3%	1	14.3%
大いに向上した	11	12.8%	6	11.3%	2	7.7%	3	42.9%
無回答	3	3.5%	2	3.8%	1	3.8%	0	0.0%
計	86	100%	53	100%	26	100%	7	100%

※ 平成26年制度改正後に設立された1法人を除く。

- 【中】 理事長などトップマネジメント層と主務省とのコミュニケーションが増加した。
【中】 主務省（所管部局）とは、業務上密接に関わりがあり、また、地理的にも非常に近いため、制度改正に関わらず従来よりコミュニケーションは頻繁にとっている。
【研】 事業官庁の主務大臣が評価主体になったことにより、相互理解が向上した。

【主務省と法人におけるコミュニケーションの「量」と「質」の意識の比較】

区分	全体				中期目標管理法法人				国立研究開発法人				行政執行法人			
	量		質		量		質		量		質		量		質	
主務省の方が2段階高いもの	1	1.2%	1	1.2%	1	1.9%	1	1.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
主務省の方が1段階高いもの	9	10.5%	12	14.0%	7	13.2%	8	15.1%	2	7.7%	3	11.5%	0	0.0%	1	14.3%
主務省と法人が同じもの	49	57.0%	48	55.8%	34	64.2%	34	64.2%	12	46.2%	11	42.3%	3	42.9%	3	42.9%
法人の方が2段階高いもの	10	11.6%	11	12.8%	4	7.5%	5	9.4%	5	19.2%	5	19.2%	1	14.3%	1	14.3%
法人の方が1段階高いもの	7	8.1%	5	5.8%	3	5.7%	2	3.8%	1	3.8%	1	3.8%	3	42.9%	2	28.6%
いずれか又は両方が無回答	10	11.6%	9	10.5%	4	7.5%	3	5.7%	6	23.1%	6	23.1%	0	0.0%	0	0.0%
計	86	100%	86	100%	53	100%	53	100%	26	100%	26	100%	7	100%	7	100%

※1 法人と当該法人の主たる主務省で比較している。 ※2 平成26年制度改正後に設立された1法人を除く。

Ⅱ 国民に対する説明責任に関する事項（財務データの活用、広報）

① 財務データの活用

※P38に留意事項あり。

令和2年度の主務大臣評価又は自己評価において、目標・計画（予算）と実績（決算）の差異の要因分析事例が「ある」と回答しているのは主務省で約7割、法人で約8割。また、事業等のまとまりごとの財務情報等を活用したアウトプット単位当たりのインプット把握事例が「ある」と回答しているのは主務省・法人ともに約5割。企業会計の手法による財務分析等は主務省で約3割、法人で約4割が実施。

【主務省】

① 令和2年度の主務大臣評価において、a:目標・計画（予算）と実績（決算）の差異の要因分析、b:事業等のまとまりごとの財務情報等を活用したアウトプット単位当たりのインプット把握、c:企業会計の手法による財務分析、経年比較による趨勢分析等の財務分析、を実施した事例はありますか。（主務省間Ⅱ－①）

区分	a:目標・計画（予算）と実績（決算）の差異の要因分析		b:事業等のまとまりごとの財務情報等を活用したアウトプット単位当たりのインプット把握		c:企業会計の手法による財務分析、経年比較による趨勢分析等の財務分析	
ある	81	71.1%	55	48.2%	32	28.1%
ない	32	28.1%	58	50.9%	81	71.1%
無回答	1	0.9%	1	0.9%	1	0.9%
計	114	100%	114	100%	114	100%

a.目標・計画（予算）と実績（決算）の際の要因分析

- 【中】業務経費の効率化について、令和元年度は目標を大きく超える達成度となっていたが、その要因について法人へヒアリングを行い業務効率化の手法が適切なものか調査した上で、評価を実施した。
- 【中】目標・計画（予算）と実績（決算）の差異について、10%以上の乖離が発生している項目については、その要因の分析を行った。
- 【中】計画未達の要因として考え得る事項については、「今後の課題」として整理を行い、リスク管理債権の削減に向け、債権の管理・回収の強化及び経営・再生支援の取組による債務者区分のランクアップに努めるほか、一定規模の優良資産の確保等を進める必要があるとして、その旨を明記している。
- 【研】予算と決算の差異の理由について、財務諸表等の提出時に法人から説明を受け、その上で主務大臣評価を実施している。

b.事業等のまとまりごとの財務情報等を活用したアウトプット単位当たりのインプット把握

- 【研】対象法人から事業等のまとまりごとに決算額、行政コスト等の主要なインプット情報を報告してもらい、大臣評価書に反映している。

c.企業会計の手法による財務分析、経年比較による趨勢分析等の財務分析

- 【中】融資事業継続の基礎となる財務内容健全性維持のため、貸付残高に占めるリスク債権比率を全国預金取扱金融機関の平均リスク管理債権比率と比較。
- 【中】財務状況の分析や自己収入の経年比較による分析等を行っている。
- 【研】国立研究開発法人審議会において企業会計専門の臨時委員から審議をいただき、主務大臣評価を行っている。

【「ない」に関連する自由記述】

- 【中】主務省において、分析等を行う専門人材を有していないため。
- 【中】毎事業年度の決算の確定時期と、独法評価における自己評価の確定時期がほぼ同時期であることから、決算等を用いた財務データ分析を活用するスケジュールとなっていないため。
- 【中】積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理していることから、アウトプット単位当たりのインプットの把握が困難。
- 【中】給付業務における目標設定等が主なものであり、財務情報や企業会計の手法による分析に基づく評価にはなじまないため。
- 【研】研究成果に対しての評価を重視しており、そちらを優先したため。
- 【研】複数事業が含まれる「プロジェクト」ごとに評価を実施する形式としているため。
- 【研】各研究部門間で連携して行っている研究もあり比較が難しかったため。

【法人】

① 令和2年度の自己評価において、a:目標・計画（予算）と実績（決算）の差異の要因分析、b:事業等のまとまりごとの財務情報等を活用したアウトプット単位当たりのインプット把握、c:企業会計の手法による財務分析、経年比較による趨勢分析等の財務分析、を実施した事例はありますか。（法人間Ⅱ－①）

区分	a:目標・計画（予算）と実績（決算）の差異の要因分析		b:事業等のまとまりごとの財務情報等を活用したアウトプット単位当たりのインプット把握		c:企業会計の手法による財務分析、経年比較による趨勢分析等の財務分析	
ある	71	81.6%	44	50.6%	32	36.8%
ない	16	18.4%	42	48.3%	55	63.2%
無回答	0	0.0%	1	1.1%	0	0.0%
計	87	100%	87	100%	87	100%

a.目標・計画（予算）と実績（決算）の際の要因分析

- 【中】実際に使用した経費については、勘定毎に配分し、財務会計システムに入力を行っている。そのデータを基に毎月物件費について計画上的との差異の分析・把握を行っている。
- 【中】予算と実績の差異が生じている要因について、一般競争入札及び複数年契約の積極的な実施等により、支出を抑制し、効率的な予算執行を図ったことが一因と分析した。
- 【中】予算執行における各セグメント毎の実績による収支分析。
- 【中】月次決算等により計画と実績を比較することで、内部環境や外部環境の変化に対するリスク等を軽減し、経営目標の達成に努めている。
- 【中】決算報告書において各目で予算と実績に10%以上乖離がある場合、分析、理由を記載。

b.事業等のまとまりごとの財務情報等を活用したアウトプット単位当たりのインプット把握

- 【中】勘定（事業等のまとまり）ごとに主要なインプット情報として、予算額、決算額、経常費用、経常利益、行政サービス実施コストの経年データを把握することとしている。
- 【研】原著論文数と決算額から論文1件当たりの費用を算出し、前年度との比較を実施。
- 【研】主要な経年データとして、各事業毎の数値目標に対しての実績の記載、事業等のまとまりごとの財務情報等を活用した主なインプット情報を記載し、前年度等の比較分析を実施。

c.企業会計の手法による財務分析、経年比較による趨勢分析等の財務分析

- 【中】経年比較による趨勢分析を用いて当期総利益等の分析を行っている。
- 【中】自己評価書において効率化、積立金及び交付金債務の状況を経年比較している。
- 【研】業務実績等報告書に記載のインプット指標は経年比較ができるよう中長期期間分を記載する予定。
- 【研】中長期目標期間の年度ごとの損益を比較し、経営状況の把握に努めている。
- 【研】経年比較し、当該年度の数値における要因について財務管理システムのデータ等を使用して分析し、評価書に記載。

【「ない」に関連する自由記述】

- 【中】決算業務に関わる人員が少ないため、分析に人員を割くことが難しい。
- 【中】複数の項目に紐づく案件が太宗であるため、項目単位でインプットとアウトプットの対比ができない。
- 【中】毎事業年度の決算の確定時期と、独法評価における自己評価の確定時期がほぼ同時期であることから、決算等を用いた財務データ分析を活用するスケジュールとなっていない。
- 【研】自己評価は決算確定前に行うため、財務データを活用できない。
- 【研】有用な活用手法が確立されておらず、社内からの要望もないため。

法人類型別の回答状況

【主務省】			(中期目標管理法人所管課)			
区分	a:目標・計画（予算）と実績（決算）の差異の要因分析		b:事業等のまとまりごとの財務情報等を活用したアウトプット単位当たりのインプット把握		c:企業会計的手法による財務分析、経年比較による趨勢分析等の財務分析	
ある	49	72.1%	27	39.7%	18	26.5%
ない	19	27.9%	41	60.3%	50	73.5%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	68	100%	68	100%	68	100%

(国立研究開発法人所管課)						
区分	a:目標・計画（予算）と実績（決算）の差異の要因分析		b:事業等のまとまりごとの財務情報等を活用したアウトプット単位当たりのインプット把握		c:企業会計的手法による財務分析、経年比較による趨勢分析等の財務分析	
ある	26	66.7%	24	61.5%	10	25.6%
ない	12	30.8%	14	35.9%	28	71.8%
無回答	1	2.6%	1	2.6%	1	2.6%
計	39	100%	39	100%	39	100%

(行政執行法人所管課)						
区分	a:目標・計画（予算）と実績（決算）の差異の要因分析		b:事業等のまとまりごとの財務情報等を活用したアウトプット単位当たりのインプット把握		c:企業会計的手法による財務分析、経年比較による趨勢分析等の財務分析	
ある	6	85.7%	4	57.1%	4	57.1%
ない	1	14.3%	3	42.9%	3	42.9%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	7	100%	7	100%	7	100%

【法人】			(中期目標管理法法人)			
区分	a:目標・計画（予算）と実績（決算）の差異の要因分析		b:事業等のまとまりごとの財務情報等を活用したアウトプット単位当たりのインプット把握		c:企業会計的手法による財務分析、経年比較による趨勢分析等の財務分析	
ある	42	79.2%	24	45.3%	20	37.7%
ない	11	20.8%	29	54.7%	33	62.3%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	53	100%	53	100%	53	100%

(国立研究開発法人)						
区分	a:目標・計画（予算）と実績（決算）の差異の要因分析		b:事業等のまとまりごとの財務情報等を活用したアウトプット単位当たりのインプット把握		c:企業会計的手法による財務分析、経年比較による趨勢分析等の財務分析	
ある	23	85.2%	14	51.9%	7	25.9%
ない	4	14.8%	12	44.4%	20	74.1%
無回答	0	0.0%	1	3.7%	0	0.0%
計	27	100%	27	100%	27	100%

(行政執行法人)						
区分	a:目標・計画（予算）と実績（決算）の差異の要因分析		b:事業等のまとまりごとの財務情報等を活用したアウトプット単位当たりのインプット把握		c:企業会計的手法による財務分析、経年比較による趨勢分析等の財務分析	
ある	6	85.7%	6	85.7%	5	71.4%
ない	1	14.3%	1	14.3%	2	28.6%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	7	100%	7	100%	7	100%

上記の設問に関する留意事項

上記の設問に関連し、一部の主務省及び法人に対してヒアリングを実施したところ、以下のとおり、「企業会計的手法による財務分析」を実施したかどうかの判断基準が、主務省・法人によって異なっている実態がみられた。今回の調査では、設問の関係で評価における財務分析等の活用状況の把握が十分でなかったため、今後、主務大臣評価（主務省）や自己評価（法人）における具体的な財務データ（管理会計を含む。）の活用状況を今後調査することを検討したい。

（例）「『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』」（平成12年2月16日。令和2年3月26日改訂）に則して業務を行っていることから、分析等を実施した事例が「ある」と回答した法人（ヒアリングを実施した20法人中2法人）や、それ以上の活用を行っていないことから、分析等を実施した事例が「ない」と回答した法人（同4法人）がみられた。

② 財務諸表の作成プロセスで負担が大きいと感じる業務、③ 広報（広報媒体の活用状況）

財務諸表作成の一連のプロセスで最も負担が大きいと感じる箇所については、約9割の法人が「決算業務」と回答。
また、広報については、WEBページやSNSを利用している法人が多い。

【法人】

② 財務諸表作成の一連のプロセスで最も負担が大きいと感じる箇所はどこですか。（法人問Ⅱ-③）

期中取引の記録	2	2.3%	法人内関係者との調整・説明	1	1.1%
決算業務	77	88.5%	法人外関係者との調整・説明	0	0.0%
監査対応	3	3.4%	その他	0	0.0%
主務省への説明等	3	3.4%	特になし	1	1.1%
			計	87	100%

【法人】

※ 設問の性質上、法人のみを調査対象とした。

③ 国民に対する広報手段としてデジタル技術を用いた取組が重要となっています。次の手段は利用していますか（a:WEBページ作成、b:Twitterの利用、c:YouTubeの利用、d:Facebookの利用、e:その他）。（法人問Ⅱ-④）

区分	a:WEBページ作成		b:Twitterの利用		c:YouTubeの利用		d:Facebookの利用		e:その他	
利用している	86	98.9%	58	66.7%	67	77.0%	54	62.1%	36	41.4%
利用していない	1	1.1%	29	33.3%	20	23.0%	33	37.9%	51	58.6%
計	87	100%	87	100%	87	100%	87	100%	87	100%

（広報手段としてデジタル技術を用いた取組例）

- 【中】 LinkedInを導入。また、Facebook等は機構本部に加え各国内拠点及び海外拠点でも運用中。
- 【中】 広報が日頃から付き合いのあるメディアからのオファーに、ベストなコンテンツを提案するなど、「効果的な媒体で、効果的に魅力を伝えるように心がけている点」が挙げられる。特に、ニュース等でも紹介され、これに関するメディア取材への広報の対応により、配信だけでなく、その取組自体がまたメディアで発信され、閲覧が増えたと考えられる。
- 【中】 ・WEBサイトの更新に当たり、技術的なサポートを契約職員や委託契約先へお願いしている。
・事業によっては公式ページに加えて個別のサイトを外部に立ち上げ、情報発信を行っている。
・WEBページやTwitter等での情報発信に加え、月に1度メールマガジンを配信している。
・YouTubeを活用し、公募説明会やシンポジウム等を開催している。
- 【中】 デジタル技術については、WEB/SNSの他にオンラインセミナーツール等を活用
- 【中】 公式ホームページ、Twitter、YouTube、Facebookにおいて、組織や事業内容、イベント案内、公募情報等を伝えるとともに、ビジネスポータルサイトを運営し、支援情報などお役立ち情報を収集して、毎日タイムリーに配信している。
- 【中】 主な具体的取組事例は、ウェブサイトによる情報発信を行うとともに、動画のプラットフォームであるYouTubeの公式アカウントを活用し、主に現場を紹介する動画を発信している。このほか、デジタル技術の活用としては、ニュースメディアで取り上げられたコンテンツに関するTwitterの反響等を情報収集の手段とし、情報発信の手段ではないが、効果的な広報のために活用している。
- 【中】 令和2年度は広報もコロナ禍の影響で見直し等の検討を行う中、バーチャル見学ツアー動画をYouTubeに掲載するなど、感染拡大防止の観点も踏まえ、可能な広報を積極的に行った。
- 【中】 機構ホームページを開設しており、積極的に情報発信するとともに、定期的にわかりやすさの観点から改善を図っている。YouTubeに関しては、ターゲットに対する効果的な商品広告配信を行うため、インターネット広告の一環として活用している。また、その他では、金利情報等の提供を目的に、LINEを活用している。広報に関しては、PR会社に戦略的広報、危機管理広報に関する支援業務等を委託し、具体的にはプレスセミナーや広報研修等を実施。広告代理店に商品広告等の実施業務を委託し、具体的にはテレビCM、新聞広告、インターネット広告の効率的・効果的な出稿等を実施。
- 【研】 元記者を雇用し知見を活用している。法人としての取組や研究開発成果の社会への還元を紹介するために、アクセシビリティに配慮し、YouTubeへの動画登録や、SNSによる情報発信も連動させ、分かり易いWEBページの構築を進めている。
- 【研】 ・研究開発活動のわかりやすい広報発信を図るため、HPを立ち上げた。
・Twitterを利用し、現在進行形での活動について広報することで、興味喚起を図った。
・FacebookやInstagramを活用し、撮影した動画・画像を紹介し、認知されていない層への興味喚起を図っている。
・認知度の向上という視点から、広報活動や広報制作物等に係る俯瞰的な評価を得、広報活動の指針策定の参考とするため、外部専門家（業者）へ認知度向上戦略支援に係る業務委託を行った。
- 【研】 a・b・d：ほぼ毎日情報の更新をしている。
- 【研】 Twitterについても、運用ポリシーを定めて利用する準備を行っている。
- 【研】 コロナ禍でZoom等を利用したWebセミナーを開催している。遠隔地で今まで参加できなかった方などの参加が増え、成果発信のツールが増えた。
- 【行】 事例の紹介、試験方法等についてYouTube動画で公開し、国民への啓発と事業者による試験等実施の支援をしている。また、コロナの感染防止対応として、これまで対面でしか開催していなかった各種説明会や講演会について、Web会議ツール（Zoom、YouTube Live等）を活用している。

④ 広報（外部専門家の知見の活用状況）

広報に当たっての外部専門家の知見については、約 6 割の法人が活用していると回答。また、活用している場合には「d:委託契約」を行っている法人が多い。

【法人】※ 設問の性質上、法人のみを調査対象とした。

④ 広報に当たり、外部専門家（a:常勤職員として、b:非常勤職員として、c:契約職員等として、d:委託契約として、e:その他）の知見を活用していますか。
（法人問Ⅱ－⑤）

区分	右のいずれか		a:常勤職員として		b:非常勤職員として		c:契約職員等として		d:委託契約として		e:その他	
活用している	52	59.8%	11	12.6%	9	10.3%	11	12.6%	32	36.8%	19	21.8%
活用していない	35	40.2%	76	87.4%	78	89.7%	76	87.4%	55	63.2%	68	78.2%
計	87	100%	87	100%	87	100%	87	100%	87	100%	87	100%

a. 常勤職員として

- 【研】 広告業界及び官公庁広報部署での業務経験がある常勤職員の知見を活用している。その他、パンフレットの制作をデザインコンサルティングを専門とする業者とともにを行っている。
- 【研】 動画作成、ウェブデザイン、編集などの専門スキルを持つ広報専任職員の能力を最大限生かすため、機構や材料分野の現状を分析し、最適なターゲット・タイミング・手法を見極めた広報戦略を立案できるリーダーを雇用。多角的かつ効果的な広報を内製で行える体制を整えた。その結果、一般にはなじみのない分野にもかかわらず、機構のYouTubeチャンネルは登録者数17.5万人、総再生回数は2,600万回を超え、一般公開の来場者数も4年で654名→5,687名と9倍に増加した。
- 【研】 元記者を雇用し知見を活用している。法人としての取組や研究開発成果の社会への還元を紹介するために、アクセシビリティに配慮し、YouTubeへの動画登録や、SNSによる情報発信も連動させ、分かり易いWEBページの構築を進めている。
- 【研】 PR会社で31年の勤務経験がある人材を広報企画室長として採用している。
- 【研】 映像、WEB、デザインの専門能力を持った人材を招聘職員又は出向契約職員として常勤で採用

b. 非常勤職員として

- 【研】 プレスリリースや出版物の記事について外部専門家を活用している。SNSの活用に当たっては外部専門家のほか、ユーザーの意見も反映させることが重要と考える。
- 【行】 出版業界経験者を非常勤職員として採用している。

c. 契約職員等として

- 【中】 外部専門家については民間の広報部長経験者を顧問として契約
- 【研】 外部専門家からの助言を広報活動及びブランディング推進活動に活用している。

d. 委託契約として

- 【中】 組織ロゴデザインをデザイナーに依頼し、全ての広報物についてロゴを基調とした統一したデザインとしている。新たな表彰事業創設に当たって、その周知方法やポスターデザイン、発表形態等について、専門業者に委託することで知見を得た。
- 【中】 1年契約で広報PR会社と委託契約を行い、メディア対応について各種アドバイスを頂いている。（例：プレスリリース文書の添削、プレスリリースやメディア参加可のイベント（記者会見、セミナー等）打ち込み先メディアの選定・紹介、記者会見等のロジサポート、クライシス対応（含む、特殊メディアからの問い合わせ対応）時のアドバイス。
- 【中】 PR会社に戦略的広報、危機管理広報に関する支援業務等を委託し、具体的にはプレスセミナーや広報研修等を実施。広告に関しては、広告代理店に商品広告等の実施業務を委託し、具体的にはテレビCM、新聞広告、インターネット広告の効率的・効果的な出稿等を実施。
- 【研】 社会技術研究開発を行う部署にてPR会社と契約し、各研究プロジェクト及び機構の取組についての広報を強化した。
- 【研】 報道対応の広報アドバイザーとして常駐している民間出向者がいる。また、一部事業のPRプランニング、広報活動の危機管理、各種WEB媒体活用のコンサルタント等を外部専門家に依頼している。

e. その他

- 【中】 外部講師を招いて広報研修を実施した。またその際、主務省が所管する独立行政法人と合同で実施した。
- 【中】 広報発信に課題が生じる時は、主務省広報室に設置している広報アドバイザーに相談したり、広報に関する知識やトレンド情報などを得るため、非公式で運営されている広報の会などに積極的に参加している。
- 【中】 今後、広報の在り方、方針、方法のガイドラインを示し、組織における適切な広報の促進に努めることを目的に「広報の手引き」を作成予定。また、今後、国民及び自治体等の理解を深める方策等についての戦略の検討、機構全体としての取組の推進と情報の共有等を図ることを目的に広報戦略会議等を本部内に設置し、機構の広報強化に向けた取組を行う。
- 【中】 広報に知見がある者をアドバイザーとして登録し、職員向け広報研修を開催しているほか、個別具体的な広報活動に対してアドバイスを提供してもらっている。
- 【研】 外部有識者を委員とする広報企画委員会において、より効果の高い広聴・広報活動を推進するために、専門家の知見を活用している。広報媒体の効果に関する指標測定のために、外部機関への委託による調査を隔年で実施している。報道対応業務に係る者を主な対象として実施している内部研修において外部有識者に講師を委嘱している。外部有識者を委員とする情報公開委員会において、情報公開制度運用、開示請求対応に関して評価を受けることにより、専門家の知見を活用している。
- 【研】 元テレビ客員解説委員を顧問として任命し、隔週開催の広報委員会において適宜アドバイスを受けている。

統計分析結果によると、国立研究開発法人は、他の法人類型と比べ、「a: 常勤職員」として「活用している」と回答している傾向。
また、行政執行法人は、他の法人類型と比べ、「b: 非常勤職員」として「活用している」と回答している傾向。

【法人】

(中期目標管理法人)

区分	右のいずれか		a:常勤職員として		b:非常勤職員として		c:契約職員等として		d:委託契約として		e:その他	
活用している	28	52.8%	3	5.7%	3	5.7%	4	7.5%	19	35.8%	9	17.0%
活用していない	25	47.2%	50	94.3%	50	94.3%	49	92.5%	34	64.2%	44	83.0%
計	53	100%	53	100%	53	100%	53	100%	53	100%	53	100%

(国立研究開発法人)

区分	右のいずれか		a:常勤職員として		b:非常勤職員として		c:契約職員等として		d:委託契約として		e:その他	
活用している	20	74.1%	8	29.6%	4	14.8%	6	22.2%	10	37.0%	10	37.0%
活用していない	7	25.9%	19	70.4%	23	85.2%	21	77.8%	17	63.0%	17	63.0%
計	27	100%	27	100%	27	100%	27	100%	27	100%	27	100%

(行政執行法人)

区分	右のいずれか		a:常勤職員として		b:非常勤職員として		c:契約職員等として		d:委託契約として		e:その他	
活用している	4	57.1%	0	0.0%	2	28.6%	1	14.3%	3	42.9%	0	0.0%
活用していない	3	42.9%	7	100%	5	71.4%	6	85.7%	4	57.1%	7	100%
計	7	100%	7	100%	7	100%	7	100%	7	100%	7	100%

Ⅲ 法人内部のガバナンス強化に関する事項

1 内部統制の整備に関する事項 ① 内部統制システムの整備による内部ガバナンスの強化、② 内部統制システムの見直しの実施状況

内部統制システムの整備による内部ガバナンスの強化については、大多数が「（大いに・多少）役立っている」と回答。
また、内部統制システムの見直しの実施状況についても、大多数が「実施している」と回答。

【法人】 ※ 設問の性質上、法人のみを調査対象とした。

① 独立行政法人の業務運営の適正化の強化の一環として、法人においては内部統制システムを整備し業務方法書に記載することとなっています。内部統制システムが整備されていることにより、法人内部のガバナンス強化（a:必要な情報の伝達（風通しの良さ）、b:違法行為の防止、c:不正防止、d:目標達成、e:リスク管理、f:監査）に役立っていますか。（法人問Ⅲ-1-①）

区分	a:必要な情報の伝達		b:違法行為の防止		c:不正防止		d:目標達成		e:リスク管理		f:監査	
全く役立っていない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
あまり役立っていない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	2.3%	0	0.0%	0	0.0%
どちらともいえない	2	2.3%	4	4.6%	4	4.6%	5	5.7%	4	4.6%	2	2.3%
多少役立っている	49	56.3%	45	51.7%	45	51.7%	50	57.5%	46	52.9%	41	47.1%
大いに役立っている	36	41.4%	38	43.7%	38	43.7%	30	34.5%	37	42.5%	44	50.6%
計	87	100%	87	100%	87	100%	87	100%	87	100%	87	100%

ア あまり役立っていない

【研】 業務方法書に基づき内部統制システムにかかる規程類を整備し、法人内部のガバナンス強化を図っているが、組織の目標達成には、当該ガバナンスの下で具体的に策定される中長期計画や年度計画、これらに基づいて措置される人材の配置や予算の配分等がより直接的な影響を与えるものと考えられるため、単に内部統制システムが整備されていることだけをもって「目標達成に役立っている」とまでは言い難い。

【法人】 ※ 設問の性質上、法人のみを調査対象とした。

② 業務方法書に記載した「内部統制システムに関する取組の不断の見直し」（持続的な維持・発展など）に関する以下の取組は実施していますか。（a:業務方法書の検証、b:各種規程の検証、c:内部モニタリング調査、d:内部評価、e:外部評価）（法人問Ⅲ-1-②）

区分	a:業務方法書の検証		b:各種規程の検証		c:内部モニタリング調査		d:内部評価		e:外部評価	
実施している	63	72.4%	80	92.0%	67	77.0%	72	82.8%	63	72.4%
実施していない	24	27.6%	7	8.0%	20	23.0%	15	17.2%	24	27.6%
計	87	100%	87	100%	87	100%	87	100%	87	100%

【中】 内部統制の実施・運用に当たっては、総務省「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会報告書（平成22年3月）」において整理された、独立行政法人における内部統制の概念整理を踏まえ、各法人単位でその仕組みを整備し、運用しています。コロナ禍の影響を受け、各法人ともに取り巻く環境に大きな変化が生じている中、時代の変遷と共に生じ得る内部統制の概念や在り方について、改めて（変更の可否を含め）再点検を行うプロセスがあっても良いかと思われます。

【中】 比較的規模の小さい法人であり、内部統制システムの整備に関わらず必要な情報の伝達や目標達成に向けた管理等が行いやすい組織であること、また違法行為の防止や不正防止については別途業務監査・会計監査の実施や、研究費不正防止の委員会等も実施していることから、業務の必要性を理解しながら効率的に運用していくことに苦慮している。

【中】 外部有識者によりガバナンスの状況を確認するための「運営点検会議」の継続的实施や、毎年度の内部統制に関する職員意識調査の実施、さらには経営者と職員とのコミュニケーションの場の設置など、内部統制の運用について取組を実施していますが、社会の変化への対応などこれからの独立行政法人に求められる役割をより意識した取組、特に職員の意識変革については引き続き取組が必要と考えております。

【中】 内部統制について法人の長である理事長や内部統制担当理事が重要性を認識できるよう総務省主催の研修会を開催してほしい。

【中】 当法人は、内部統制規程や内部統制委員会という名称のものは、現時点で設けてはいないが、役員と幹部職員が出席する理事会において、リスク管理や財政状況に関する議論・確認等を定期的に実施している。また、研究資金等の不正を防止するための手順を定め、不正が発覚した際には適切に対応できる体制を構築している。

【中】 内部統制、コンプライアンス、リスク管理については、従前から内部管理拡充の要として、外部有識者を含む「コンプライアンス推進委員会」がその取組状況を監視することとしていたが、制度改革をきっかけとして、内部統制の再構築に当たり、同委員会を「内部統制等監視委員会」に発展改組し、同委員会において内部統制の推進状況について検証を受けることを通じて、適切なP D C Aサイクルを回すための基盤を整備した。

【研】 令和3年度から役職員に対して内部統制の運用状況等についてのアンケートを実施する予定。

【研】 内部統制の整備や運用について実施する際は、国からの一定の予算措置も必要である。本調査の分析後に組織の長に対する内部統制の研修を行うべきである。

【研】 リスク管理は、危機管理と誤認されている。「内部統制」、「リスク管理」の語は適切な語に置き換えるとういと思う。

収入予算額の大きい法人ほど、「e: 外部評価」を「実施している」と回答している傾向。

(収入予算が1,000億円以上の法人) **【法人】**

区分	a:業務方法書の検証		b:各種規程の検証		c:内部モニタリング調査		d:内部評価		e:外部評価	
実施している	22	73.3%	27	90.0%	26	86.7%	25	83.3%	24	80.0%
実施していない	8	26.7%	3	10.0%	4	13.3%	5	16.7%	6	20.0%
計	30	100%	30	100%	30	100%	30	100%	30	100%

(収入予算が100億円以上1,000億円未満の法人)

区分	a:業務方法書の検証		b:各種規程の検証		c:内部モニタリング調査		d:内部評価		e:外部評価	
実施している	27	79.4%	33	97.1%	25	73.5%	30	88.2%	25	73.5%
実施していない	7	20.6%	1	2.9%	9	26.5%	4	11.8%	9	26.5%
計	34	100%	34	100%	34	100%	34	100%	34	100%

(収入予算が100億円未満の法人)

区分	a:業務方法書の検証		b:各種規程の検証		c:内部モニタリング調査		d:内部評価		e:外部評価	
実施している	14	60.9%	20	87.0%	16	69.6%	17	73.9%	14	60.9%
実施していない	9	39.1%	3	13.0%	7	30.4%	6	26.1%	9	39.1%
計	23	100.0%	23	100.0%	23	100.0%	23	100.0%	23	100.0%

2 監事の機能強化に関する事項

監事の機能強化に伴う措置の実効性については、「b:主務大臣との意見交換」を除き、大多数が「（大いに・多少）確保されている」と回答。

【法人】※ 設問の性質上、法人のみを調査対象とした。

① 独立行政法人通則法の改正により監事の機能強化が図られました。「独立行政法人の監事の機能強化に伴う措置について（H26.11.28行政管理局長通知）」に示された以下の事項について、その実効性は確保されていますか。（監査部門で回答）（a:監事向け研修・啓発、b:主務大臣との意見交換、c:監事補佐体制、d:監査費用の確保）（法人問Ⅲ-2-①）

区分	a:監事向け研修・啓発		b:主務大臣との意見交換		c:監事補佐体制		d:監査費用の確保	
全く確保されていない	0	0.0%	16	18.4%	0	0.0%	0	0.0%
あまり確保されていない	1	1.1%	7	8.0%	5	5.7%	2	2.3%
どちらでもない	5	5.7%	28	32.2%	9	10.3%	15	17.2%
多少確保されている	47	54.0%	23	26.4%	34	39.1%	27	31.0%
大いに確保されている	34	39.1%	13	14.9%	39	44.8%	43	49.4%
計	87	100%	87	100%	87	100%	87	100%

監査部門による意見

- 【中】 監事監査の機能強化は徐々に図られていると感じている。監事の機能発揮は、被監査者（役員）の理解、協力も欠かせないので、役員とのコミュニケーションの機会を意識的に増やし協力を求め、適切な役割発揮に引き続き尽力したい。
- 【中】 比較的規模の小さい法人で監事が非常勤である場合は機能強化はかなりハードルが高いと思われる。
- 【中】 監査対象が増えているので、増員を含む体制の強化が必要と考えている。
- 【中】 内部監査の実施体制に関して、一定の専門性が必要となることから、内部監査に関する各種知見の継続的な活用の観点からプロパー人材が担う事が望ましい。また、総務省や監事連絡会など監事向けの研修は一定程度実施されているが、監査部門職員の専門知識習得、研修等の機会提供は、各独法によって大きな差異が生じているものと想定される。特に内部監査部門が1～2名の比較的規模の小さい独法においては、独自の機会創出が困難なことから、横断的な研修機会の提供が望まれる。
- 【中】 監査に当たっては、役職員のコンプライアンスやリスク管理への取組姿勢を常に確認しておくことが重要と考える。また、現場への往査では、法人内で構築したシステムやルールの形骸化が起きていないかの点検が必要である。こうした認識のもと、監事機能のさらなる強化に向けては、監事が法人内の様々な情報に容易にアクセスできる環境づくりや、役職員の監査に対する過剰な警戒心を排除する取組が重要であると考える。また、不祥事の兆候は、事務処理や現場業務のほころびから現れることも多いので、内部監査との情報連携は極めて重要と考える。近年、監事の立場については、特に監事補佐体制のあり方を中心に、その独立性が強調されてきたが、これからは、監事監査と内部監査の協働性についても議論が必要と考える。
- 【研】 令和元事業年度監査報告「機構の内部統制システムの整備及び運用についての意見」において、「機構の実施する事業は多岐にわたり、且つ多様な専門性が要求されるため、業務運営に係わるリスク情報やインシデント情報を業務実施のPDCAにつなげるための報告・情報収集・分析・対応・情報共有の法人全体での取組をさらに充実させ、適切なリスク管理を踏まえた意思決定を可能にする内部統制システムに向けた計画的な改革と、その効果的かつ効率的な運用が、継続的に進められるべきであると考える。以上のように、内部統制システムの整備と運用について見直しと改善が図られていると認められるが、今後とも継続的な見直しと計画的な改善が実施されることを期待する。」と述べており、機構において、リスク情報やインシデント情報をPDCAに繋げる仕組みに弱点が残っており、この内部統制の改善が業務実施の適正につながるとともに、監事監査の機能強化にもつながると考えられる。
- 【行】 監事監査の実効性を確保するため、監査補佐部門（監事室）の設置や監査費用の十分な確保など、監査に専念する体制を整備。また、監事は経営層のマネジメントの適法性や妥当性等について、また、内部監査部門は職員の業務活動全般の管理・運営状況等についてそれぞれ監査し、お互いの活動状況の情報共有を図りつつ、有効かつ効率的な監査を実施。

被監査部門による意見

- 【中】 予算規模が小さい法人では、監事は非常勤として委嘱せざるを得ない。その中で機能強化することには限界がある。
- 【中】 監事の立ち位置、機能も明確であり非常にやりやすい環境にある。特に月1度の理事長との定例ミーティングの内容を執行役員以上と共有することが役に立っている。
- 【中】 内部統制強化の一環として、インシデント・事故管理規程の策定と運用が必要。
- 【研】 変化の時代なので、現状維持による機会損失も監査で重視すべき。
- 【研】 監事監査で収集された情報が、監事と理事長等との意見交換にて共有されており、監事監査が組織の改善に繋がっていると感じる。
- 【行】 監査室や監事監査において、的確な指摘をいただいているほか、監事監査の結果は、機構の理事長・理事・分野長と企画管理部各課長が参加する会議において監事自ら共有していただいております、業務における気付きのきっかけとなっている。

収入予算別の回答状況

収入予算額の大きい法人ほど、「a: 監事向け研修・啓発」、「c: 監事補佐体制」について、より「大いに確保されている」と回答している傾向。

【法人】

(収入予算が1,000億円以上の法人)

区分	a:監事向け研修・啓発		b:主務大臣との意見交換		c:監事補佐体制		d:監査費用の確保	
全く確保されていない	0	0.0%	5	16.7%	0	0.0%	0	0.0%
あまり確保されていない	1	3.3%	1	3.3%	0	0.0%	0	0.0%
どちらでもない	4	13.3%	14	46.7%	1	3.3%	4	13.3%
多少確保されている	8	26.7%	3	10.0%	8	26.7%	6	20.0%
大いに確保されている	17	56.7%	7	23.3%	21	70.0%	20	66.7%
計	30	100%	30	100%	30	100%	30	100%

(収入予算が100億円以上1,000億円未満の法人)

区分	a:監事向け研修・啓発		b:主務大臣との意見交換		c:監事補佐体制		d:監査費用の確保	
全く確保されていない	0	0.0%	7	20.6%	0	0.0%	0	0.0%
あまり確保されていない	0	0.0%	3	8.8%	3	8.8%	0	0.0%
どちらでもない	0	0.0%	6	17.6%	4	11.8%	7	20.6%
多少確保されている	20	58.8%	14	41.2%	14	41.2%	11	32.4%
大いに確保されている	14	41.2%	4	11.8%	13	38.2%	16	47.1%
計	34	100%	34	100%	34	100%	34	100%

(収入予算が100億円未満の法人)

区分	a:監事向け研修・啓発		b:主務大臣との意見交換		c:監事補佐体制		d:監査費用の確保	
全く確保されていない	0	0.0%	4	17.4%	0	0.0%	0	0.0%
あまり確保されていない	0	0.0%	3	13.0%	2	8.7%	2	8.7%
どちらでもない	1	4.3%	8	34.8%	4	17.4%	4	17.4%
多少確保されている	19	82.6%	6	26.1%	12	52.2%	10	43.5%
大いに確保されている	3	13.0%	2	8.7%	5	21.7%	7	30.4%
計	23	100%	23	100%	23	100%	23	100%

今回の調査票形式による調査全般に関する今後の要検討事項

今回の調査票形式による調査において、特に平成26年制度改正の前後の状況に関する設問では、当時の担当者に確認できなかった場合などには、主務省や法人にとって回答しにくいものとなっていたとの意見がみられたことから、今後、同様の調査を実施する場合には、「分からない」との選択肢を用意しておく必要があると考えられる。

Ⅳ 内部統制実態調査

独立行政法人の内部統制については、平成 19 年の緑資源機構（当時）の官製談合事件等を契機に独立行政法人に対する内部統制システムの整備・運用の必要性が高まり、通則法第 28 条第 2 項において「業務方法書に内部統制システムの整備に関する事項」を記載することになった。これを受けて、行政管理局では、業務方法書に記載すべき内部統制システムの整備に関する事項について、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について」（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知。以下「内部統制に関する局長通知」という。）を発出した。

本調査事項は、内部統制システムの一層の充実・強化等の検討に資するため、内部統制に関する局長通知に基づく内部統制システムの整備状況等を調査したものである。

1 法人の運営方針・倫理行動指針

（１）法人の運営方針

- ・運営方針は全法人で策定・周知。運営方針をホームページで公表は 74 法人（85.1%）
- ・運営方針の役職員への主な周知方法は、イントラネットへの掲示 71 法人（81.6%）、研修 52 法人（59.8%）など【複数回答】
- ・運営方針の役職員への浸透状況の確認を行っている法人は 24 法人（27.6%）。主な確認方法は、アンケート（職員意識調査を含む。）9 法人、個別面談 8 法人など【複数回答】

「法人の運営方針」は、主務大臣が示したミッション及びそれを踏まえた目標を法人がどのように達成していくか、法人の運営に関するビジョンも含めた方針である。内部統制に関する局長通知において、業務方法書に記載すべき基本要素「①統制環境」の事項の一つとして、「法人の運営基本理念・運営方針の策定」を定めている。

内部統制が機能するには、運営方針を役職員が十分認識（役職員が組織の方針を自分自身のものとして認識し行動）することが重要であることから、今回、法人における運営方針の策定、公表、役職員への周知・浸透状況の確認等について、調査した。

表 1 運営方針の策定及びホームページによる公表・非公表（母数：87 法人）

策定法人数		うちホームページ公表法人			
		公表		非公表	
法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合
87	100.0%	74	85.1%	13	14.9%

※ 内部統制に関する局長通知では、業務方法書の記載事項として、運営方針の公表までは提示していない。

表 2 法人の運営方針の役職員への周知方法（母数：87 法人 ※複数回答）

事項		法人数	割合
周知方法 （複数回答）	役職員への周知の実施	87	100.0%
	イントラネットへの掲示	71	81.6%
	研修による周知	52	59.8%
	集会の場における周知	32	36.8%
	掲示板への掲示	26	29.9%
	携帯用カードの配布	16	18.4%
	ハンドブックの配布	16	18.4%
	その他	18	20.7%

※ 内部統制に関する局長通知では、業務方法書の記載事項として、役職員への周知方法までは提示していない。

その他の主な内容
・理事長との面談、理事長が役員会や支部長等の会議で説明、理事長メッセージのオンライン動画配信
・電子メールで通知、職員証の裏面記載
・定例の会議で周知、巡回説明会を実施
・ホームページ・パンフレット等に記載 など

表 3 法人の運営方針の役職員への浸透状況の確認の有無（母数：87 法人）

事項	法人数	割合
確認	24	27.6%
未確認	63	72.4%
計	87	100.0%

※ 内部統制に関する局長通知では、業務方法書の記載事項として、浸透状況の確認までは提示していない。

表 4 役職員への浸透状況の確認方法（母数：浸透状況確認 24 法人 ※複数回答）

事項	法人数	その他の主な内容
アンケート	9	e-learning
個別面談	8	研修後のチェックシート
その他	8	役員によるヒアリング 会議等で実績等確認 など

※ アンケートに職員意識調査を含む。

【運営方針を役職員に浸透させる取組例】

取組内容
様々な角度から職員の就業環境を検証し、効果的・効率的な業務遂行に繋げるため、4～5年ごと（直近では2020年度）に、全職員を対象としたオンライン又は紙による職員意識調査を外部委託により実施。回答形式は、選択肢及び自由記載としており、集計・分析した結果を、匿名化した上で内部向けホームページにて掲載。
運営方針の浸透状況に関連する質問項目は以下のとおり。
[あなたの職場]
・研究所の方針等の伝達・共有
[トップマネジメント（理事長、理事）]
・経営理念を意識した行動
・経営トップの考えの周知と理解
・理事長活動報告・経営方針等の理解
法人の基本理念、ビジョン、行動指針の浸透状況について、年1回（12月頃）「内部統制に関する意識調査」を全職員（役員を除く）に対して実施。
調査結果は、法人内に共有するとともに、部署別等詳細に分析し、部長職へのフィードバックを実施。フィードバックを踏まえた各部署での取組状況のフォローアップを実施し、全部署の取組事例を法人内に共有。

表 5 浸透状況の確認（令和元年度）と年度評価（令和元事業年度）における評価との比較

区分	法人数 a	運営方針の浸透状況の確認 b	実施率 b/a（%）
C評価のない法人（注）	74	22	29.7%
C評価を有する法人	13	2	15.4%
全体	87	24	27.6%

（注）全てB評価以上

（2）役職員の倫理行動指針

- ・倫理行動指針は全法人で策定・周知。倫理行動指針をホームページで公表は61法人（70.1%）
主な周知方法は、イントラネットへの掲示80法人（92.0%）、研修72法人（82.8%）など【複数回答】
- ・倫理行動指針の役職員への浸透状況の確認を行っている法人は43法人（49.4%）。
主な確認方法は、アンケート（職員意識調査を含む。）27法人、個別面談11法人など【複数回答】

「役職員の倫理行動指針」は、役職員が倫理的に適切な判断、行動を行うために遵守すべき事項として定めた指針である。内部統制に関する局長通知において、業務方法書に記載すべき基本要素「①統制環境」の事項の一つとして、「役職員の倫理指針・行動指針の策定」を定めている。

内部統制が機能するには、倫理行動指針を役職員が十分認識し行動することが重要であることから、今回、倫理行動指針の策定、公表、役職員への周知・浸透状況の確認等について、調査した。

表 6 役職員の倫理行動指針の策定及びホームページによる公表・非公表（母数：87 法人）

策定法人数		うちホームページ公表法人			
法人数	割合	公表	割合	非公表	割合
87	100.0%	61	70.1%	26	29.9%

※ 内部統制に関する局長通知では、業務方法書の記載事項として、公表までは提示していない。

表 7 法人の倫理行動指針の役職員への周知方法 (母数 : 87 法人 ※複数回答)

事 項		法人数	割合
役職員への周知の実施		87	100.0%
周知方法 (複数回答)	イントラネットへの掲示	80	92.0%
	研修による周知	72	82.8%
	掲示板への掲示	35	40.2%
	ハンドブックの配布	33	37.9%
	推進週間の実施	32	36.8%
	集会(朝礼など)の場における周知	30	34.5%
	携帯用カードの配布	25	28.7%
	館内放送による周知	3	3.4%
その他		12	13.8%

※ 内部統制に関する局長通知では、業務方法書の記載事項として周知方法までは提示していない。

その他の主な内容
・理事長による全職員向けメッセージ
・電子メールで通知、コンプライアンス便り、コンプライアンスクイズを配信、巡回説明会の実施
・執務室やミーティングスペースに掲示
・倫理月間期間中にパソコン起動時のポップアップ画面で啓蒙

表 8 法人の倫理行動指針の役職員への浸透状況の確認 (母数 : 策定 87 法人)

事項	法人数	割合
確認	43	49.4%
未確認	44	50.6%
計	87	100.0%

※ 内部統制に関する局長通知では、業務方法書の記載事項として、浸透状況の確認までは提示していない。

表 9 役職員への浸透状況の確認方法 (母数 : 43 法人 ※複数回答)

事項	法人数	その他の主な内容
アンケート	27	年 1 回以上、コンプライアンス点検を実施
個別面談	11	e-learning
その他	11	研修後のチェックシート・テスト
		職場内(課、室、チーム単位)で意見交換など

【倫理行動指針を役職員に浸透させる取組例】

取組内容
様々な角度から職員の就業環境を検証し、効果的・効率的な業務遂行に繋げるため、4～5年ごと(直近では2020年度)に、全職員を対象としたオンライン又は紙による職員意識調査を外部委託により実施。回答形式は、選択肢及び自由記載としており、集計・分析した結果を、匿名化した上で内部向けホームページにて掲載。
倫理行動指針の浸透状況に関連する質問項目は以下のとおり。 ○モラルやルールの遵守 ・職場における規程・ルールの明示と活用 ・業務に関する規程・ルールの理解
倫理行動指針を事前に確認できる状況やその場で検索できる状況での問いでは、浸透状況の実態を把握することが難しいため、機構内の研修や集会の際に、事前予告なしに質疑形式などで、参加している職員へ問題を提示し、回答させることで、倫理行動指針が当機構内にどの程度浸透しているかを確認。
その上で、より浸透させるために、職員の倫理行動指針に関するエピソードを機構内広報で発信することで、実例をもって、倫理行動指針に沿った取組を紹介し、職員に倫理行動指針が浸透するように努めている。

表 10 浸透状況の確認(令和元年度)と年度評価(令和元事業年度)における評定との比較

区分	法人数 a	倫理行動指針 の浸透状況の 確認 c	実施率
			c/a (%)
C評定のない法人(注)	74	40	54.1%
C評定を有する法人	13	3	23.1%
全体	87	43	49.4%

(注) 全てB評定以上

2 内部統制組織

- ・内部統制委員会は、役員会等でその機能を代替している法人（注）を含め、87 法人全てで設置
（注）役員会等でその機能を代替している法人は5法人
- ・内部統制規程を策定している法人は85法人（97.7%）
- ・リスク管理委員会は、役員会等でその機能を代替している法人（注）を含め、87 法人全てで設置
（注）役員会等でその機能を代替している法人は5法人

（1）内部統制委員会

内部統制委員会は、法人全体の内部統制に関する基本的な方針を定め、推進する機関である。内部統制に関する局長通知において、業務方法書に記載すべき基本要素「①統制環境」の事項の一つとして、「理事長をトップとする内部統制委員会等の設置」を定めている。実際の運用においては、法人の組織の規模や特性に応じて役員会等での代替も可能となっている。

表 11 内部統制委員会の設置状況（母数：87 法人）

事項	法人数	割合
内部統制委員会を設置	82	94.3%
なし（役員会等で代替）	5	5.7%
計	87	100.0%

※ 内部統制委員会は、法人の規模等を考慮し、役員会等での機能の代替が可能となっている。

表 12 内部統制委員会設置法人の委員会構成員（母数：82 法人）（役員会等で代替5 法人を除く ※複数回答）

区分	法人の長	監事	理事	部局長級	課長級	有識者
法人数	76	55	79	64	22	8
割合	92.7%	67.1%	96.3%	78.0%	26.8%	9.8%

※ 内部統制委員会の構成員の状況をみると、内部統制を構築・運用すべき立場にある法人の長が構成員に含まれていない法人が6法人みられた。内部統制委員会の構成員に法人の長が入っていない6法人は、その主な理由として、内部統制委員会自体は、法人の長の下に置かれており、その活動については、法人の長の統制の下に置かれているためとしている。

表 13 内部統制規程策定の有無（母数：87 法人）

策定あり		策定なし		計	
法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合
85	97.7%	2	2.3%	87	100.0%

※ 内部統制に関する局長通知では、内部統制規程の策定までは提示していない。

表 14 内部統制規程における内部統制の定義（※）（母数：内部統制規程策定85 法人）

総務省の研究会報告 の定義と同じ		異なる（内部統制を 法令遵守と定義など としている）		計	
法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合
78	91.8%	7	8.2%	85	100.0%

※ 独立行政法人における内部統制とは、「中期目標に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、独立行政法人のミッションを有効かつ効率的に果たすため、法人の長が法人の組織内に整備・運用する仕組み」である。（平成22年3月 独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会）

表 15 内部統制規程のホームページ公表（母数：内部統制規程策定85 法人）

公表あり		公表なし		未回答		計	
法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合
28	32.9%	56	65.9%	1	1.2%	85	100.0%

（2）リスク管理委員会

リスク管理委員会は、法人のリスク管理方針等の策定、リスクの評価・対応を行う機関である。内部統制に関する局長通知において、業務方法書に記載すべき基本要素「①統制環境」の事項の一つとして「リスク管理委員会の設置」を定めている。実際の運用においては、法人の組織の規模や特性に応じて役員会等での代替も可能となっている。

表 16 リスク管理委員会の設置 (母数：87 法人)

事項	法人数	割合
リスク管理委員会を設置	82	94.3%
なし(役員会等で代替)	5	5.7%
計	87	100.0%

※ リスク管理委員会は、法人の規模等を考慮し、役員会等での機能の代替が可能となっている。

表 17 リスク管理委員会の構成員 (母数：82 法人) (役員会等で代替 5 法人を除く ※複数回答)

区分	法人の長	監事	理事	部局長級	課長級	有識者
法人数	53	48	76	75	33	15
割合	64.6%	58.5%	92.7%	91.5%	40.2%	18.3%

※ 内部統制に関する局長通知では、内部統制委員会とは異なり、法人の長をトップに置くことまで提示していない。これは、リスク管理委員会が内部統制委員会の下部に位置付けられることによる。(リスク管理は内部統制の一部)

表 18 リスク管理委員会の活動内容 (母数：87 法人 ※複数回答)

区分	法人部門におけるリスク評価	法人部門におけるリスク低減策の検討	リスク管理委員会におけるリスク評価	リスク管理委員会におけるリスク低減策の検討
法人数	73	73	77	76
割合	83.9%	83.9%	88.5%	87.4%

3 外部通報・内部通報

外部通報規程

- ・外部通報規程は全法人で策定
- ・規程内容を見ると、「通報対象事案の定義」、「通報者保護」、「通報窓口」「報告経路」について全法人で規定

内部通報規程

- ・内部通報規程は全法人で策定
- ・規程内容を見ると、「通報対象事案の定義」、「通報者保護」、「通報窓口」「報告経路」について全法人で規定

外部通報・内部通報は、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）上の公益通報を意味する。また、国の行政機関において、外部の労働者等からの公益通報者保護法に基づく公益通報及びその他の法令違反等に関する通報を適切に取り扱うため、各行政機関が取り組むべき基本的事項を定めた、公益通報者保護法を踏まえた国の行政機関の通報対応に関するガイドライン（外部の労働者等からの通報）（平成 17 年 7 月 19 日関係省庁申合せ）が定められている。ガイドラインでは、通報対応の仕組みの整備及び運用、通報受付窓口の設置等が定められている。

これらを踏まえ、内部統制に関する局長通知において、業務方法書に記載すべき基本要素「①統制環境」の事項の一つとして、「外部通報規程の整備・相談窓口の設置」、「内部通報規程の整備・相談窓口の設置」を定めている。（規程の内容までは提示していない。）

表 19 外部通報規程の策定状況 (母数：87 法人 ※規定内容は複数回答)

事項	法人数	割合	規程内容	法人数	割合
策定	87	100.0%	通報対象事案の定義	87	100.0%
			通報者保護	87	100.0%
			通報窓口	87	100.0%
			報告経路	87	100.0%

表 20 内部通報規程の策定状況 (母数：87 法人 ※規定内容は複数回答)

事項	法人数	割合	規程内容	法人数	割合
策定	87	100.0%	通報対象事案の定義	87	100.0%
			通報者保護	87	100.0%
			通報窓口	87	100.0%
			報告経路	87	100.0%

4 法令違反事案等

- ・法令違反事案発生時の対応についての規程等は、全法人で策定済み
- ・防災業務計画について全法人で策定済み
- ・事業継続計画を策定している法人は 80 法人（92.0%）。未策定 7 法人（8.0%）
- ・感染症発生時の対策マニュアルを策定している法人は 85 法人（97.7%）。未策定であるが、対応は考慮している法人が 2 法人（2.3%）

（１）法令違反事案

法令違反事案発生時においては、その的確な対応が重要であり、法令違反事案への対応を誤ると、法令違反事案と対応誤りを合わせたより一層の信頼の失墜を招くリスクが非常に高い。このため、対応についての具体的な取組をまとめたものの策定が重要である。

内部統制に関する局長通知では、業務方法書に記載すべき基本要素「②リスクの評価と対応」において、「リスク顕在時における広報体制及びマニュアルの整備」を定めるとともに、同じく基本要素「③統制活動」において、「違反事実発生時の対応マニュアルの整備、速やかな是正措置及び再発防止策の決定」を定めている。

表 21 法令違反事案発生時の対応規程等の策定状況（母数：87 法人）

事項	法人数	割合	対応規程等の内容	法人数	割合
策定	87	100.0%	報告先		
計	87	100.0%	法人の長	80	92.0%
			監事	68	78.2%
			理事	73	83.9%
			報告体制	82	94.3%
			速やかな原因究明・是正措置の決定	80	92.0%
			再発防止対策	75	86.2%
			公表基準	45	51.7%
			公表時期		
			発生時	34	39.1%
			是正措置	30	34.5%
			再発防止	27	31.0%

（２）防災業務計画及び事業継続計画（ＢＣＰ）

平成 17 年 9 月に中央防災会議が決定した「首都直下地震対策大綱」等に基づき、各府省において業務継続計画が策定された。平成 26 年 3 月 28 日の閣議において、首都直下地震対策特別措置法に基づき、「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」が決定された。

平成 28 年 4 月には、内閣府において、政府業務継続計画（首都直下地震対策）等を踏まえ、「中央省庁業務継続ガイドライン第 2 版」が策定され、平成 29 年 12 月には、大規模地震・津波災害が発生した際に各機関がとるべき行動内容を定めた「大規模地震・津波災害応急対策対応方針」が中央防災会議幹事会で決定された。

内部統制に関する局長通知では、業務方法書に記載すべき基本要素「①統制環境」において、「防災業務計画及び事業継続計画（ＢＣＰ）の策定」を定めるとともに、同じく基本要素「②リスクの評価と対応」において、「防災業務計画及び事業継続計画（ＢＣＰ）に基づく訓練等の実施」を定めている。実際の運用においては、他の的確に対応できる方法等について定めた規程等での代替も可能となっている。

ア 防災業務計画

表 22 防災業務計画の策定及び見直し状況（母数：87 法人）

事項	法人数	割合	見直し頻度	法人数	割合
策定	87	100.0%	毎年定期的	9	10.3%
計	87	100.0%	必要の都度	78	89.7%
			計	87	100.0%

表 23 防災に関する机上訓練、実践訓練実施（母数：87 法人）

机上訓練	法人数	割合	実践訓練	法人数	割合
実施	40	46.0%	実施	79	90.8%
未実施	47	54.0%	未実施	8	9.2%
計	87	100.0%	計	87	100.0%

表 24 訓練対象施設、訓練回数（母数：机上訓練実施 40 法人、実践訓練実施 79 法人）

訓練対象	法人数	割合	訓練対象	法人数	割合
全部局	28	70.0%	全部局	64	81.0%
一部部局	12	30.0%	一部部局	15	19.0%
計	40	100.0%	計	79	100.0%
実績	法人数	割合	実績	法人数	割合
年 1 回	24	60.0%	年 1 回	41	51.9%
年 2 回以上	14	35.0%	年 2 回以上	35	44.3%
不明	2	5.0%	不明	3	3.8%
計	40	100.0%	計	79	100.0%

イ 事業継続計画（BCP）

表 25 事業継続計画の策定等の状況（母数：87 法人、事業継続計画策定 80 法人）

事項	法人数	割合	見直し頻度	法人数	割合
策定	80	92.0%	毎年定期的	3	3.8%
未策定	7	8.0%	必要の都度	73	91.3%
計	87	100.0%	未回答	4	5.0%
			計	80	100.0%

【未策定の状況・理由】

・過去数年間において組織の改編・業務の追加があったため未策定。
・複数の施設を保有する法人の法人本部において、施設ごとの策定状況に関するフォローアップの不徹底により一部の施設で未策定。
・防災業務計画に一部の事業継続計画が組み込まれている状態であったため、独立した事業継続計画の策定が遅れていた。
・新型コロナウイルス対策を優先したため未策定。

表 26 事業継続に関する机上訓練、実践訓練実施（母数：87 法人）

机上訓練	法人数	割合	実践訓練	法人数	割合
実施	23	26.4%	実施	40	46.0%
未実施	64	73.6%	未実施	47	54.0%
計	87	100.0%	計	87	100.0%

表 27 訓練対象施設、訓練回数（母数：机上訓練実施 23 法人、実践訓練実施 40 法人）

訓練対象	法人数	割合	訓練対象	法人数	割合
全部局	13	56.5%	全部局	31	77.5%
一部部局	10	43.5%	一部部局	9	22.5%
計	23	100.0%	計	40	100.0%
実績	法人数	割合	実績	法人数	割合
年 1 回	14	60.9%	年 1 回	24	60.0%
年 2 回以上	8	34.8%	年 2 回以上	13	32.5%
不明	1	4.3%	不明	3	7.5%
計	23	100.0%	計	40	100.0%

（３）感染症対策

近年の新型インフルエンザ、新型コロナウイルスなどの感染症は、法人のミッションの達成への重大なリスクと考えられ、こうしたリスクに対応するための対策を準備しておくことは重要である。なお、内部統制に関する局長通知では、業務方法書に記載すべき基本要素「①統制環境」において、「リスク管理に関する規程の整備」を定めているが、感染症対策のマニュアルの策定は提示していない。

表 28 感染症対策マニュアルの策定状況（母数：87 法人）

事項	法人数	割合
策定	85	97.7%
未策定	2	2.3%
計	87	100.0%

【未策定の状況・理由】

・国が推奨する施策（テレワーク、時差出勤、WEB による会議開催等）を広く周知している。
・実際の感染状況や政府の指示等を踏まえ、都度必要な指示を発出するなど柔軟に対応すべきであり、マニュアル策定の必要性は高くないと判断しているため。

表 29 感染症対策マニュアルの内容（母数：感染対策マニュアル作成 85 法人。ただし、外部開放施設利用制限の母数は、外部開放施設を保有する 56 法人）

同マニュアルの内容	法人数	割合
出勤抑制	79	92.9%
テレワーク	72	84.7%
執務室衛生管理	77	90.6%
マスク着用	82	96.5%
感染確認時対応	80	94.1%
外部開放施設利用制限	44	78.6%
その他	10	11.8%

その他の内容
会議のオンライン、書面開催
海外渡航、出張制限 など

5 研究費管理体制・研究費配分【国立研究開発法人のうち自ら研究開発を行っている 24 法人（研究資金配分を主たる業務としている 3 法人を除く）】

- ・研究費管理規程は 24 法人全てで策定
- ・資金管理の一元化（経理部門等一元管理）は 23 法人（95.8%）で実施
- ・競争的資金の個人等管理は 24 法人全てで未実施
- ・研究予算の配分基準の策定状況について、運営費交付金については、24 法人全てで策定されていた。運営費交付金以外のその他研究費については、基本的に補助金、受託などについて策定している法人が 16 法人（66.7%）、未策定としている法人が 8 法人（33.3%）みられた。
- ・研究予算において法人の長の裁量経費を設けている法人は 21 法人（87.5%）みられた。

研究費については、過去の不適切な管理を踏まえ、内部統制に関する局長通知の業務方法書に記載すべき基本要素「①統制環境」において「研究予算の配分基準の明確化」、同じく基本要素「②リスクの評価と対応」において「研究費の適正経理」「経費執行の内部けん制」、同じく「⑦その他」において「評価結果を法人内部の予算配分等に活用する仕組みの構築」を提示している。

表 30 研究費管理体制（管理規程）の作成の有無、管理規程の内容（母数：24 法人）

管理規程	法人数	割合
策定	24	100.0%
計	24	100.0%

管理規程の内容	法人数	割合
責任者明記	23	95.8%
管理部署明記	1	4.2%
計	24	100.0%

※ 内部統制に関する行政管理局長通知では、研究費管理規程の策定は提示されていない。

表 31 研究費管理体制（母数：24 法人）

研究費管理体制の取組	法人数	割合
資金管理の一元化（経理部門等一元管理）	23	95.8%
契約規程等における研究部門購買規程	11	45.8%
研究部門購買時の契約部門関与（契約）	22	91.7%
研究部門購買時の契約部門関与（検収）	22	91.7%
小口現金制度（前途資金等）	13	54.2%
資金の横領等防止対策	24	100.0%

【資金管理の一元化未実施の状況】

取組内容
・経理部門が各研究部門（以下「研究ユニット」という。）の研究費の予算執行管理、不正使用の防止を一括して行っているものではなく、基本的には、研究ユニットにおいて管理を実施 ・予算執行のチェック体制・方法については、研究ユニットごとに、研究ユニット長の責任において、予算執行の際にはチェックを行い、承認の可否を判断

【契約規程等における研究部門購買規程を設けている主な理由、条件、チェック】

1	理由	調達の迅速化のため
	条件	予定価格が 100 万円（物件の借入れにあっては 80 万円）を超えない契約を対象としている。随意契約案件を除き、複数者からの見積徴取（見積り合せ又はオープンカウンター）を行う。
	契約のチェック体制・方法	財務部契約室及び監査室において、定期的に抽出点検を実施
2	理由	業務の効率化、合理化を図るため。
	条件	物品購入又は物品借入については 10 万円未満、工事や役務提供等については 50 万円未満
	契約のチェック体制・方法	契約履行に関する確認は、事務部門である経理課が実施。
3	理由	研究に必要な物品、役務の機動的な調達
	条件	一般的な入札及び随意契約のルールに従うほか、取得単価が税込 160 万円以上の固定資産を購入する場合には研究機器購入小委員会による審議を必須
	契約のチェック体制・方法	事務部門が行う発注時、経理システムへの入力時には、適正な契約であることを確認
4	理由	海外における現地活動を行っており、事務部門の担当者による契約が困難である場合に限り、現地において必要となる購買等のため「海外会計実施要領」を定め、研究者等を出納員に任命して契約権限を委譲し購買等を実施
	条件	物品購入については 50 万円以上、役務については 100 万円以上の場合、経理責任者の事前承認を実施
	契約のチェック体制・方法	出納員は経理責任者へ月次報告をすることと規定しており、毎月、帳簿及び関係書類を提出させ事務部門のチェックを受ける体制としている。

【小口現金制度（前渡資金等）（対研究部門）を設けている主な理由等】

主な理由等
海外の現地オフィスにおける支払等を考慮して制度は設けられており、前渡資金責任者は定期的に前渡資金精算書を作成し、経理部門に報告する仕組み。 なお、前渡資金責任者は財務部長が指名する者と定められているが、現在までに前渡資金の実績なし。
出張等の際に現地で業務上必要な契約・支出行為を行う場合を想定して、当該役職員を資金前渡役（会計機関の一つ）に指名した上で資金を携行させる制度を運用。研究部門においては、国内外でのフィールド調査の際などにこの制度を使用し、現地に行かなくては内容が確定しない消耗品の調達等を実施。 手続（資金前渡役の指名、携行資金の引渡し、携行資金の使用、精算）の各段階において、経理部にて申請書・証ひょう類とともに複数人によるチェックを行った上で決裁等を実施。
研究業務の特性上、緊急の旅行命令や不便な地での業務遂行があり、このような場合に、やむを得ず現金での支払いが不可欠なケースがあるため、小口現金制度を設けている。 小口現金制度のチェック体制・方法については、請求者が事前に関連資料を添えて、所属部門の研究ユニット長の承認を得た上で、経理部門へ請求を行う。業務が完了した後は、請求者は、支払証明書類等とともに、研究ユニット長の承認を得た上で、経理部門へ精算の請求を行い、経理部門が内容の確認を実施して精算を行う体制となっている。

【小口現金制度（前渡資金等）（対研究部門）を設けていない主な理由等】

主な理由等
緊急時ややむを得ない場合又は業務上必要がある場合に立替払で対応が可能であるため。
現金の受渡しを帳簿で管理する必要が生じること、管理に伴うリスクを踏まえ、小口現金制度を設けていない。交通費や、急に必要になった消耗品等を購入する場合などの一般的に小口現金で対応する事案は、立替払で対応。

表 32 研究費予算の配分（配分基準の策定）（母数：配分基準策定 24 法人）

運営費交付金	法人数	割合	その他研究費	法人数	割合
策定	24	100.0%	策定	16	66.7%
計	24	100.0%	未策定	8	33.3%
			計	24	100.0%

※ その他研究費について配分基準を策定していない理由は、基本的に補助金、受託等は使用目的や使途が決まっているため、配分基準を策定する必要がないためとしている。

表 33 研究費予算の配分（裁量経費）（母数：配分基準策定 24 法人）

取組の状況	法人数	割合
法人の長の裁量経費	21	87.5%
評価結果の裁量への活用	20	83.3%

※ 法人の長の裁量経費を設けていない法人は、法人の長の裁量のみで研究予算の配分を決めるのではなく、法人内に合議制の機関を設けているためなどとしている。

※ 内部評価、法人評価、外部評価の結果を研究費予算の配分に活用していない法人は、主に研究者個人の研究ごとに予算を配分しているためなどとしている。

6 研究不正の防止等【国立研究開発法人】

（１）研究不正の防止

- ・研究不正の防止に関する管理規程を全ての国立研究開発法人（27 法人）で策定
- ・研究倫理教育の実施状況をみると、27 法人全てで実施しており、集合研修の実施 24 法人（88.9%）、e-learning（競争的資金申請時のものを含む。）の実施 26 法人（96.3%）

研究不正の防止は、研究開発活動の信頼性確保、科学技術の健全な発展等の観点からも極めて重要な課題である。総合科学技術会議において「研究上の不正に関する適切な対応について」（平成 18 年 2 月）を決定。これに基づき各省では、「研究活動の不正行為への対応に関する指針」を策定し、所管の独立行政法人等に指針に沿って、研究活動の不正行為への適切な対応（関係規程の策定、コンプライアンス研修の実施など）を求めている。

内部統制に関する局長通知では、業務方法書に記載すべき基本要素「②リスクの評価と対応」において「論文捏造等研究不正の防止」を定めている。なお、具体的な取組までは提示していない。

表 34 研究不正の防止等の状況（管理規程）（母数 27 法人 ※管理規程の内容は複数回答）

管理規程	法人数	割合	管理規程の内容	法人数	割合
策定	27	100.0%	責任者明記	27	100.0%
計	27	100.0%	管理部署明記	26	96.3%
			研究不正の定義有	27	100.0%
			不正通報窓口等明記	26	96.3%

表 35 研究不正の防止等の状況（母数 27 法人 ※複数回答）

研究不正の防止等の状況	法人数	割合
研究倫理教育（集合研修）	24	88.9%
研究倫理教育（e-learning）	26	96.3%
研究不正認定者等へのペナルティ	27	100.0%
論文捏造対策（文書類似度判定ツール）	13	48.1%

(2) 共同研究における情報管理・知的財産保護

- ・共同研究の相手方との共同研究契約の締結の有無をみると、共同研究を実施している 25 法人は全て締結と回答
- ・共同研究契約において、秘密保持規程 24 法人 (96.0%)、研究成果の公表規程 24 法人 (96.0%)、特許出願規程 25 法人 (100.0%)、著作権規程 21 法人 (84.0%) を規定

研究開発においては、近年、研究成果の社会実装が強く求められており、民間企業等との共同研究が増加している。特に海外機関との共同研究が進む中、機密情報の管理が問題となっている。内部統制に関する局長通知においては、業務方法書に記載すべき基本要素「①統制環境」において「リスク管理に関する規程の整備」を定めているが、共同研究に関する事項までは提示していない。

表 36 共同研究における情報管理・知的財産保護の状況（母数：27 法人 ※共同研究契約の内容は複数回答、共同研究契約締結あり 25 法人）

共同研究契約	法人数	割合	共同研究契約の内容	法人数	割合
締結あり	25	92.6%	秘密保持に関する規程等あり	24	96.0%
締結なし	2	7.4%	研究成果の公表に関する規程等あり	24	96.0%
計	27	100.0%	特許出願等に関する規程等あり	25	100.0%
			著作物の権利に関する規程等あり	21	84.0%

7 情報漏えい・ハッキング対策等

- ・情報漏えい・ハッキング対策を含む情報システムの運用全般に関する規程等を 87 法人全てで策定
- ・情報関連業務の外部委託に関する規程を 83 法人 (95.4%) で策定
- ・外部委託契約時に機密情報の取扱いに関する事項を 84 法人 (96.6%) で規定
- ・廃棄委託契約における機密情報等を格納したハードディスクなどの廃棄確認に関する事項を 63 法人 (72.4%) で規定

各法人では、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえて、情報セキュリティ対策を講じている。

内部統制に関する局長通知では、業務方法書に記載すべき基本要素「①統制環境」において「情報セキュリティに関する規程の整備」、同じく基本要素「④情報と伝達」において「データへのアクセス権の設定」、同じく基本要素「⑥ICTへの対応」において「情報システムの脆弱性対策、アクセスログの定期的点検、情報リテラシーの向上など情報システムにまつわるリスクに対するリスクコントロールが適切に整備・運用されていることを担保するための有効な手段の確保」「情報漏えいの防止（特に、システム管理を外部に委託している場合における情報漏えい防止）」を定めている。なお、情報関連業務の外部委託規程の策定までは提示していない。

表 37 情報セキュリティ対策を講じている法人、対策の状況（母数：87 法人 ※複数回答）

事項		法人数	割合
情報セキュリティ対策を講じている法人		87	100.0%
対策の状況	情報システム運用全般に関する規程	86	98.9%
	システム脆弱性検証	80	92.0%
	アクセスログ点検	75	86.2%
	情報リテラシー研修	85	97.7%
	USBメモリ等の管理	81	93.1%
	アクセス権の設定	87	100.0%
	パスワード管理	85	97.7%
	サーバー室入退室管理		
	入退出記録 紙媒体	63	72.4%
	電子媒体	55	63.2%
	入室制限		
	生体認証	27	31.0%
	カード認証	63	72.4%
	生体・カード以外（※）	20	23.0%

※ 施錠・テンキーなど

表 38 情報関連業務の外部委託契約に関する措置（母数：87 法人 ※複数回答）

外部委託契約に関する措置	法人数	割合
外部委託契約の規程の策定	83	95.4%
外部委託契約の規定		
機密情報の扱い	84	96.6%
緊急時の連絡体制	74	85.1%
廃棄委託契約におけるハードディスク 廃棄委託時の確認に関する事項	63	72.4%

8 その他

（１）業務の流れ図について

- ・業務の流れ図を作成している法人は 71 法人（81.6%）
- ・作成単位は、課・室が 32 法人（36.8%）、28 法人（32.2%）等
- ・見直しの頻度は、業務変更の都度が 46 法人（52.9%）、年 1 回が 19 法人（21.8%）等
- ・リスク認識活用をしている法人は 67 法人（77.0%）
- ・リスク分析活用をしている法人は 66 法人（75.9%）

※ 内部統制に関する局長通知では、業務の流れ図の策定までは提示していない。

表 39 業務の流れ図の作成の有無（母数：87 法人）

作成あり		作成なし		計	
法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合
71	81.6%	16	18.4%	87	100.0%

表 40 業務の流れ図を作成していない理由（母数：作成なし 16 法人）

組織規模小	作成余裕なし	単純業務	その他	計
7	4	1	4	16

【その他の理由】

外部コンサルタントに委託し、業務分析及びリスクの識別・評価を実施した。
新システムに対応する SOP（標準作業手順書）・業務の流れ図等を作成中
当機構では、業務の流れ図を作成する代わりに、業務実施の障害となり得るリスクの分析、並びにそれに対する評価及び対応を行うための体制を規程で定め、これに基づき各部等が所掌業務に関する業務の流れ図を点検することにより、リスク評価を行っている。
当機構の業務の実施方法については、業務の流れ図に代わるものとして業務に関する事務規程等に定めた上で、これらに基づき業務を実施しているため。

表 41 業務の流れ図の作成単位（母数：業務の流れ図作成 71 法人）

部局		課・室		係・班		計	
法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合
28	39.4%	32	45.1%	11	15.5%	71	100.0%

表 42 業務の流れ図の見直し頻度（母数：業務の流れ図作成 71 法人）

毎月		年 1 回		半期		四半期	
法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合
1	1. 4%	19	26. 8%	3	4. 2%	2	2. 8%

業務変更の都度		計	
法人数	割合	法人数	割合
46	64. 8%	71	100. 0%

表 43 業務の流れ図のリスク認識（※）への活用の有無（母数：業務の流れ図作成 71 法人）

活用あり		活用なし		計	
法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合
67	94. 4%	4	5. 6%	71	100. 0%

※ 業務の流れ図を作成し、リスクの有無の認識を行うこと。

表 44 業務の流れ図のリスク分析（※）への活用の有無（母数：業務の流れ図作成 71 法人）

活用あり		活用なし		計	
法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合
66	93. 0%	5	7. 0%	71	100. 0%

※ 業務の流れ図を作成し、リスクの重要性の分析を行うこと。

（2）運営費交付金の配分

- ・運営費交付金の配分基準を策定している法人は 47 法人（54. 0%）、見直しルールを有している法人が 32 法人（36. 8%）、

※ 内部統制に関する局長通知では、運営費交付金の配分基準の策定までは提示していない。

表 45 運営費交付金の配分基準の策定・見直しルールの有無・評価結果に基づく配分変更の有無（母数：87 法人）

区分	配分基準の策定	見直しルール	評価結果に基づく配分変更
法人数	47	32	18
割合	54. 0%	36. 8%	20. 7%

※ 運営費交付金の交付を受けていない法人も含まれている。

（3）施設利用管理体制

- ・施設利用管理規程がある法人は 55 法人（63. 2%）
- ・根拠規程は、内部規程、内部規程細則等
- ・利用状況把握方法は、利用簿（電子媒体、紙媒体）
- ・把握範囲は、リアルタイム、日ごと等

※ 内部統制に関する局長通知では、施設利用管理規定の策定までは提示していない。

表 46 施設利用管理規程の有無、利用状況の把握方法、把握時期（母数：87 法人）

施設利用管理 規程あり		根拠規程		利用状況			
				把握方法		把握時期	
法人数	割合		法人数		法人数		法人数
55	63. 2%	内部規程	40	利用簿（電子媒体）	28	リアルタイム	18
		内部規程細則	4	利用簿（紙媒体）	17	日ごと	14
		理事長通達	3	未回答	10	月ごと	7
		未回答	8			年ごと	6
						未回答	10

(4) 施設運営体制

- ・施設の管理・運営について外部委託を行っている法人は25法人(28.7%)
- ・PFI実施法人は9法人
- ・PFI運営対象施設は、職員宿舎、研修・会議施設等
- ・事業方式はBTO、BOT等
- ・事業形態はサービス購入型、独立採算型
- ・契約年数は10年～20年が5法人、21年～30年が4法人

※ 内部統制に関する局長通知では、施設運営体制までは提示していない。

表 47 施設の管理・運営について外部委託を行っている法人(母数:87法人)

管理・運営の 外部委託あり		委託先	
法人数	割合		法人数
25	28.7%	民間企業	15
		民間団体	2
		公益法人	2
		未回答	6

表 48 PFI実施法人、実施状況、対象施設等(母数:87法人)

PFI実施あり	法人数	対象施設			
		本部・出 先の事務 棟	職員宿舎	研修・会 議施設	その他
完成(運営中)	7	0	5	1	1
工事中	2	1	1	0	0
計	9	1	6	1	1

事業方式(※1)(※2)				事業形態(※3)			契約年数	
BTO	BOT	BOO	DBO	サービス 購入型	独立採算 型	ミックス 型	10～20年	21～30年
3	3	1	0	2	4	1	2	5
2	0	0	1	2	0	0	2	0
5	3	1	1	4	4	1	4	5

※ 1:複数回答、未回答の法人あり。

※ 2:BTO:民間事業者が施設を建設し、施設完成直後に公共に所有権を移転し、民間事業者が維持管理及び運営を行う方式

BOT:民間事業者が施設を建設し、維持管理及び運営し、事業終了後に公共に施設所有権を移転する方式

BOO:民間事業者が施設を建設し、維持管理及び運営をするが、公共への所有権移転は行わない方式

DBO:民間事業者に設計、建設、運営を一括して委ね、施設の所有、資金の調達については公共が行う方式

※ 3:サービス購入型:公共が民間事業者による公共サービスの対価として、「サービス購入費」を支払う形態

独立採算型:公共からの「サービス購入費」等の支払いはなく、公共サービスの提供によりその利用者から支払われる利用料金収入が民間事業者の収益となる形態

ミックス型:公共から支払われる「サービス購入費」と、公共サービスの提供によりその利用者から支払われる利用料金収入の双方が民間事業者の事業収益となる形態

V 監事監査等実態調査

監事の機能については、従前、「監事は、独立行政法人の業務を監査する」とのみ規定されており、監事の具体的権限が必ずしも明確でなく、監事の役割が十分に果たされていないといった指摘も多く見られたことから、平成 26 年制度改正により、監事の役割について法定し、その権限を強化したものである。

また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)において、「監事監査の指針や会計監査の指針を見直すほか、監事向けの研修・啓発の実施、主務大臣と監事との定期的な意見交換の実施、監事と会計監査人・第三者機関等との連携強化、監事を補佐する体制の整備など、監事の機能の実効性を向上させるための運用面での取組についても充実させることにより、監査の質の向上を図る。」とされたことを踏まえ、運用面で主務大臣が措置すべき事項について、総務省行政管理局から各府省に対して「独立行政法人の監事の機能強化に伴う措置について」(平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知。以下「監事の機能強化に関する局長通知」という。)を通知している。加えて、監事の職責とそれを果たす上での心構えを明らかにし、併せて、その職務を遂行するための監査体制の在り方と、監査に当たったの基準及び行動の指針を定めるものとして「監事監査指針」(平成 26 年 12 月 19 日、令和 2 年 3 月 13 日改定 独立行政法人、特殊法人等連絡会)が定められている。

本調査事項は、監事機能の実効性の向上等に向けた検討に資するため、監事の機能強化に関する局長通知及び監事監査指針に基づく監事監査の実施状況等について調査したものである。

1 監査資源に関する状況

監事監査指針において、「監事は、通則法第 20 条第 2 項に基づき、法人の長と同様、主務大臣から任命された独立の機関として、法人の業務を監査することにより、法人の健全な業務運営を確保し、社会的信頼に応える良質な法人の統治体制の確立に資する責務を負うものである。」とされており、その職責を全うできるよう、各法人において必要な環境整備等を行うことが重要である。

(1) 監事の属性

- ・監事の総数は、87 法人で 181 人(うち女性 65 人)
- ・1 法人当たりの監事数をみると、3 人が 7 法人(8.0%)、2 人が 80 法人(92.0%)
- ・常勤監事数 77 人(うち女性 10 人)、非常勤監事数 104 人(うち女性 55 人)
- ・非常勤監事みの法人は 30 法人(37.5%) (全て監事総数 2 人の法人)
- ・総監事数 181 人中、公募による選任を受けた監事 21 人(11.6%)
- ・監事の出身は、全ての法人で監事総数のうち 1 人以上は、公務員・独立行政法人職員以外である。
- ・監事間の情報共有は定期的な実施が 70 法人(80.5%)、不定期が 17 法人(19.5%)

監事の定数は個別法で定める(通則法第 18 条第 3 項)こととされている。また、「中央省庁等改革の推進に関する方針」Ⅲ 9 (2)において、「監事は複数置くものとし、そのうち 1 名以上は外部の者を起用するものとする。」とされている。通則法及び個別法に監事の常勤・非常勤に関する定めはないが、通則法第 20 条第 3 項において、主務大臣は、監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募の活用に努めなければならない、公募によらない場合であっても、透明性を確保しつつ、候補者の推薦の求めその他の適任と認める者を任命するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている。

表 1 監事数、常勤・非常勤の状況 (母数:87 法人)

監事総数	法人数	割合	
3 人	7	8.0%	※ 1
2 人	80	92.0%	※ 2
計	87	100.0%	

※ 1 監事総数 3 人の法人の状況

常勤・非常勤割合	法人数	割合
常勤 3 : 非常勤 0	5	71.4%
常勤 2 : 非常勤 1	1	14.3%
常勤 1 : 非常勤 2	1	14.3%
計	7	100.0%

※ 2 監事総数 2 人の法人の状況

常勤・非常勤割合	法人数	割合
常勤 2 : 非常勤 0	9	11.3%
常勤 1 : 非常勤 1	41	51.3%
常勤 0 : 非常勤 2	30	37.5%
計	80	100.0%

表 2 監事総数、常勤・非常勤の内訳（※）（母数：監事数 181 人）

区分	監事全体		常勤監事		非常勤監事	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
監事数	181	100.0%	77	42.5%	104	57.5%
うち女性数	65	35.9%	10	13.0%	55	52.9%

表 3 監事の前職（※）（母数：監事数 181 人）

区分	公務員	独法役職員	公的法人 役職員	国立大学 法人教員	私立大学 等教員	監査法人
監事数	13	18	6	9	10	19
割合	7.2%	9.9%	3.3%	5.0%	5.5%	10.5%
民間（損 保会社）	民間（そ の他）	民間（団 体）	その他	計		
10	65	11	20	181		
5.5%	35.9%	6.1%	11.0%	100.0%		

※ 「前職」とは、監事として任命される前の最直近の職である。

表 4 前職が公務員又は独法役職員の監事がいる法人における他の監事の前職

前職	監事総数	他の監事の前職	法人数	他の監事の前職	法人数
公務員	2 人	民間（損保会社）	2		
		民間（その他）	3		
		民間（団体）	1		
		国立大学法人教員	1		
		監査法人・公認会計士	2		
	3 人	独法役職員	2	民間（その他）	2
		民間（その他）	2	民間（その他）	2
計		13			
独法役職員	2 人	民間（損保会社）	1		
		民間（その他）	10		
		監査法人・公認会計士	3		
	3 人	民間（その他）	1	民間（その他）	1
		民間（その他）	1	私立大学等教員	1
		公務員	2	民間（その他）	2
	計		18		

表 5 監事の資格（法曹、公認会計士、医師）（母数：監事数 181 人）

区分	法曹	公認会計士	医師	該当なし	計
監事数	12	48	2	119	181
割合	6.6%	26.5%	1.1%	65.7%	100.0%

※ 監事が、法曹、公認会計士、医師の資格を有しているか確認したもの。

表 6 監事の属性（プロパー、現役出向、監査経験、公募、再任）（母数：監事数 181 人）

区分	プロパー（※1）		現役出向（※2）		監査経験（※3）		公募（※4）		再任（※5）	
	監事数	割合	監事数	割合	監事数	割合	監事数	割合	監事数	割合
監事の属性	21	11.6%	14	7.7%	87	48.1%	21	11.6%	76	42.0%
うち常勤	20	11.0%	12	6.6%	17	9.4%	9	5.0%	18	9.9%
うち非常勤	1	0.6%	2	1.1%	70	38.7%	12	6.6%	58	32.0%

※1 プロパー：法人の生え抜き職員のこと。

※2 現役出向：他の組織に籍を置いた状態での出向のこと。

※3 監査経験：監査経験を有していること。

※4 公募：公募形式により監事に就任したこと。

※5 再任：前任期後に再度監事に就任したこと。

（2）監事間の情報共有

- ・監事会を設置している法人は 7 法人（8.0%）
- ・監事間の打合せ開催頻度は、月 1 回以上が 39 法人（44.8%）、週 1 回以上が 21 法人（24.1%）、随時が 20 法人（23.0%）
- ・監事会の開催頻度は、月 1 回以上が 3 法人（42.9%）、四半期に 1 回以上が 2 法人（28.6%）
- ・監事間の情報共有を定期的に行う法人は 70 法人（80.5%）、不定期に行う法人は 17 法人（19.5%）

監事間の情報の共有については、監事監査指針において、「監事は、職務遂行上知り得た重要な情報を他の監事と共有するよう努めるものとする。」とされている。

表 7 監事間の情報共有の機会 (母数：87 法人)

事項	定期 (※)		不定期 (※)		計	
	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合
情報共有の機会	70	80.5%	17	19.5%	87	100.0%

※ 定期的に情報共有の機会を設けている場合を「定期」、時期の定めがない場合を「不定期」(随時開催を含む。)としている。

表 8 監事会 (※ 1) の設置 (母数：87 法人)

事項	設置あり		設置無し		計	
	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合
監事会の設置	7	8.0%	80	92.0%	87	100.0%
設置の根拠規程						
内部規程	4	4.6%	—	—	4	4.6%
内部規程細則	2	2.3%	—	—	2	2.3%
法律 (※ 2)	1	1.1%	—	—	1	1.1%

※ 1 監事会は監事により構成される組織である。
※ 2 年金積立金管理運用独立行政法人においては、監査委員会の設置が年金積立金管理運用独立行政法人法で規定されている。

表 9 監事間打合せの頻度 (母数：87 法人)

事項	毎日		週 1 回以上		月 1 回以上	
	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合
監事間打合せ	2	2.3%	21	24.1%	39	44.8%

四半期に 1 回程度		半期に 1 回		随時		計	
法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合
3	3.4%	2	2.3%	20	23.0%	87	100.0%

表 10 監事会の開催頻度 (母数：監事会「設置」7 法人)

事項	週 1 回程度		月 1 回以上		四半期に 1 回程度		随時		計	
	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合
監事会	1	14.3%	3	42.9%	2	28.6%	1	14.3%	7	100.0%

監事会における情報共有の場、手段 (自由記載事項)

情報共有の場、手段 (例)
・ 定期の監事会
・ 理事会、その他会議体の前後
・ 監事監査実施時
・ 監事執務室で執務時
・ メール、電話、チャットツール
・ 共有ファイル

監事間の役割分担 (自由記載事項)

監事間の役割分担 (例)
・ 地域による役割分担
・ 監査対象 (業務監査と会計監査) による役割分担
・ 監事の専門分野による役割分担

(3) 監事補佐体制

監事補佐体制については、監事の機能強化に関する局長通知の「3. 監事を補佐する体制の整備」において、「監事監査の実効性を担保するためには、その職務を補助する職員の確保が重要である。監事直属の補助職員が置かれていない場合、内部監査室や財務・企画部門等の職員を臨時に監事監査要員に充てることが多いところ、主務大臣においては、このような実情を踏まえ、監事監査を補助する職員の充実のため、独立行政法人の長に、人事及び予算面で配慮を要請するなど、可能な限り体制整備に協力するものとする。」としている。

ア 監事室等

- ・監事室等を設置している法人が31法人（35.6%）、未設置が56法人（64.4%）
- ・監事室等の専任職員、兼任職員の構成は、兼任職員（常勤）が10法人（32.3%）、専任職員（常勤）が8法人（25.8%）、専任職員（常勤）と兼任職員（常勤）が8法人（25.8%）
- ・監事室等を設置している31法人中、組織上の独立性を確保している法人が28法人（90.3%）、人事上の独立性を確保している法人が22法人（70.9%）、予算上の独立性を確保している法人が22法人（70.9%）【複数回答】

表 11 監事室等の設置状況、設置の根拠規程（母数：87法人）

事項	設置		未設置		計	
	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合
監事室等の設置状況	31	35.6%	56	64.4%	87	100.0%
設置の根拠規程						
内部規程	29	33.3%	－	－	－	－
内部規程細則	1	1.1%	－	－	－	－
各種通達等	1	1.1%	－	－	－	－

※ 監事室等とは、監事の業務を補佐する部署等である。

表 12 監事室等の職員の専任、兼任の状況（母数：監事室等「設置」31法人）

事項	法人数	割合
専任職員（常勤）	8	25.8%
専任職員（常勤）＋兼任職員（常勤）	8	25.8%
専任職員（常勤）＋専任職員（非常勤）＋兼任職員（常勤）	1	3.2%
専任職員（非常勤）	1	3.2%
兼任職員（常勤）	10	32.3%
兼任職員（常勤）＋兼任職員（非常勤）	3	9.7%
計	31	100.0%

表 13 監事室等の独立性確保の状況（母数：監事室等「設置」31法人）

事項	組織上の独立性（※1）		人事上の独立性（※2）		予算上の独立性（※3）	
	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合
独立性の確保あり	28	90.3%	22	71.0%	22	71.0%
上記の根拠規定						
内部規程	27	87.1%	20	64.5%	12	38.7%
内部規程細則	1	3.2%	1	3.2%	2	6.5%
該当なし	0	0.0%	1	3.2%	8	25.8%

※1 組織上の独立性は、監査実施役職員が、他の組織の影響を受けない状態

※2 人事上の独立性は、監査実施役職員が、監査対象とは重ならない状態

※3 予算上の独立性は、監査実施において、予算制約を受けない状態

イ 内部監査部門

- ・内部監査部門を設置している法人が79法人（90.8%）、未設置の法人が8法人（9.2%）
- ・内部監査部門の職員の専任、兼任の構成は、専任職員（常勤）が31法人（39.2%）、専任職員（常勤）と兼任職員（常勤）が18法人（22.8%）
- ・内部監査部門を設置している79法人中、組織上の独立性を確保している法人が75法人（94.9%）、人事上の独立性を確保している法人が53法人（67.1%）、予算上の独立性を確保している法人が49法人（62.0%）【複数回答】

表 14 内部監査部門の設置状況、根拠規定（母数：87法人）

事項	設置		未設置		計	
	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合
内部監査部門 設置状況	79	90.8%	8	9.2%	87	100.0%
設置の根拠規程						
内部規程	75	86.2%	－	－	－	－
内部規程細則	3	3.4%	－	－	－	－
該当なし	1	1.1%	－	－	－	－

※1 内部監査部門は、法人の業務活動について、法令・規程等の整合性や、業務執行の正確性、効率性、有効性の観点から監査を行う部署である。

※2 表 11 の監事室等と、内部監査部門の双方を設置している法人は28法人。

表 15 専任職員、兼任職員の状況 (母数：内部監査部門設置 79 法人)

区分	法人数	割合
専任職員（常勤）	31	39.2%
専任職員（常勤）＋専任職員（非常勤）	7	8.9%
専任職員（常勤）＋兼任職員（常勤）	18	22.8%
専任職員（常勤）＋専任職員（非常勤）＋兼任職員（常勤）	5	6.3%
専任職員（常勤）＋兼任職員（非常勤）	1	1.3%
専任職員（非常勤）＋兼任職員（常勤）	2	2.5%
兼任職員（常勤）	12	15.2%
兼任職員（常勤）＋兼任職員（非常勤）	3	3.8%
計	79	100.0%

表 16 内部監査部門の独立性確保 (母数：内部監査部門設置 79 法人)

事項	組織上の独立性（※1）		人事上の独立性（※2）		予算上の独立性（※3）	
	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合
独立性の確保あり	75	94.9%	53	67.1%	49	62.0%
上記の根拠規定						
内部規程	70	88.6%	37	46.8%	10	12.7%
内部規程細則	3	3.8%	2	2.5%	0	0.0%
各種通達等	0	0.0%	1	1.3%	4	5.1%
該当なし	2	2.5%	13	16.5%	35	44.3%

- ※1 組織上の独立性は、監査実施役職員が、他の組織の影響を受けない状態
- ※2 人事上の独立性は、監査実施役職員が、監査対象とは重ならない状態
- ※3 予算上の独立性は、監査実施において、予算制約を受けない状態

ウ 監事監査における内部監査部門との連携

- ・監事と内部監査部門との連携根拠について、内部規程とする法人が73法人（92.4%）、内部規程細則が2法人（2.5%）、各種通達等が1法人（1.3%）
- ・監事と内部監査部門との意見交換の頻度は、月1回程度が31法人（39.2%）、週1回程度が20法人（25.3%）、四半期1回程度が14法人（17.7%）

監査の方法については、監事監査指針において、「監事は、内部監査部門及び業績評価部門と緊密な連携を保ち、組織的かつ効率的な監査を実施するよう努めるものとする。」と定められている。

表 17 監事と内部監査部門との連携の根拠規定と意見交換の頻度 (母数：内部監査部門設置 79 法人)

事項	法人数	割合
内部規程	73	92.4%
内部規程細則	2	2.5%
各種通達等	1	1.3%
該当なし	3	3.8%
計	79	100.0%

事項	法人数	割合
ほぼ毎日	9	11.4%
週1回程度	20	25.3%
月1回程度	31	39.2%
四半期に1回程度	14	17.7%
上記未滿	5	6.3%
計	79	100.0%

監事と内部監査部門との具体的連携の内容（自由記載事項）

具体的連携の内容（例）
・内部監査計画・内部監査の結果についての報告及び説明、情報交換等 ※多数
・監査に関する事務補助。※多数
・監事監査要綱に連携を記載。日常的な意見交換を実施。
・監事は、監査を行うに当たり、必要があるときは、理事長の承認を得て、職員を監査に関する事務に臨時に従事させることができる。
・海外事務所の監査 その他

連携の場合に監事の独立性を確保する方法等（自由記載事項）

連携の場合に監事の独立性を確保する方法等（例）
・監事監査と内部監査を合同又は同時に実施した際も、監査報告はそれぞれ独立して作成し、報告。※多数
・内部監査部門は監事監査を担わない、内部監査と監事監査の重複を避ける
・監事監査においては、補助としての位置付けとなっているため相当程度の関与はない、監事監査の主体は監事であるため独立性を確保できている。

(4) 費用確保・研修等

監事の機能強化に関する局長通知において、その他監事の機能の実効性を向上させるための措置として、「監事はその職務を遂行するためには、監査に要する費用（注）の確保が必要である。主務大臣においては、独立行政法人の長に対して、当該費用の確保を要請するものとする。」と定めている。

また、同通知において、監事向けの研修・啓発への参加促進として、「監事の職務遂行能力の向上や、独立行政法人の監事間の連携の強化等を目的とした研修・啓発は、引き続き総務省行政管理局と「独立行政法人、特殊法人等監事連絡会」が主

体となって実施していく。また、会計検査院、総務省行政評価局、財務省等においても、独立行政法人の監事や監査実務者等を対象とした研修・啓発を行っている。主務大臣においては、これらの研修・啓発への積極的参加を、独立行政法人の長や監事に促すものとする。」と定めている。

(注) 実地監査に要する出張旅費、外部専門家の意見聴取に要する費用、監査に必要な書籍の購入費用など。

ア 監査費用の確保

- ・監査費用が確保されている法人は 87 法人 (100.0%)
- ・監査費用が確保されている 87 法人中、根拠規程のある法人 47 法人 (54.0%)、予算上の措置がある法人 67 法人 (77.0%)

表 18 監査費用の確保の状況及び監査費用に関する根拠規程、予算上の措置 (母数 : 87 法人)

事項	確保している		根拠規程及び予算上の措置あり		根拠規程あり	
	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合
監査費用の確保	87	100.0%	42	48.3%	5	5.7%

予算上の措置あり		根拠規程及び予算上の措置なし	
法人数	割合	法人数	割合
25	28.7%	15	17.2%

※ 監査費用に関する根拠規程及び予算上の措置なしの 15 法人については、いずれも必要な場合には監査費用を出す旨説明している。

監査費用確保に関する内容 (自由記載事項)

監査費用確保 (例)
・予算項目として「監査費用」を立ててはいないが、必要な場合には個別に対応を行う。
・監査費用が必要な場合には、一般管理費から支出をしている。

イ 外部専門家の活用

- ・監事監査において、外部専門家の活用をしている法人は 11 法人 (12.6%)
- ・外部専門家に関する根拠規程及び予算上の措置がある法人が 6 法人 (6.9%)、予算上の措置がある法人が 5 法人 (5.7%)
- ・会計監査人非設置法人のうち、任意監査実施法人は 4 法人 (30.8%)、外部専門家活用法人が 2 法人 (15.4%)、いずれもなしが 7 法人 (53.8%)

表 19 外部専門家の活用 (状況、根拠規程、予算上の措置) (母数 : 87 法人)

事項	活用している		根拠規程及び予算上の措置あり		予算上の措置あり	
	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合
外部専門家の活用	11	12.6%	6	6.9%	5	5.7%

表 20 会計監査人非設置法人のうち、会計監査における任意監査、外部専門家の活用割合 (母数 : 会計監査人非設置法人 13 法人)

事項	任意監査		外部専門家		いずれもなし		非設置法人計	
	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合
状況 (活用の有無)	4	30.8%	2	15.4%	7	53.8%	13	100.0%

ウ 外部研修等の受講

- ・監事が外部研修を受けている法人が 80 法人 (92.0%)。
- ・監査補助職員が研修を受けている法人が 35 法人 (40.2%)
- ・監事が外部研修を受けている 80 法人について、年間の研修日数は、1～5 日が 54 法人 (67.5%) で多数。同じく 6～10 日が 14 法人 (17.5%)、11～15 日が 4 法人 (5.0%)、16 日以上が 8 法人 (10.0%)

表 21 監事、監事室職員の外部研修等の受講の状況 (母数 : 87 法人)

事項	あり		なし		計	
	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合
監事の受講	80	92.0%	7	8.0%	87	100.0%
監事監査補助職員の受講	35	40.2%	52	59.8%	87	100.0%

表 22 外部研修等の延べ日数（監事、監事監査補助職員）（母数：監事の受講 80 法人、監事監査職員の受講 35 法人）

事項	1～5日	6～10日	11～15日	16日以上	計
	割合	割合	割合	割合	割合
監事	54	14	4	8	80
	67.5%	17.5%	5.0%	10.0%	100.0%
監事監査補助職員	24	9	0	2	35
	68.6%	25.7%	0.0%	5.7%	100.0%

表 23 外部研修等の種類等（母数：87 法人）

事項	法人数	割合
監査役協会	23	26.4%
内部監査協会	9	10.3%
監査法人	30	34.5%
行政評価局	53	60.9%
行政管理研究センター	5	5.7%
その他（※）	72	82.8%

※ 「その他」は、会計検査院による公会計監査機関意見交換会議、独立行政法人、特殊法人等監事連絡会（部会）による研修、会計検査院による決算検査報告説明会等

2 監査実施に関する状況

（1）計画・実績

監査計画については、監事監査指針において、「監事は、監査方針、監査項目、監査方法、監査実施時期等について、年間の監査計画を作成するものとする。」と定めている。

また、監査の方法については、同指針において、「監査は、書面による方法及び実地による方法により行うものとする。」と定めている。

（注）書面による方法とは、監査対象部門から提出された書類を通じて監査手続を実施することを行う。また、実地による方法とは、監事や補助職員が、監査対象部門の所在地へ往査し監査手続を実施することを行う。

ア 監査計画

- ・中長期監査計画を作成している法人は、5 年超が 4 法人（4.6%）、5 年が 7 法人（8.0%）、1 年～4 年が 2 法人（2.3%）
- ・年間計画を作成している法人は、87 法人（100.0%）、随時計画を作成している法人は 28 法人（32.2%）

表 24 中長期監査計画作成の有無（母数：87 法人）

事項	5 年超		5 年		1 年～4 年		作成なし		計	
	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合
作成有無及び期間	4	4.6%	7	8.0%	2	2.3%	74	85.1%	87	100.0%

表 25 年間計画及び随時計画作成の有無（母数：87 法人）

事項	作成した		作成しない		計	
	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合
年間	87	100.0%	—	—	87	100.0%
随時	28	32.2%	59	67.8%	87	100.0%

イ 書面監査の実績

- ・書面監査を実施した法人は 76 法人 (87.4%)、実施しない法人は 11 法人 (12.6%)
- ・書面監査を実施した法人のうち、組織の全てを対象とした法人は 40 法人 (46.0%)、実施しない法人は 36 法人 (41.4%)

表 26 書面監査実施状況 (母数 : 87 法人)

事項	実施した		実施しない		計	
	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合
実施状況	76	87.4%	11	12.6%	87	100.0%

表 27 書面監査実施対象 (母数 : 書面監査実施 76 法人)

事項	全て		一部		計	
	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合
実施対象	40	52.6%	36	47.4%	76	100.0%

ウ 実地監査の実績

- ・実地監査は 87 法人 (100.0%) で実施。
- ・回数は、本部が 1～5 回が 43 法人 (49.4%)、11～50 回が 26 法人 (29.9%)、6～10 回が 10 法人 (11.5%)、支部が 1～5 回が 30 法人 (34.5%)、11～50 回が 21 法人 (24.1%)

表 28 実地監査実施状況 (母数 : 87 法人)

事項	実施した		実施しない		計	
	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合
実施状況	87	100.0%	0	0.0%	87	100.0%

表 29 実地監査の回数・延べ日数 (母数 : 87 法人)

事項	回／日数	実施なし		1～5		6～10		11～50		51～100	
		法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合
本部	回数	3	4.6%	43	49.4%	10	11.5%	26	29.9%	2	2.3%
	延べ日数	3	4.6%	23	26.4%	15	17.2%	37	42.5%	3	3.4%
支部等	回数	－	－	30	34.5%	9	10.3%	21	24.1%	－	－
	延べ日数	－	－	22	25.3%	11	12.6%	24	27.6%	3	3.4%

事項	回／日数	100超		随時		該当なし		計	
		法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合
本部	回数	1	1.1%	2	1.1%	－	－	87	100.0%
	延べ日数	4	4.6%	2	1.1%	－	－	87	100.0%
支部等	回数	－	－	－	－	27	31.0%	87	100.0%
	延べ日数	－	－	－	－	27	31.0%	87	100.0%

- ※1 「本部」は、本部の監査部門による本部に対する実地監査、「支部等」は、支部等の監査部門による支部等に対する実地監査である。
- ※2 「本部」の実施なしの3法人は、本部の監査部門が支部等に対して実地監査を行っている。
- ※3 「支部等」の該当なし 27 法人は、監査の対象となる支部等のない法人である。

エ 事業報告書に対する監査の状況

- ・書面のみの法人が 22 法人 (25.3%)、実地のみの法人が 11 法人 (12.6%)、書面及び実地の法人が 54 法人 (62.1%)

事業報告書に対する監査手法(書面・実地)を確認するとともに、事業報告書ガイドライン(平成 31 事業年度から適用)により、監査の着眼点や手法等がどのように変化したかを調査した。

表 30 事業報告書監査の方法 (母数 : 87 法人)

事項	書面		実地		書面及び実地		計	
	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合
監査の方法	22	25.3%	11	12.6%	54	62.1%	87	100.0%

新ガイドライン対応で変化した状況等（自由記載事項）

新ガイドライン対応で変化した状況等
・事業報告書に法人の長のリーダーシップに基づく、独立行政法人の業務運営の状況の全体像を簡潔に説明する内容を記載した。
・非財務情報を含め理事長のリーダーシップに基づく業務運営状況が国民に対し分かりやすく簡潔に説明されている報告書となっているかを注意し監査を実施
・事業報告書の策定プロセス段階から適宜助言をするとともに、記載されている財務情報が財務諸表等との間で整合性がとれているか、非財務情報が実際の業務を踏まえ分かり易く適切に表現されているか等について確認を行った。
・事業報告書試作版を適宜参照しつつ、作成に至る一連の過程を監視。
・これまでと同様に業務実績報告や財務諸表に基づき適切な内容が記載されていることを確認した。今年度から、新しいガイドラインに基づき、執行側の適切な部署が連携して事業報告書を作成したか、その作成プロセスにも留意した。
・新たな事業報告書の作成に当たり、監事の指導の下で作業スケジュールの制定や試作、数度の改訂（４回）を経て、都度監事の指導を仰ぎ、完成版までに至った。
・総務部企画調整班が中心となり、各部署の協力の下で、作成された案文について意見交換を実施。

（２）役員等の不正等の情報

通則法第 19 条の 2 において、「監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又はこの法律、個別法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を法人の長に報告するとともに、主務大臣に報告しなければならない。」とされている。また、『「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について』（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知。以下「内部統制に関する局長通知」という。）において、業務方法書に記載すべき基本要素「⑤モニタリング」の事項の一つとして、監事によるモニタリングに必要な措置について「役職員の不正、違法、著しい不当事実の監事への報告義務」を定めている。

ア 役員等の不正等の情報について、監事への通報が明記されている規程等

- ・業務報告書への記載は 87 法人（100.0%）、監事監査規程等への記載は 70 法人（80.5%）、内部監査規程等への記載は 21 法人（24.1%）、内部通報規程への記載は 62 法人（71.3%）、外部通報規程への記載は 61 法人（70.1%）

表 31 役員等の不正等の情報について、監事への通報の明記の有無（母数：87 法人）

事項	明記あり		明記なし		該当なし		計	
	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合
業務方法書	87	100.0%	—	—	—	—	87	100.0%
監事監査規程等	70	80.5%	16	18.4%	1	1.1%	87	100.0%
内部監査規程等	21	24.1%	61	70.1%	5	5.7%	87	100.0%
内部通報規程	62	71.3%	22	25.3%	3	3.4%	87	100.0%
外部通報規程	61	70.1%	20	23.0%	6	6.9%	87	100.0%

イ 職員の不正等の情報に関すること

- ・業務報告書への記載は 87 法人（100.0%）、監事監査規程等への記載は 71 法人（81.6%）、内部監査規程等への記載は 22 法人（25.3%）、内部通報規程への記載は 65 法人（74.7%）、外部通報規程への記載は 63 法人（72.4%）

表 32 職員の不正等の情報について、監事への通報の明記の有無（母数：87 法人）

事項	明記あり		明記なし		該当なし		計	
	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合
業務方法書	87	100.0%	—	—	—	—	87	100.0%
監事監査規程等	71	81.6%	15	17.2%	1	1.1%	87	100.0%
内部監査規程等	22	25.3%	61	70.1%	4	4.6%	87	100.0%
内部通報規程	65	74.7%	20	23.0%	2	2.3%	87	100.0%
外部通報規程	63	72.4%	20	23.0%	4	4.6%	87	100.0%

ウ 法人におけるコンプライアンス体制

- ・コンプライアンス担当部門を設置している法人は 84 法人（96.6%）、コンプライアンス委員会等を設置している法人は 76 法人（87.4%）
- ・監事がコンプライアンス委員会メンバー又はオブザーバーとして出席している法人は 64 法人（73.6%）
- ・コンプライアンス担当役員を設置している法人は 76 法人（87.4%）
- ・コンプライアンス違反事案の監事への伝達を行う法人は 79 法人（90.8%）

表 33 コンプライアンス担当部門の有無 (母数 : 87 法人)

事項	あり		なし		計	
	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合
コンプライアンス担当部門の有無	84	96.6%	3	3.4%	87	100.0%
部門設置の根拠規程						
内部規程	74	85.1%	-	-	-	-
内部規程細則	2	2.3%	-	-	-	-
各種通達等	3	3.4%	-	-	-	-
該当なし	5	5.7%	-	-	-	-

※ コンプライアンス部門なしの 3 法人は、他部門がコンプライアンス関連事項の兼務をしている。

表 34 コンプライアンス委員会等の有無 (母数 : 87 法人)

事項	根拠規程あり		根拠規程なし		計	
	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合
コンプライアンス委員会等設置の有無	76	87.4%	11	12.6%	87	100.0%
コンプライアンス委員会等設置の根拠規程						
内部規程	71	81.6%	-	-	-	-
内部規程細則	1	1.1%	-	-	-	-
各種通達等	4	4.6%	-	-	-	-

表 35 監事がコンプライアンス委員会メンバー又はオブザーバーとして出席 (母数 : コンプライアンス委員会等設置 76 法人)

事項	あり		なし		計	
	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合
監事がコンプライアンス委員会メンバー又はオブザーバーとして出席	64	84.2%	12	15.8%	76	100.0%

表 36 コンプライアンス担当役員の有無 (母数 : 87 法人)

事項	あり		なし		計	
	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合
コンプライアンス担当役員の有無	76	87.4%	11	12.6%	87	100.0%

表 37 コンプライアンス違反事案の監事への伝達 (母数 : 87 法人)

事項	あり		なし		計	
	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合
事案の監事への伝達	79	90.8%	8	9.2%	87	100.0%
伝達の根拠規程						
内部規程	61	70.1%	-	-	-	-
内部規程細則	2	2.3%	-	-	-	-
各種通達等	4	4.6%	-	-	-	-
該当なし	12	13.8%	-	-	-	-

表 38 コンプライアンス担当部門又は役員と監事との定期的な意見交換 (母数 : 87 法人)

事項	意見交換あり		意見交換なし		計	
	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合
コンプライアンス部門と監事の定期的意見交換	60	69.0%	27	31.0%	87	100.0%
役員と監事との定期的意見交換	60	69.0%	27	31.0%	87	100.0%

(3) 法人機関との連携

ア 理事会等への出席

- ・全法人において、監事は理事会等へ出席しており、年間の出席回数は、1～3 回 : 7 法人 (8.0%)、4～11 回 : 18 法人 (20.7%)、12 回以上 : 62 法人 (71.3%)
- ・監事と理事長との定期的会合がある法人が 81 法人 (93.1%)

監事の役員会等重要な会議への出席については、内部統制に関する局長通知において、業務方法書に記載すべき「監事によるモニタリングに必要な措置に係る具体的項目」の事項の一つとして提示されている。また、監事による役職員に対する調査等については、監事監査指針において、「監事は、通則法第 19 条第 5 項に基づき、いつでも、役職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。」、子法人に対する調査等について「監事は、通則法第 19 条第 7 項に基づき、その職務を行うため必要があるときは、子法人に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができるものとす。」と定めている。

表 39 理事会等への監事の出席状況 (母数：87 法人)

事項	1～3回		4～11回		12回以上		計	
	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合
年間出席回数	7	8.0%	18	20.7%	62	71.3%	87	100.0%

表 40 監事と理事長との定期的会合 (母数：87 法人)

事項	定期的会合あり		定期的会合なし		計	
	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合
状況	81	93.1%	6	6.9%	87	100.0%

表 41 監事による役員に対するヒアリング実施 (母数：87 法人)

事項	実施あり		実施なし		計	
	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合
状況	62	71.3%	25	28.7%	87	100.0%

表 42 監事による役員に対するヒアリング回数 (母数：ヒアリング実施 62 法人)

事項	1～3回		4～11回		12～47回		都度実施		計	
	年1回以上		四半期に1回以上		月1回以上					
	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合
年間回数	36	58.1%	19	30.6%	6	9.7%	1	1.6%	62	100.0%

表 43 監事による子会社に対する調査回数 (母数：87 法人)

事項	実施あり		実施なし		該当なし		計	
	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合
実施状況	4	4.6%	1	1.1%	82	94.3%	87	100.0%

イ 会計監査人との連携

- ・会計監査人の監査義務（法定監査）のある法人は 72 法人（82.8%）、会計監査人の監査義務（法定監査）はないが任意で監査を受けている法人は 5 法人（5.7%）、監査義務はなく監査を受けていない法人は 10 法人（11.5%）
- ・法定又任意で会計監査人の監査を受けている 77 法人のうち、連携の内容については、「会計監査人から監査結果の報告聴取」等は全 77 法人で実施しているほか、具体的な連携内容として、少数ながら、「三様監査（監事、会計監査人、内部監査部門）の実施」と回答（自由記載）した法人が 3 法人あった。

「監事と会計監査人との連携」については、内部統制に関する局長通知において、業務方法書に記載すべき「監事によるモニタリングに必要な措置に係る具体的項目」の事項の一つとして定めている。

表 44 会計監査人監査の実施状況 (母数：87 法人)

事項	実施あり				実施なし		計	
	義務あり		任意（義務なし）		義務なし			
	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合
会計監査人監査の実施状況	74	85.1%	4	4.6%	9	10.3%	87	100.0%

表 45 監事と会計監査人の連携内容 (母数：会計監査実施 78 法人)

連携内容	実施あり	
	法人数	割合
監査計画の説明	78	100.0%
会計監査実施時における意見交換	73	93.6%
会計監査人監査への監事同行	18	23.1%
会計監査人から監査結果の報告聴取	78	100.0%
会計監査人からの会計上の重要な問題点等の報告	46	59.0%
会計監査人への会計上の懸念事項等の情報提供・相談	61	78.2%

(その他具体的な連携内容)(自由記載事項)

その他具体的な連携内容(例)
・三様監査(監事、会計監査人、内部監査部門)の実施
・監事と会計監査人とのコミュニケーションを通じて、当法人の監査上のリスクの特定とその評価に役立てることとしている。
・会計上、監事が懸念している事項について会計監査人の監査で確認して貰い、また、逆に監査への協力を監事に依頼するなど度々連携を図りながら監査を進めている。
・特別な事項発生時の会計処理について、注意事項や留意すべき点などの説明を受けた。

3 監査報告に関する状況

ア 監査報告の作成・提出・公表

- ・監査報告の作成時期は、監査の都度毎회가 21 法人 (24.1%)、監査の都度随時が 13 法人 (14.9%)、財務諸表提出時のみが 53 法人 (60.9%)。
- ・監査報告の作成回数は、年 1 회가 55 法人 (63.2%)、年 2～3 회가 18 法人 (20.7%)、年 4～11 회가 8 法人 (9.2%)、年 12 回以上が 6 法人 (6.9%)。
- ・監査報告の提出は、主務大臣宛、法人の長宛に全 87 法人 (100%) が実施。
- ・監査報告の公表は、法人 Web サイトにて公表している法人が全 87 法人 (100%)、事務所備付としている法人が 54 法人 (62.1%)。

通則法第 19 条第 4 項において、「監事は、独立行政法人の業務を監査する。この場合において、監事は、主務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。」とされとともに、同法第 38 条第 2 項において、独立行政法人が主務大臣に財務諸表を提出する際に監事の監査報告の添付が義務付けられている。

また、監査報告の作成・提出については、監事監査指針において、「監事は、監査の方法及び結果を正確かつ明瞭に記載した監査報告を作成し、法人の長及び主務大臣に提出するとともに、その内容について説明を行うものとする。」とするとともに、監査報告の公表及び周知については、「監査報告は、原則としてこれを公表するものとする。公表は、事務所に備えて一般の閲覧に供する方法及びインターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。」としている。

表 46 監査報告の作成の状況(作成時期) (母数: 87 法人)

事項	監査の都度毎回		監査の都度随時		財務諸表提出時のみ		計	
	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合
監査報告の作成時期	21	24.1%	13	14.9%	53	60.9%	87	100.0%

表 47 監査報告の作成の状況(作成回数) (母数: 87 法人)

事項	1 回		2～3 回		4～11 回		12 回以上		計	
	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合
監査報告の作成回数	55	63.2%	18	20.7%	8	9.2%	6	6.9%	87	100.0%

表 48 監査報告の提出の状況（主務大臣宛、法人の長宛、利害関係者等宛）（母数：87 法人）

事項	複数回		年 1 回		なし		計	
	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合
主務大臣宛	–	–	87	100.0%	–	–	87	100.0%
法人の長宛	25	28.7%	62	71.3%	–	–	87	100.0%
利害関係者等宛	2	2.3%	12	13.8%	73	83.9%	87	100.0%

※ 「利害関係者等」とは、会計監査人、子法人等、業務上の関係者等法人の業務運営に利害を有するものを想定している。

表 49 監査報告の公表の状況（法人W e b サイト、事務所備付け）（母数：87 法人）

事項	該当あり		該当なし		計	
	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合
法人W e b サイト	87	100.0%	–	–	87	100.0%
事務所備付	54	62.1%	33	37.9%	87	100.0%

イ 主務大臣（主務省）と監事との意見交換

- ・主務大臣（主務省）と監事との意見交換をした法人は53法人（60.9%）、意見交換をしていない法人は34法人（39.1%）
- ・主務大臣（主務省）と監事との意見交換をした53法人の意見交換の相手方は、政務1法人（1.9%）、局長・審議官20法人（37.7%）、課長等46法人（86.8%）、事務方43法人（81.1%）【複数回答有】
- ・主務大臣（主務省）と監事との意見交換をした53法人の年間の意見交換の回数は、1回41法人（77.4%）、2回6法人（11.3%）、3回以上6法人（11.3%）

主務大臣（主務省）と監事との意見交換の実施については、監事の機能強化に関する局長通知において、「主務大臣による適切な独立行政法人評価に資する観点から、監事が実地監査等から把握した法人の実際の運営状況や問題点について、直接監事から意見を聴取するなどの機会を、「監事監査指針」の考え方も踏まえ、定期的に設けるものとする。」と定めている。

表 50 主務大臣（主務省）と監事との意見交換の有無（母数：87 法人）

事項	あり		なし		計	
	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合
意見交換の有無	53	60.9%	34	39.1%	87	100.0%

（主務省との意見交換を行っていない理由）

内容	法人数
・監査報告書を提出しているため	28
・指摘事項がないため、意見交換の場を設けていない	1
・必要に応じ意見交換の場は得られるため	1
・有識者会議の場で監査報告書の概要説明を行っているため	4
合計	34

表 51 監事の意見交換の相手先（母数：「意見交換あり」とした53 法人）

区分	政務	局長・審議官	課長等	事務方
法人数	1	20	46	43
割合	1.9%	37.7%	86.8%	81.1%

表 52 主務大臣（主務省）と監事との意見交換の回数（母数：「意見交換あり」とした53 法人）

事項	1 回		2 回		3 回以上		計	
	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合
意見交換の回数	41	77.4%	6	11.3%	6	11.3%	53	100.0%

ウ 監査調書の作成

- ・監査調書は、85法人（97.7%）が作成している。
- ・監査調書の記載内容は、監査範囲81法人（95.3%）、監査結果等80法人（94.1%）、監査日程79法人（92.9%）等

監査調書の作成については、監事監査指針において、「監事は、実施した監査方法及び監査結果、並びにその監査意見の形成に至った過程及び理由等を監査調書として記載し、一定期間保存するものとする。」と定めている。

表 53 監査調書の作成 (母数 : 87 法人)

事項	作成あり		作成なし (※)		計	
	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合
監査調書の作成の有無	85	97. 7%	2	2. 3%	87	100. 0%

※ 作成なしの 2 法人は、令和元年度の監事による監査において問題となる事項
(法人関係者に報告すべき事項) が発見されなかったことから監査調書を作成し
ていないとしている。

表 54 個々の監査の監査調書の内容 (母数 : 調書作成 85 法人)

事項	記載あり	
	法人数	割合
総括表	37	43. 5%
監査目標	63	74. 1%
監査範囲	81	95. 3%
監査日程	79	92. 9%
リスクの評価等	50	58. 8%
事前調査の結果等	61	71. 8%
監査手続書	49	57. 6%
チェックリスト	49	57. 6%
分析表等	33	38. 8%
実査・重要事項等のメモ	77	90. 6%
監査結果等	80	94. 1%
結論に至るメモ等	56	65. 9%
結論	72	84. 7%
改善提案等	75	88. 2%

(参考)

調査票 1, 2, 3 様式

調査票 1（主務省）

調査票 1：主務省

【法人番号等入力】

※ 以下の法人番号（本ブックの最終シートを参照）と主務省名（プルダウンリストから選択）を記入してください。

番号	法人名	法人略称	主務省名	本調査票を作成した原課等

（注）法人番号を入力すれば、法人名と法人略称は自動入力されます。

【設問の背景事情等】

- I 政策実施機能の最大化に関する事項
 - 1 主務大臣下でのPDCAサイクルの強化

目標及び業績評価の一貫性、実効性を高め、主務大臣が政策責任を果たせるようにするため、評価主体が第三者機関（府省評価委員会）から主務大臣に変更され、政策責任者である主務大臣が、国の政策の実施部門（独法）の目標策定、評価、評価結果の反映を一貫して担うことにより、業務運営に関する主務大臣の責任の明確化、評価で得られた情報、問題点が政策立案に反映可能となりました。

- 2 法人類型の新設

新たに3つの法人類型が新設されました。特に、研究開発の事務及び事業は、長期性、不確実性、予見不可能性、専門性が特に高いという特徴があり、中期目標型、行政執行型と異なり数値目標や定量的な目標を設定し達成度評価を行うことが困難であるとの指摘があったところ、中長期目標期間を最長7年とする、研究開発に関する審議会への意見聴取、随意契約金額の特例、ベンチャー出資など、他法人類型と異なる運用となっているところです。

3 目標指針・評価指針の策定

- 目標指針では、中期目標法人の目標は原則として「できる限り定量的であること」、「定性的な目標を定める場合には、できる限り関連した定量的な指標及び当該目標の達成水準を具体的かつ明確に定めるとともに、基準となる実績値等についても記載する」とされています。
- 研究開発法人においても、「できる限りアウトカムと関連させた目標」、「具体的かつ明確であること」が求められ、「その際、目標の特性に応じ、定量的な水準・観点について十分考慮する」とされています。
- 委員会においては、定性的目標の在り方、業務達成プロセスの評価について議論があるところです。

4 独立行政法人評価制度委員会・制度改正全般

独立行政法人評価制度委員会は、主務大臣による評価、組織・業務見直し等の客観性や政府全体としての整合性を確保するため、これらを外部から点検する仕組みとして導入されました。当該目的を達成するため、委員は組織運営、経営、財務・会計、法令順守、行政制度など法人横断的な分野の専門家が選任されることとなっています。

II 国民に対する説明責任に関する事項（財務データの活用）

- 独立行政法人は公共的性格を有し、利益の獲得を本来の目的とせず、必ずしも独立採算制を前提としませんが、財務情報をストック、フローの両面から国民に分かりやすく、かつ詳細に提供する目的から、現金主義に基づく官庁会計を採用せず、発生主義、複式簿記などの企業会計の手法を導入し、B S、P Lなどの財務諸表を作成、公表することとなっています。
- 目標指針では、「業務の特性に応じ財務データに基づく分析手法（企業会計における財務分析、経年比較による趨勢分析等）を活用した評価を行うことを念頭に置いて目標を策定する」とされ、制度的に評価への財務データの活用が前提となっています。
- 評価指針では「定量的な成果実績（アウトプット指標）と資源投入量（インプット指標）の対比により、成果実績1単位を生み出すためにどれだけの資源投入が必要されたか（アウトプット単位当たりのインプット）を把握し、効率性の観点からも評価する。その際、できるだけ事業等のまとまりごとに財務情報等を活用する」とされ、評価書様式もこの考え方にに基づき策定されているところです。

I 政策実施機能の最大化に関する事項

1 主務大臣下でのPDCAサイクルの強化

① 評価主体が府省評価委員会から主務大臣となったことにより、評価実務（a:評価主体による評価実施業務、b:評価終了後の各種評価関連業務、c:その他評価関連業務）の業務量に変化はありましたか。（それぞれについて五者択一回答）

法人番号	法人略称	主務省名	a:評価主体による評価実施業務	b:評価終了後の各種評価関連業務	c:その他評価関連業務
0	0	0			

【選択肢：かなり増えた、少し増えた、変わらない、少し減った、かなり減った】

（注1） 評価実務それぞれの段階における業務量の変化から判断。業務量の変化は、業務の追加・削減、要する時間・人員の増減、作成資料の増減など客観的に把握可能な要因の変化を勘案して判断してください。

（注2） 「評価主体による評価実施業務」とは、法人の自己評価書・実績報告書等の受領後評価主体（府省評価委員会・主務大臣）による評価を決定するまでに実施する業務、「評価終了後の評価関連業務」とは、評価主体の評価決定後実施する業務を指します（評価内容の公表・説明、総務省の委員会対応等の評価に関する業務を含む）。「その他評価関連業務」とは、上記以外の年間を通じて恒常的に発生する評価業務を指します（法人・関係機関との連絡・調整など）。

（注3） 制度改正後に設立された法人（AMED）の主務省は「－」を選択してください。

② 府省評価委員会が廃止され、主務大臣自らが評価を実施することとなり、自らの評価結果が目標の策定、法人の計画の審査、政策の企画立案等に適時・適切に反映することが可能となりましたが、結果として主務大臣の責任の下での一貫したPDCAサイクルが強化されましたか。（五者択一回答）

法人番号	法人略称	主務省名	選択肢
0	0	0	

【選択肢：かなり弱くなった、少し弱くなった、変わらない、少し強化された、かなり強化された】

（注1） 評価結果を目標策定、計画審査、政策立案などに適時に活用できた事例数などの変化から判断してください。

（注2） 「主務大臣の責任の下での一貫したPDCAサイクル」とは、目標策定、業績評価、事務事業見直し、政策への反映など主務大臣自らが主導するサイクルを指します（よって法人の業務運営のPDCAサイクルは除きます）。

（注3） 制度改正後に設立された法人（AMED）の主務省は「－」を選択してください。

③ 府省評価委員会が廃止されたことにより、評価実務（a:評価主体による評価実施業務、b:評価終了後の各種評価関連業務、c:その他評価関連業務）は簡素化されましたか、それとも複雑化されましたか。（それぞれについて五者択一回答）

法人番号	法人略称	主務省名	a:評価主体による評価実施業務	b:評価終了後の各種評価関連業務	c:その他評価関連業務
0	0	0			

【選択肢：かなり複雑化、多少複雑化、変化なし、多少簡素化、かなり簡素化】

（注１）業務内容の量的・質的側面の変化、作成資料の内容・分量の増減、要調整関係者のレベルの変化・数の増減などの要素に基づき複雑化又は簡素化を判断してください。

（注２）「評価主体による評価実施業務」とは、法人の自己評価書・実績報告書等の受領後評価主体（府省評価委員会・主務大臣）による評価を決定するまでに実施する業務、「評価終了後の評価関連業務」とは、評価主体の評価決定後実施する業務を指します（評価内容の公表・説明、総務省の委員会対応等の評価に関する業務を含む）。「その他評価関連業務」とは、上記以外の年間を通じて恒常的に発生する評価業務を指します（法人・関係機関との連絡・調整など）。

（注３）制度改正後に設立された法人（AMED）の主務省は「－」を選択してください。

④ 府省評価委員会が廃止され、主務大臣自らが評価を実施することになったことにより、府省評価委員会の関与がなくなった分、a:評価結果による組織・業務見直し、b:予算要求（運営費交付金の算定を含む）、c:政策の企画立案等への反映は迅速化しましたか、それとも却って遅延化しましたか。（それぞれについて五者択一回答）

法人番号	法人略称	主務省名	a:評価結果による組織・業務見直し	b:予算要求（運営費交付金の算定を含む）	c:政策の企画立案等への反映
0	0	0			

【選択肢：かなり遅延化、多少遅延化、変わらない、多少迅速化、かなり迅速化】

（注１）各種事務を開始できる時期の変化などから迅速化・遅延化を判断してください。

（注２）「評価結果による組織・業務見直し」は、目標期間終了時の見直しだけではなく、毎年度の評価に基づくものを含みます。

（注３）制度改正後に設立された法人（AMED）の主務省は「－」を選択してください。

⑤ 「主務大臣下でのPDCAサイクルの強化」に関し、評価主体の変更によって実務上生じた具体的な変化（①～④関連）に関し意見があれば自由に記述してください。（記述回答）

法人番号	法人略称	主務省名	記述回答
0	0	0	

⑥ 令和２年度の主務大臣評価結果を、a:現行の目標の見直し、b:組織・業務の見直し、c:新目標の策定（注１）、d:国の政策評価、e:政策の企画立案、f:予算要求（運営費交付金の算定を含む）などに反映させた具体的な事例はありますか。（それぞれについて二者択一回答）

法人番号	法人略称	主務省名	a:現行の目標の見直し	b:組織・業務の見直し	c:新目標の策定（注１）	d:国の政策評価	e:政策の企画立案	f:予算要求（運営費交付金の算定を含む）
0	0	0						

【選択肢：ない、ある】

（注１） 令和２年度に見込み評価を実施していない法人については「該当なし」を選択してください。

（注２） 「令和２年度の主務大臣評価結果」とは、令和元年度業務実績評価に基づく令和２年度に実施した主務大臣評価を指します。

（注３） 「組織・業務見直し」は、目標期間終了時の見直しだけでなく、毎年度の評価に基づくものを含みます。

⑦ 令和２年度の主務大臣評価結果の具体的な反映事例（⑥関連）を記述してください。また、これらに関し意見があれば自由に記述してください。（記述回答）

法人番号	法人略称	主務省名	記述回答
0	0	0	

Ⅰ 政策実施機能の最大化に関する事項

2 法人類型の新設

① 法人類型の新設により主務省として法人関係業務（a:評価関連業務（対法人）、b:評価関連業務（対府省内）、c:評価関連業務（対法人の他の主務省）（注1）、d:評価関連業務（対制度官庁）（注2）、e:評価関連業務（左記以外に対するもの））の業務量に変化はありましたか。（それぞれについて五者択一回答）

法人番号	法人略称	主務省名	a:評価関連業務 （対法人）	b:評価関連業務 （対府省内）	c:評価関連業務 （対法人の他の主 務省）（注1）	d:評価関連業務 （対制度官庁） （注2）	e:評価関連業務 （左記以外に対す るもの）
0	0	0					

【選択肢：かなり増えた、少し増えた、変わらない、少し減った、かなり減った】

（注1）法人に他の主務省がない場合は「該当なし」を選択してください。

（注2）総務省、財務省を指します。

（注3）評価実務それぞれの業務量の変化から判断。業務量の変化は、業務の追加・削減、要する時間・人員の増減、作成資料の増減など客観的に把握可能な要因の変化を勘案して判断してください。

（注4）制度改正後に設立された法人（AMED）の主務省は「－」を選択してください。

② 法人類型の新設の目的は、それぞれ、国民ニーズに即した多様・良質なサービスの提供（中期目標管理法人）、公益に資する研究開発（研究開発法人）、国の行政事務と密接に関連した事務・事業の執行（行政執行法人）と理解されますが、法人類型の新設は、所管する法人が与えられた目標を達成するため役立っていると考えますか。（五者択一回答）

法人番号	法人略称	主務省名	選択肢
0	0	0	

【選択肢：全く役立っていない、あまり役立っていない、どちらともいえない、少し役立っている、大いに役立っている】

③ ①及び②の設問に関連して具体的事例や意見があれば自由に記述してください。（記述回答）

法人番号	法人略称	主務省名	記述回答
0	0	0	

Ⅰ 政策実施機能の最大化に関する事項

3 目標指針・評価指針の策定

① 目標指針では中期目標管理法人の「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」は、できる限り定量的な目標（関連する定量指標、基準となる実績値等を含む）を定めることとなっていますが、業務の特性等から定性的な目標とならざるを得ない事務・事業はありますか。（二者択一回答）

法人番号	法人略称	主務省名	選択肢
0	0	0	

【選択肢：ない、ある】

（注） 研究開発法人及び行政執行法人の主務省は「－」を選択してください。

② 目標指針では国立研究開発法人の「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」は、できる限りアウトカムと関連させた目標を具体的かつ明確に定め、目標の特性に応じ定量的な水準・観点について考慮することとなっていますが、業務の特性からこれらを反映できない事務・事業はありますか。（二者択一回答）

法人番号	法人略称	主務省名	選択肢
0	0	0	

【選択肢：ない、ある】

（注） 中期目標管理法人及び行政執行の主務省は「－」を選択してください。

③ 目標指針では行政執行法人の「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」は、「何について、どのような水準を実現するのか」について「測定可能であること」（客観的に検証可能な）を求めています。業務の特性からこれを反映できない事務・事業はありますか。（二者択一回答）

法人番号	法人略称	主務省名	選択肢
0	0	0	

【選択肢：ない、ある】

（注） 中期目標管理法人及び研究開発法人の主務省は「－」を選択してください。

④ 評価指針においては、中期目標管理法人及び行政執行法人の項目別評定において、実績値120%以上（困難度高の場合は100%以上）をA以上とすることとなっていますが、当該基準についてどのように考えますか。（五者択一回答）

法人番号	法人略称	主務省名	選択肢
0	0	0	

【選択肢：厳しすぎる、やや厳しい、適当である、やや易しい、易しすぎる】

（注）研究開発法人の主務省は「－」を選択してください。

⑤ 評価指針においては、「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる場合に「A」以上とすることとなっていますが、a:当該基準についてどのように考えますか。また、b:主務省では、法人の業務実績評価における「顕著な成果等」を客観的に判断するための独自の基準を設けていますか。（五者択一又は二者択一回答）

法人番号	法人略称	主務省名	a:基準について	b:独自の基準
0	0	0		

【選択肢a：厳しすぎる、やや厳しい、適当である、やや易しい、易しすぎる】

【選択肢b：設けていない、設けている】

（注）中期目標管理法人及び行政執行法人の主務省は「－」を選択してください。

⑥ 業務の特性から、最大限努力しても「B」より上の評定（SやA）が得られないものはありますか。（二者択一回答）

法人番号	法人略称	主務省名	選択肢
0	0	0	

【選択肢：ない、ある】

⑦ 中（長）期目標を変更する最も多い要因は何ですか。（事項選択回答）

法人番号	法人略称	主務省名	選択肢
0	0	0	

【選択肢：業務追加（法令等改正）、業務追加（その他）、政府決定等の新設・改正、その他、該当なし】

（注）制度改正後（平成27年度以降）の状況について回答してください。目標変更の実績がない場合は「該当なし」を選択してください。

⑧ 新型コロナウイルス感染症の影響が継続する（ウィズコロナ・アフターコロナ）局面における、今後の目標・評価の在り方について、意見があれば自由に記載してください。（記述回答）

法人番号	法人略称	主務省名	記述回答
0	0	0	（事例・意見等は複数あっても構いません）

⑨ 「目標指針・評価指針の策定」に関し、①～③及び⑥の設問で該当が「ある」場合は具体的な事務・事業の事例を、また、①～⑦に関し意見があれば自由に記述してください。（記述回答）

法人番号	法人略称	主務省名	記述回答
0	0	0	（事例・意見等は複数あっても構いません）

Ⅰ 政策実施機能の最大化に関する事項

4 独立行政法人評価制度委員会・制度改正全般

① 独立行政法人評価制度委員会の以下の活動により、主務大臣の責任の下で一貫したPDCAサイクルが強化されたと考えますか。（a:主務省ヒアリング、b:理事長などマネジメント層へのヒアリング、c:監事へのヒアリング、d:利害関係者ヒアリング、e:年度評価等点検、f:法人優良事例の紹介）（それぞれについて五者択一）

法人番号	法人略称	主務省名	a:主務省ヒアリング	b:理事長などマネジメント層へのヒアリング	c:監事へのヒアリング	d:利害関係者ヒアリング	e:年度評価等点検	f:法人優良事例の紹介
0	0	0						

【選択肢：選択肢：全く強化されていない、あまり強化されていない、変わらない、少し強化された、かなり強化された】

（注1）独立行政法人評価制度委員会は調査審議（上記活動）を通じて、主務大臣が行った評価についてチェック（PDCAのC）します。これらの活動がその後の主務大臣のアクション（PDCAのA）の強化に繋がっているかどうかという観点から判断してください。

（注2）制度改正後に設立された法人（AMED）の主務省は「－」を選択してください。

（注3）「主務大臣の責任の下で一貫したPDCAサイクル」とは、目標策定、業績評価、事務事業見直し、政策への反映など主務大臣自らが主導するサイクルを指します（よって法人の業務運営のPDCAサイクルは除きます）。

② 独立行政法人評価制度委員会は、税金投入客体としての法人の組織及び業務の見直しの必要性について国民目線で点検する機能を有しており、このために様々な専門家が選任されています。委員会の調査審議は、以下の専門分野を十分考慮したものになっていると考えますか（a:民間経営ノウハウ、b:研究開発、c:組織マネジメント、d:財務会計、e:行政サービスの受益者視点、f:コンプライアンス、g:国益・国際貢献、h:一般消費者の視点）。（それぞれについて五者択一）

法人番号	法人略称	主務省名	a:民間経営ノウハウ	b:研究開発	c:組織マネジメント	d:財務会計	e:行政サービスの受益者視点	f:コンプライアンス	g:国益・国際貢献	h:一般消費者の視点
0	0	0								

【選択肢：選択肢：全く考慮されていない、あまり考慮されていない、どちらでもない、少し考慮されている、十分考慮されている】

（注1）独立行政法人評価制度委員会は、主務大臣による評価、組織・業務見直し等の客観性や政府全体としての整合性を確保するため、これらを外部から点検する仕組みとして導入され、委員は組織運営、経営、財務・会計、法令順守、行政制度など法人横断的な分野の専門家が選任されることとなっています。

（注2）主務省ヒアリング、理事長などマネジメント層へのヒアリング、監事へのヒアリング、利害関係者ヒアリング、年度評価等点検、法人優良事例の紹介などの委員会の活動、活動における委員の発言・指摘等の内容から判断してください。

③ 「主務大臣下でのPDCAサイクルの強化」、「法人類型の新設」及び「目標指針・評価指針の策定」などの制度改正により、a:所管する法人とのコミュニケーションの量は増加しましたか。また、b:当該コミュニケーションの質は向上したと考えますか。（それぞれについて五者択一）

法人番号	法人略称	主務省名	a:コミュニケーションの量	b:コミュニケーションの質
0	0	0		

【選択肢 a:かなり少なくなった、少し少なくなった、変わらない、少し増加した、かなり増加した】

【選択肢 b:全く向上していない、あまり向上していない、どちらでもない、少し向上した、大いに向上した】

（注1）設問a:法人とのコミュニケーションが増加したかどうかは、評価実務全般（目標策定、計画審査を含む）における法人とのやり取り（口頭、文書、メール等）の総体的変化から判断してください。

（注2）設問b:コミュニケーションの質が向上したかどうかは、例えば、目標策定にあたり理事長などトップマネジメント層との直接のやり取りが増えた、主務大臣の評価結果や主務省の政策を踏まえた議論が進むようになったなど、制度改正によって変化した質的側面に基づき判断してください。

（注3）制度改正後に設立された法人（AMED）の主務省は「－」を選択してください。

④ 独立行政法人評価制度委員会の活動、制度改正全般に関して意見がある場合は、自由に記述してください。（記述回答）				
法人番号	法人略称	主務省名	記述回答	
0	0	0		

II 国民に対する説明責任に関する事項（財務データの活用、広報）

① 令和2年度の主務大臣評価において、a:目標・計画（予算）と実績（決算）の差異の要因分析、b:事業等のまとまりごとの財務情報等を活用したアウトプット単位当たりのインプット把握、c:企業会計的手法による財務分析、経年比較による趨勢分析等の財務分析、を実施した事例はありますか。（それぞれについて二者択一回答）

法人番号	法人略称	主務省名	a:目標・計画（予算）と実績（決算）の差異の要因分析	b:事業等のまとまりごとの財務情報等を活用したアウトプット単位当たりのインプット把握	c:企業会計的手法による財務分析、経年比較による趨勢分析等の財務分析
0	0	0			

【選択肢：ない、ある】

（注1）「令和2年度の主務大臣評価結果」とは、令和元年度業務実績評価に基づく令和2年度に実施した主務大臣評価を指します。

② 設問①のそれぞれについて「ある」と回答した場合、それぞれの方法等を用いて評価を実施している具体例を記載してください。設問①の全てに「ない」と回答した場合、なぜこのような評価の手法等を活用できないか理由を記載してください。（記述回答）

法人番号	法人略称	主務省名	記述回答
0	0	0	（具体例・理由は複数あっても構いません）

調査票 1（法人）

調査票 1：法人

【法人番号等入力】

※ 以下の法人番号（本ブックの最終シートを参照）と主務省名（プルダウンリストから選択）を記入してください。

番号	法人名	法人略称	担当者名・連絡先メールアドレス

（注）法人番号を入力すれば、法人名と法人略称は自動入力されます。

【設問の背景事情等】

I 政策実施機能の最大化に関する事項

1 主務大臣下でのPDCAサイクルの強化

目標及び業績評価の一貫性、実効性を高め、主務大臣が政策責任を果たせるようにするため、評価主体が第三者機関（府省評価委員会）から主務大臣に変更され、政策責任者である主務大臣が、国の政策の実施部門（独法）の目標策定、評価、評価結果の反映を一貫して担うことにより、業務運営に関する主務大臣の責任の明確化、評価で得られた情報、問題点が政策立案に反映可能となりました。

2 法人類型の新設

新たに3つの法人類型が新設されました。特に、研究開発の事務及び事業は、長期性、不確実性、予見不可能性、専門性が特に高いという特徴があり、中期目標型、行政執行型と異なり数値目標や定量的な目標を設定し達成度評価を行うことが困難であるとの指摘があったところ、中長期目標期間を最長7年とする、研究開発に関する審議会への意見聴取、随意契約金額の特例、ベンチャー出資など、他法人類型と異なる運用となっているところです。

3 目標指針・評価指針の策定

- 目標指針では、中期目標法人の目標は原則として「できる限り定量的であること」、「定性的な目標を定める場合には、できる限り関連した定量的な指標及び当該目標の達成水準を具体的かつ明確に定めるとともに、基準となる実績値等についても記載する」とされています。
- 研究開発法人においても、「できる限りアウトカムと関連させた目標」、「具体的かつ明確であること」が求められ、「その際、目標の特性に応じ、定量的な水準・観点について十分考慮する」こととされています。
- 委員会においては、定性的目標の在り方、業務達成プロセスの評価について議論があるところです。

4 独立行政法人評価制度委員会・制度改正全般

独立行政法人評価制度委員会は、主務大臣による評価、組織・業務見直し等の客観性や政府全体としての整合性を確保するため、これらを外部から点検する仕組みとして導入されました。当該目的を達成するため、委員は組織運営、経営、財務・会計、法令順守、行政制度など法人横断的な分野の専門家が選任されることとなっています。

II 国民に対する説明責任に関する事項（財務データの活用、広報）

- 独立行政法人は公共的性格を有し、利益の獲得を本来の目的とせず、必ずしも独立採算制を前提としませんが、財務情報をストック、フローの両面から国民に分かりやすく、かつ詳細に提供する目的から、現金主義に基づく官庁会計を採用せず、発生主義、複式簿記などの企業会計の手法を導入し、ＢＳ、ＰＬなどの財務諸表を作成、公表することとなっています。
- 目標指針では、「業務の特性に応じ財務データに基づく分析手法（企業会計における財務分析、経年比較による趨勢分析等）を活用した評価を行うことを念頭に置いて目標を策定する」とされ、制度的に評価への財務データの活用が前提となっています。
- 評価指針では「定量的な成果実績（アウトプット指標）と資源投入量（インプット指標）の対比により、成果実績１単位を生み出すためにどれだけの資源投入が必要されたか（アウトプット単位当たりのインプット）を把握し、効率性の観点からも評価する。その際、できるだけ事業等のまとまりごとに財務情報等を活用する」とされ、評価書様式もこの考え方に基づき策定されているところです。
- また、説明責任を果たす上で広報が重要であり、分かり易いWEBページの作成などの工夫をしている法人もあります。広報に当たり外部人材を活用することも充実した広報戦略にあたり重要と考えられます。

III 法人内部のガバナンス強化に関する事項

1 内部統制の整備に関する事項

- 通則法第28条第2項に基づき「役員の職務の執行がこの法律（通則法）、個別法、又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独法の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項」を業務方法書に記載しなければならないとされています。
- これに基づき、総務省行政管理局通知「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等に整備について」が発せられ、各独立行政法人においては当該通知に基づき詳細な規程等を整備されています。
- 当該整備内容は、法人規模の大小等を問わず適用となるため、「小規模な法人にフルスペックなものを求める必要はあるのか」などの意見があるところです。
- また、内部統制はコンプライアンスに偏った議論が先行することが多く、もっと重要な点は風通しの良い組織風土の醸成と、経営方針を役職員全員で共有する仕組みであるとの意見も多く聞かれます。

2 監事の機能強化に関する事項

- 平成26年改正により、監事の機能強化が図られ、その実効性確保のため、総務省行政管理局通知「独立行政法人の監事の機能強化に伴う措置について」が発せられました。
- 通知においては、①監事向け研修・啓発への参加促進、②主務大臣と監事の定期的な意見交換の実施、③監事を補佐する体制の整備、④その他監事の機能の実効性を向上させるための措置（監査費用の確保、監査報告の委員会への送付）が規定されています。

I 政策実施機能の最大化に関する事項

1 主務大臣下でのPDCAサイクルの強化

① 評価主体が府省評価委員会から主務大臣となったことにより、評価実務（a:業務実績・自己評価書作成業務、b:評価主体による評価関連業務、c:評価終了後の各種評価関連業務、d:その他評価関連業務）の業務量に変化はありましたか。（それぞれについて五者択一回答）

法人番号	法人略称	a:業務実績・自己 評価書作成業務	b:評価主体による 評価関連業務	c:評価終了後の各種 評価関連業務	d:その他評価関連 業務
0	0				

【選択肢：かなり増えた、少し増えた、変わらない、少し減った、かなり減った】

（注１） 評価実務それぞれの段階における業務量の変化から判断。業務量の変化は、業務の追加・削減、要する時間・人員の増減、作成資料の増減など客観的に把握可能な要因の変化を勘案して判断してください。

（注２） 「評価主体による評価実施業務」とは、法人の自己評価書・実績報告書等の受領後評価主体（府省評価委員会・主務大臣）による評価を決定するまでに実施する業務、「評価終了後の評価関連業務」とは、評価主体の評価決定後実施する業務を指します（評価内容の公表・説明、総務省の委員会対応等の評価に関する業務を含む）。「その他評価関連業務」とは、上記以外の年間を通じて恒常的に発生する評価業務を指します（法人・関係機関との連絡・調整など）。

（注３） 制度改正後に設立された法人（AMED）は「－」を選択してください。

② 府省評価委員会が廃止され、主務大臣自らが評価を実施することとなり、主務大臣の評価結果が目標・計画や政策の企画立案等に適時・適切に反映することが可能となりましたが、結果として主務大臣の責任の下での一貫したPDCAサイクルが強化されましたか。（五者択一回答）

法人番号	法人略称	選択肢
0	0	

【選択肢：かなり弱くなった、少し弱くなった、変わらない、少し強化された、かなり強化された】

（注１） 評価結果を目標策定、計画審査、政策立案などに適時に活用できた事例数などの変化から判断してください。

（注２） 「主務大臣の責任の下での一貫したPDCAサイクル」とは、目標策定、業績評価、事務事業見直し、政策への反映など主務大臣自らが主導するサイクルを指します（よって法人の業務運営のPDCAサイクルは除きます）。

（注３） 制度改正後に設立された法人（AMED）は「－」を選択してください。

③ 府省評価委員会が廃止されたことにより、評価実務（a:業務実績・自己評価書作成業務、b:評価主体による評価関連業務、c:評価終了後の各種評価関連業務、d:その他評価関連業務）は簡素化されましたか、それとも複雑化されましたか。（それぞれについて五者択一回答）

法人番号	法人略称	a:業務実績・自己 評価書作成業務	b:評価主体による 評価関連業務	c:評価終了後の各種 評価関連業務	d:その他評価関連 業務
0	0				

【選択肢：かなり複雑化、多少複雑化、変化なし、多少簡素化、かなり簡素化】

（注１）業務内容の量的・質的側面の変化、作成資料の内容・分量の増減、要調整関係者のレベルの変化・数の増減などの要素に基づき複雑化又は簡素化を判断してください。

（注２）「評価主体による評価実施業務」とは、自己評価書・実績報告書等の提出後評価主体（府省評価委員会・主務大臣）による評価が決定されるまでに実施する業務、「評価終了後の評価関連業務」とは、評価主体の評価決定後実施する業務を指します（評価内容の公表・説明、総務省の委員会等の評価に関する業務を含む）。「その他評価関連業務」とは、上記以外の年間を通じて恒常的に発生する評価業務を指します（主務省・関係機関との連絡・調整など）。

（注３）制度改正後に設立された法人（AMED）は「－」を選択してください。

④ 「主務大臣下でのPDCAサイクルの強化」に関し、評価主体の変更によって実務上生じた具体的な変化（①～③関連）に関し意見があれば自由に記述してください。（記述回答）

法人番号	法人略称	記述回答
0	0	（事例・意見等は複数あっても構いません）

⑤ 令和２年度の自己評価及び主務大臣評価を、a:法人における現行の計画の見直し、b:次期以降の計画の策定、c:法人内部の組織体制の見直し、d:人事計画、e:法人内部の予算配分、f:業務手法の見直し、g:役職員の処遇に反映した具体的な事例はありますか。（それぞれについて二者択一回答）

法人番号	法人略称	a:法人における現 行計画の見直し	b:次期以降の計画 の策定	c:法人内部の組織体 制の見直し	d:人事計画	e:法人内部の予算 配分	f:業務手法の見直し	g:役職員の処遇
0	0							

【選択肢：ない、ある】

（注１）「令和２年度の自己評価及び主務大臣評価結果」とは、令和元年度業務実績評価に基づく令和２年度に実施した自己評価及び主務大臣評価を指します。

⑥ 令和２年度の自己評価結果又は主務大臣評価結果の具体的な反映事例（⑤関連）を記述してください。また、これらに関し意見があれば自由に記述してください。（記述回答）

法人番号	法人略称	記述回答
0	0	（事例・意見等は複数あっても構いません）

Ⅰ 政策実施機能の最大化に関する事項

2 法人類型の新設

① 法人類型の新設により、a:評価関連業務（法人内）、b:評価関連業務（対主務省）、c:評価関連業務（対制度官庁）（注1）、d:評価関連業務（左記以外に対するもの）の業務量に変化はありましたか。（それぞれについて五者択一回答）

法人番号	法人略称	a:評価関連業務（法人内）	b:評価関連業務（対主務省）	c:評価関連業務（対制度官庁）（注1）	d:評価関連業務（左記以外に対するもの）
0	0				

【選択肢：かなり増えた、少し増えた、変わらない、少し減った、かなり減った】

（注1） 総務省、財務省を指します。

（注2） 評価実務それぞれの業務量の変化から判断。業務量の変化は、業務の追加・削減、要する時間・人員の増減、作成資料の増減など客観的に把握可能な要因の変化を勘案して判断してください。

（注3） 制度改正後に設立された法人（AMED）は「－」を選択してください。

② 法人類型の新設の目的は、それぞれ、国民ニーズに即した多様・良質なサービスの提供（中期目標管理法人）、公益に資する研究開発（研究開発法人）、国の行政事務と密接に関連した事務・事業の執行（行政執行法人）と理解されますが、法人類型の新設は、法人が与えられた目標を達成するため役立っていると考えますか。（五者択一回答）

法人番号	法人略称	選択肢
0	0	

【選択肢：全く役立っていない、あまり役立っていない、どちらともいえない、少し役立っている、大いに役立っている】

③ ①及び②の設問に関連して具体的事例や意見があれば自由に記述してください。（記述回答）

法人番号	法人略称	記述回答
0	0	

④ 中期目標管理法人・行政執行法人とされたことは、a:予算・資金の獲得、b:主要業務、c:評価関連業務、d:調達・契約、e:人事・雇用、f:自己収入の確保、g:職員の士気・モチベーションの向上に役立っていますか。（それぞれについて五者択一回答）

法人番号	法人略称	a:予算・資金の獲得	b:主要業務	c:評価関連業務	d:調達・契約	e:人事・雇用	f:自己収入の確保	g:職員の士気・モチベーション
0	0							

【選択肢：全く役立っていない、あまり役立っていない、どちらともいえない、少し役立っている、大いに役立っている】

（注1） 研究開発法人は「－」を選択してください。

⑤ 研究開発法人とされたことは、a:予算・資金の獲得、b:研究開発、c:評価関連業務、d:調達・契約、e:人事・雇用、f:自己収入の確保、g:職員の士気・モチベーションの向上に役立っていますか。（それぞれについて五者択一回答）

法人番号	法人略称	a:予算・資金の獲得	b:主要業務	c:評価関連業務	d:調達・契約	e:人事・雇用	f:自己収入の確保	g:職員の士気・モチベーション
0	0							

【選択肢：全く役立っていない、あまり役立っていない、どちらともいえない、少し役立っている、大いに役立っている】

（注1） 中期目標管理法 人及び行政執行法人は「－」を選択してください。

⑥ ④及び⑤の設問に関連して具体的事例や意見があれば自由に記述してください。（記述回答）

法人番号	法人略称	記述回答
0	0	（事例・意見等は複数あっても構いません）

I 政策実施機能の最大化に関する事項

3 目標指針・評価指針の策定

① 評価指針においては、中期目標管理法人及び行政執行法人の項目別評定において、実績値120%以上（困難度高の場合は100%以上）をA以上とすることとなっていますが、当該基準についてどのように考えますか。（五者択一回答）

法人番号	法人略称	選択肢
0	0	

【選択肢：厳しすぎる、やや厳しい、適当である、やや易しい、易しすぎる】

（注1） 研究開発法人は「－」を選択してください。

② 評価指針においては、「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる場合に「A」以上とすることとなっていますが、a:当該基準についてどのように考えますか。また、b:法人では、業務実績報告に「顕著な成果等」を客観的に記述するための独自の基準を設けていますか。（五者択一又は二者択一回答）

法人番号	法人略称	a:基準について	b:独自の基準
0	0		

【選択肢a：厳しすぎる、やや厳しい、適当である、やや易しい、易しすぎる】

【選択肢b：設けていない、設けている】

（注1） 中期目標管理法人及び行政執行法人は「－」を選択してください。

③ 業務の特性から、最大限努力しても「B」より上の評定（SやA）が得られないものはありますか。（二者択一回答）

法人番号	法人略称	選択肢
0	0	

【選択肢：ない、ある】

④ 新型コロナウイルス感染症の流行により、目標達成困難（C以下に相当）となっている事務・事業はありますか。（二者択一回答）

法人番号	法人略称	選択肢
0	0	

【選択肢：ない、ある】

⑤ 新型コロナウイルス感染症の影響が継続する（ウィズコロナ・アフターコロナ）局面における、今後の目標・評価の在り方について、意見があれば自由に記載してください。（記述回答）

法人番号	法人略称	記述回答
0	0	（事例・意見等は複数あっても構いません）

⑥ 「目標指針・評価指針の策定」に関し、③及び④の設問で該当が「ある」場合は具体的な事務・事業の事例を、また、①～④に関し意見があれば自由に記述してください。

法人番号	法人略称	記述回答
0	0	（事例・意見等は複数あっても構いません）

Ⅰ 政策実施機能の最大化に関する事項

4 独立行政法人評価制度委員会・制度改正全般

① 独立行政法人評価制度委員会の以下の活動により、主務大臣の責任の下で一貫したPDCAサイクルが強化されたと考えますか。（a:主務省ヒアリング、b:理事長などマネジメント層へのヒアリング、c:監事へのヒアリング、d:利害関係者ヒアリング、e:年度評価等点検、f:法人優良事例の紹介）（それぞれについて五者択一）

法人番号	法人略称	a:主務省ヒアリング	b:理事長などマネジメント層へのヒアリング	c:監事へのヒアリング	d:利害関係者ヒアリング	e:年度評価等点検	f:法人優良事例の紹介
0	0						

【選択肢：選択肢：全く強化されていない、あまり強化されていない、変わらない、少し強化された、かなり強化された】

（注1）独立行政法人評価制度委員会は調査審議（上記活動）を通じて、主務大臣が行った評価についてチェック（PDCAのC）します。これらの活動がその後の主務大臣のアクション（PDCAのA）の強化に繋がっているかどうかという観点から判断してください。

（注2）制度改正後に設立された法人（AMED）の主務省は「－」を選択してください。

（注3）「主務大臣の責任の下で一貫したPDCAサイクル」とは、目標策定、業績評価、事務事業見直し、政策への反映など主務大臣自らが主導するサイクルを指します（よって法人の業務運営のPDCAサイクルは除きます）。

② 独立行政法人評価制度委員会の以下の活動により、法人の業務運営のPDCAサイクルが強化されたと考えますか。（a:主務省ヒアリング、b:理事長などマネジメント層へのヒアリング、c:監事へのヒアリング、d:利害関係者ヒアリング、e:年度評価等点検、f:法人優良事例の紹介）（それぞれについて五者択一）

法人番号	法人略称	a:主務省ヒアリング	b:理事長などマネジメント層へのヒアリング	c:監事へのヒアリング	d:利害関係者ヒアリング	e:年度評価等点検	f:法人優良事例の紹介
0	0						

【選択肢：選択肢：全く強化されていない、あまり強化されていない、変わらない、少し強化された、かなり強化された】

（注1）「法人の業務運営のPDCAサイクル」とは、法人の長のマネジメントの下、自己評価及び主務大臣の評価結果に基づき業務の見直し・改善計画を定め、これを実行し、更なる業務実績の向上（更なる高みを目指して）を図る一連の活動を指します。

（注2）制度改正後に設立された法人（AMED）は「－」を選択してください

③ 独立行政法人評価制度委員会の調査審議は、税金投入客体としての法人の運営を国民目線で点検する仕組みと認識され、このため様々な専門家が選任されています。委員会の調査審議は、以下の専門分野を十分考慮したものになっていると考えますか（a:民間経営ノウハウ、b:研究開発、c:組織マネジメント、d:財務会計、e:行政サービスの受益者視点、f:コンプライアンス、g:国益・国際貢献、h:一般消費者の視点）。（それぞれについて五者択一）

法人番号	法人略称	a:民間経営ノウハウ	b:研究開発	c:組織マネジメント	d:財務会計	e:行政サービスの受益者視点	f:コンプライアンス	g:国益・国際貢献	h:一般消費者の視点
0	0								

【選択肢：選択肢：全く考慮されていない、あまり考慮されていない、どちらでもない、少し考慮されている、十分考慮されている】

（注１）独立行政法人評価制度委員会は、主務大臣による評価等の客観性や政府全体としての整合性を確保するため、評価等を外部から点検する仕組みとして導入され、委員は組織運営、経営、財務・会計、法令順守、行政制度など法人横断的な分野の専門家が選任されることとなっています。

（注２）主務省ヒアリング、理事長などマネジメント層へのヒアリング、監事へのヒアリング、利害関係者ヒアリング、年度評価等点検、法人優良事例の紹介などの委員会の活動、活動における委員の発言・指摘等の内容から判断してください。

④ 「主務大臣下でのPDCAサイクルの強化」、「法人類型の新設」及び「目標指針・評価指針の策定」などの制度改正により、a:主務省とのコミュニケーションの量は増加しましたか。また、b:当該コミュニケーションの質は向上したと考えますか。（それぞれについて五者択一）

法人番号	法人略称	a:コミュニケーションの量	b:コミュニケーションの質
0	0		

【選択肢 a:かなり少なくなった、少し少なくなった、変わらない、少し増加した、かなり増加した】

【選択肢 b:全く向上していない、あまり向上していない、どちらでもない、少し向上した、大いに向上した】

（注１）設問a:主務省とのコミュニケーションが増加したかどうかは、評価実務全般（目標策定、計画審査を含む）における主務省とのやり取り（口頭、文書、メール等）の総体的変化から判断してください。

（注２）設問b:コミュニケーションの質が向上したかどうかは、例えば、目標策定にあたり主務省と理事長などトップマネジメント層との直接のやり取りが増えた、主務大臣の評価結果や主務省の政策を踏まえた議論が進むようになったなど、制度改正によって変化した質的側面に基づき判断してください。

（注３）制度改正後に設立された法人（AMED）は「－」を選択してください

⑤ 独立行政法人評価制度委員会の活動、制度改正全般に関して意見がある場合は、自由に記述してください。（記述回答）

法人番号	法人略称	記述回答
0	0	

II 国民に対する説明責任に関する事項（財務データの活用、広報）

① 令和2年度の自己評価において、a:目標・計画（予算）と実績（決算）の差異の要因分析、b:事業等のまとまりごとの財務情報等を活用したアウトプット単位当たりのインプット把握、c:企業会計的手法による財務分析、経年比較による趨勢分析等の財務分析、を実施した事例はありますか。（それぞれについて二者択一回答）

法人番号	法人略称	a:目標・計画（予算）と実績（決算）の差異の要因分析	b:事業等のまとまりごとの財務情報等を活用したアウトプット単位当たりのインプット把握	c:企業会計的手法による財務分析、経年比較による趨勢分析等の財務分析
0	0			

【選択肢：ない、ある】

（注1）「令和2年度の自己評価」とは、令和元年度業務実績評価に基づく令和2年度に実施した自己評価を指します。

② 設問①のそれぞれについて「ある」と回答した場合、それぞれの方法等を用いて評価を実施している具体例を記載してください。設問①の全てに「ない」と回答した場合、なぜこのような評価の手法等を活用できないか理由を記載してください。（記述回答）

法人番号	法人略称	記述回答
0	0	（具体例・理由は複数あっても構いません）

③ 財務諸表作成の一連のプロセスで最も負担が大きいと感じる箇所はどこですか。（事項選択回答）

法人番号	法人略称	選択肢
0	0	

【選択肢：特にない、期中取引の記録、決算業務、監査対応、主務省への説明等、法人内関係者との調整・説明、法人外関係者との調整・説明、その他】

④ 国民に対する広報手段としてデジタル技術を用いた取組が重要となっています。次の手段は利用していますか（a:WEBページ作成、b:twitterの利用、c:Youtubeの利用、d:Facebookの利用、e:その他）。（それぞれについて二者択一回答）

法人番号	法人略称	a:WEBページ作成	b:twitterの利用	c:Youtubeの利用	d:Facebookの利用	e:その他
0	0					

【選択肢：利用していない、利用している】

⑤ 広報に当たり、外部専門家（a:常勤職員として、b:非常勤職員として、c:契約職員等として、d:委託契約として、e:その他）の知見を活用していますか。（それぞれについて二者択一回答）

法人番号	法人略称	a:常勤職員として	b:非常勤職員として	c:契約職員等として	d:委託契約として	その他
0	0					

【選択肢：活用していない、活用している】

⑥ 設問④と⑤（広報）に関し、主な具体的取組事例を記述してください（複数事項記述可）。また、広報に関し意見がある場合は自由に記述してください。（記述回答）

法人番号	法人略称	記述回答
0	0	（事例・意見等は複数あっても構いません）

Ⅲ 法人内部のガバナンス強化に関する事項

1 内部統制の整備に関する事項

① 独立行政法人の業務運営の適正化の強化の一環として、法人においては内部統制システムを整備し業務方法書に記載することとなっています。内部統制システムが整備されていることにより、法人内部のガバナンス強化（a:必要な情報の伝達（風通しの良さ）、b:違法行為の防止、c:不正防止、d:目標達成、e:リスク管理、f:監査）に役立っていますか。（それぞれについて五者択一回答）

法人番号	法人略称	a:必要な情報の伝達	b:違法行為の防止	c:不正防止	d:目標達成	e:リスク管理	f:監査
0	0						

【選択肢：全く役立っていない、あまり役立っていない、どちらともいえない、多少役立っている、大いに役立っている】

（注1）「監査」とは、監事監査、内部監査、会計監査人監査、情報システム監査等を指します。

② 業務方法書に記載した「内部統制システムに関する取組の不断の見直し」（持続的な維持・発展など）に関する以下の取組は実施していますか。（a:業務方法書の検証、b:各種規程の検証、c:内部モニタリング調査、d:内部評価、e:外部評価）（それぞれについて二者択一回答）

法人番号	法人略称	a:業務方法書の検証	b:各種規程の検証	c:内部モニタリング調査	d:内部評価	e:外部評価
0	0					

【選択肢：実施していない、実施している】

（注1）「内部モニタリング調査」とは、内部統制の運用状況等について役職員に対しアンケートを実施する取組などを指します。「内部評価」とは、マネジメント部門等からの依頼に基づき内部統制の運用状況等について監査部門（監事、内部監査部門）等が評価する取組（監査を除く）、「外部評価」とは外部の専門家（監査法人等）が評価する取組であり、いずれも業務から独立した視点から実施される独立的評価を指します。

③ 内部統制の整備や運用について意見がある場合は自由に記載してください。（記述回答）

法人番号	法人略称	記述回答
0	0	（事例・意見等は複数あっても構いません）

Ⅲ 法人内部のガバナンス強化に関する事項

2 監事の機能強化に関する事項

① 独立行政法人通則法の改正により監事の機能強化が図られました。「独立行政法人の監事の機能強化に伴う措置について（H26.11.28行政管理局長通知）」に示された以下の事項について、その実効性は確保されていますか。（それぞれについて五者択一回答：監査部門で回答）（a:監事向け研修・啓発、b:主務大臣との意見交換、c:監事補佐体制、d:監査費用の確保）

法人番号	法人略称	a:監事向け研修・啓発	b:主務大臣との意見交換	c:監事補佐体制	d:監査費用の確保
0	0				

【選択肢：全く確保されていない、あまり確保されていない、どちらでもない、多少確保されている、大いに確保されている】

② 監事の機能強化や監事監査について意見がある場合は自由に記載してください。なお、内部監査について意見がある場合は併せて記載してください。（監査部門で記述回答）

法人番号	法人略称	記述回答
0	0	（事例・意見等は複数あっても構いません）

③ 監事の機能強化や監事監査について意見がある場合は自由に記載してください。なお、内部監査について意見がある場合は併せて記載してください。（被監査部門で記述回答）

法人番号	法人略称	記述回答
0	0	（事例・意見等は複数あっても構いません）

調査票 2（法人）

調査票 2：法人

IV 内部統制実態調査

- (本調査票の設問に関する背景事情等)
- ・ 通則法第28条第2項に基づき「役員の職務の執行がこの法律（通則法）、個別法、又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独法の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項」を業務方法書に記載しなければならないとされています。
 - ・ これに基づき、総務省行政管理局通知「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等に整備について」が発せられ、各独立行政法人においては当該通知に基づき詳細な規程等を整備されています。
 - ・ 当該整備内容は、法人規模の大小等を問わず適用となるため、「小規模な法人にフルスペックなものを求める必要はあるのか」などの意見があるところです。
 - ・ また、内部統制はコンプライアンスに偏った議論が先行することが多く、もっと重要な点は風通しの良い組織風土の醸成と、経営方針を役職員全員で共有する仕組みであるとの意見も多く聞かれます。
 - ・ 本調査票は、調査票 1 と連動し、主に各法人における内部統制の実態を詳細に把握することを目的とします。

【シート一覧】

- ・ 本調査票のほとんどの問は選択回答方式ですが、一部記入回答もあります。
- ・ 各シートに「記載要領」を示してあります。

- 1 法人の運営方針・倫理行動指針
- 2 内部統制規程・組織
- 3 業務フロー、リスク管理委員会の活動
- 4 外部通報、内部通報
- 5 法令違反事案、防災・事業継続計画
- 6 研究費管理体制、研究費配分
- 7 研究不正の防止等
- 8 情報漏洩、ハッキング対策等
- 9 その他（運営費交付金の配分、施設利用管理体制、施設運営体制）

(注) 9の「施設利用管理体制」と「施設運営体制」は内部統制整備事項と直接関連しませんが、リスク関連（施設）情報として回答を求めるものです。

※ 以下の法人番号（本ブックの最終シートを参照）を記入してください。

番号	法人名	法人略称	作成担当部課名等	担当者名	連絡先メールアドレス

(注) 法人番号を入力すれば、法人名と法人略称は自動入力されます。

1 法人の運営方針・倫理行動指針

法人番号	法人略称	01 法人の運営方針													
		策定	HP公表	役員員への周知方法								浸透状況の確認	浸透状況確認方法		
				携帯用カードの配布	ハンドブックの配布	イントラネットへの掲示	掲示板への掲示	研修による周知	館内放送による周知	集会（朝礼など）の場における周知	その他		アンケート調査	個別面談	その他

（自由記載）

（自由記載）

02 役職員の倫理・行動指針														
策定	HP公表	役員への周知方法									浸透状況の確認	浸透状況確認方法		
		携帯用カードの配布	ハンドブックの配布	推進週間等の実施	イントラネットへの掲示	掲示板への掲示	研修による周知	館内放送による周知	集会（朝礼など）における周知	その他		アンケート調査	個別面談	その他

（自由記載）

（自由記載）

【記載要領】

○作成時点

・設問内容が特定の時点の状況である場合は令和3年1月1日現在の状況を、特定の期間に係る内容である場合は令和元年度（平成31年4月から令和2年3月末）までの間の状況を記載してください。

01 法人運営の運営方針

（注）法人の運営方針とは、主務大臣が示したミッション及びそれを踏まえた目標を法人がどのように達成していくか、法人の運営に関するビジョンも含めた方針を想定しています。

○「策定」：法人の運営（経営）方針の策定の有無について、▼をクリックし一覧から選択してください。

○「HP公表」：法人の運営（経営）方針を策定している場合において、当該方針の法人HPでの公表の有無について、▼をクリックし、一覧から選択してください。

○「役員への周知方法」：役員への法人の運営（経営）方針の周知方法について、該当事項の▼をクリックしてください。（複数回答可）

- ・「携帯用カード」：名刺入れ、手帳に入るようなカード
- ・「ハンドブック」：冊子
- ・「イントラネット」：法人の組織内でのみ構築されたネットワーク
- ・「掲示板」：法人の施設内に設けられた役員等への周知のためのもの
- ・「研修」：運営方針に特化したもののほか、研修科目の中に含まれているものも該当
- ・「館内放送」：法人施設内の放送設備による放送
- ・「集会（朝礼など）」：理事長または役員による集合した役員に対する訓示等（集合ではなく放送によるものは「館内放送」）
- ・「その他」：例示した以外の方法で周知している場合はその方法を簡潔に記載してください。

○「浸透状況の確認」：運営（経営）方針の浸透状況（度合い）について、確認の有無について、▼をクリックし、一覧から選択してください。（未策定の場合は「該当なし」を選択）

○「浸透状況確認方法」：浸透状況を確認している場合において、その方法について、該当事項の▼をクリックしてください。（複数回答可）

- ・「アンケート調査」：役員等を対象としたアンケート調査によって浸透状況を確認しているか否か。
- ・「個別面談」：役員又は管理職員による個別面談によって浸透状況を確認しているか否か。
- ・「その他」：アンケート調査、個別面談以外の方法によって、浸透状況を確認している場合は、その方法を簡潔に記載してください。

02 役職員の倫理・行動指針

○「策定」：役職員のコンプライアンス向上のための倫理・行動指針（憲章なども含む。以下同じ。）の策定の有無について、▼をクリックし、一覧から選択してください。

○「HP公表」：倫理・行動指針のHPでの公表の有無について、▼をクリックし、一覧から選択してください。

○「役員への周知方法」、「浸透状況の確認」（未策定の場合は「該当なし」を選択）、「浸透状況確認方法」の記載は、上記、法人の運営方針を参照してください。

2 内部統制規程・組織

法人番号	法人略称	03 内部統制規程			04 内部統制委員会										
		策定	独法における内部統制の定義	HP公表	組織設置	未設置の場合その主な理由		構成員						根拠規程	開催頻度
						法人の規模が小さいため	その他	法人の長	監事	理事	部局長クラス	課長クラス	外部有識者		

(自由記載)

05 リスク管理委員会										
組織設置	未設置の場合その主な理由		構成員						根拠規程	開催頻度
	法人の規模が小さいため	その他	法人の長	監事	理事	部局長クラス	課長クラス	外部有識者		

(自由記載)

独立行政法人における内部統制の定義
「独立行政法人における内部統制とは、「中期目標に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、独立行政法人のミッションを有効かつ効率的に果たすため、法人の長が法人の組織内に整備・運用する仕組み」
「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成22年3月 独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会（総務省））

【記載要領】
○作成時点
・設問内容が特定の時点の状況である場合は令和3年1月1日現在の状況を、特定の期間に係る内容である場合は令和元年度（平成31年4月から令和2年3月末）までの間の状況を記載してください。

03 内部統制規程
（注）内部統制規程とは、法人における内部統制に関する基本的事項（定義、責任者、体制など）を定めたものです。
○「策定」：策定の有無について、▼をクリックし、一覧から選択してください。
○「独法における内部統制の定義」：内部統制規程における「独法の内部統制の定義」について、▼をクリックし、総務省の研究会報告の定義と同じであれば○、異なっていれば（例えば、内部統制を法令遵守と定義など）×を選択してください。
（注）本設問は、内部統制のことを「法令遵守」と捉えている法人が少なからずあるため、改めて規程上の定義を確認させていただくものです。法令遵守も大変重要ですが内部統制には、それ以外の目的（業務の有効性・効率性、資産の保全、財務報告等の信頼性）もあること、これを機会に内部統制を法人におけるマネジメント改革のツールの一つとして理解を深めていただければと思います。
○「HP公表」：内部統制規程のHP公表の有無について、▼をクリックして、一覧から選択してください。

04 内部統制委員会、05 リスク管理委員会（共通）
・「組織設置」：内部統制委員会及びリスク管理委員会の設置の有無について、▼をクリックして、一覧から選択してください。
・「未設置の場合その主な理由」：未設置の場合にその主な理由について、記載してください。
「法人の規模が小さいため」：未設置の主な理由が法人の規模（職員数）が小さいため委員会を新たに設ける必要がないことによるか否かについて、▼をクリックして、一覧から選択してください。
「その他」：未設置の主な理由が法人の規模（職員数）が小さいこと以外にある場合は、その理由を簡潔に記載してください。
・「構成員」：内部統制委員会及びリスク管理委員会の構成メンバーについて、該当の有無について、各々の▼をクリックしてください。
・「根拠規程」：内部統制委員会及びリスク管理委員会の根拠規程について、▼をクリックして、規定されている最上位のものを一覧から選択してください。
・「開催頻度」：内部統制委員会及びリスク管理委員会の開催頻度について、▼をクリックして、一覧から選択してください。

3 業務フロー、リスク管理委員会の活動

法人番号	法人略称	06 業務フロー							07 リスク管理委員会の活動			
		作成	未作成理由	(未作成理由) その他	作成単位	見直し頻度	リスク認識活用の 有無	リスク分析活用の 有無	部門における リスク評価	部門におけるリスク低 減策の検討	リスク管理委員会にお けるリスク評価	リスク管理委員会にお けるリスク低減策の検 討

(自由記載)

【記載要領】

○作成時点

・設問内容が特定の時点の状況である場合は令和3年1月1日現在の状況を、特定の期間に係る内容である場合は令和元年度（平成31年4月から令和2年3月末）までの間の状況を記載してください。

06 業務フロー

○「作成」：業務フローの作成の有無について、▼をクリックして、一覧から選択してください。

○「未作成理由」：業務フローを作成していない場合について、その主な理由について▼をクリックして選択してください。

・「組織規模小」：組織が小さいためフロー図を作成する必要がない。

・「単純業務」：業務が単純なためフロー図を作成する必要がない。

・「作成方法不明」：法人の業務に対応したフロー図の作成方法が不明

・「作成余裕なし」：業務が多忙で作成する余裕がない。（作成要員が確保できない場合も含む）

○「（未作成理由）その他」：プルダウンリストに記載された以外の理由があれば簡潔に記載してください。

○「作成単位」：業務フローの作成単位（部局レベル、課・室レベル等）について、▼をクリックして、一覧から選択してください。

○「見直し頻度」：業務フローの見直し頻度（年1回、半年、四半期、毎月、必要の都度）について、▼をクリックして、一覧から選択してください。

○「リスク認識活用の有無」：業務フローをリスク認識に活用しているか否かについて、▼をクリックして、一覧から選択してください。

○「リスク分析活用の有無」：業務フローをリスク分析に活用しているか否かについて、▼をクリックして、一覧から選択してください。

07 リスク管理委員会の活動

○「部門におけるリスク評価」：各部門（部・課）におけるリスク評価の実施の有無について、▼をクリックして、一覧から選択してください。（リスク管理委員会を設置していない場合は、「該当なし」を選択してください。）

○「部門におけるリスク低減策の検討」：各部門（部・課）におけるリスク低減策の検討・決定の状況について、▼をクリックして、一覧から選択してください。（リスク管理委員会を設置していない場合は、「該当なし」を選択してください。）

○「リスク管理委員会におけるリスク評価」：リスク管理委員会におけるリスク評価の実施の有無について、▼をクリックして、一覧から選択してください。（リスク管理委員会を設置していない場合は、「該当なし」を選択してください。）

○「リスク管理委員会におけるリスク低減策の検討」：リスク管理委員会におけるリスク低減策の検討・決定の状況について、▼をクリックして、一覧から選択してください。（リスク管理委員会を設置していない場合は、「該当なし」を選択してください。）

4 外部通報、内部通報

法人番号	法人略称	08 外部通報規程								09 内部通報規程									
		策定	通報対象事案 の定義	通報者保護	通報窓口	報告経路	報告先			通報実績	策定	通報対象事案 の定義	通報者保護	通報窓口	通報経路	報告先			通報実績
							法人の長	監事	理事							法人の長	監事	理事	
(件数記載)										(件数記載)									

【記載要領】

- 作成時点
- ・設問内容が特定の時点の状況である場合は令和3年1月1日現在の状況を、特定の期間に係る内容である場合は令和元年度（平成31年4月から令和2年3月末）までの間の状況を記載してください。

- 08外部通報規程及び09内部通報規程
- 「策定」：各通報規程の策定の有無について、▼をクリックして、一覧から選択してください。
 - 「通報対象事案の定義」：各規程において、通報対象事案が定義されているか否かについて、▼をクリックして、一覧から選択してください。
 - 「通報者保護」：各規程において、通報者保護（通報者が特定されないような措置など）について規定されているか否かについて、▼をクリックして、一覧から選択してください。
 - 「通報窓口」：各規程において、通報窓口が規定されているか否かについて、▼をクリックして、一覧から選択してください。
 - 「報告経路」：各規程において、「報告経路」が規定されているか否かについて、▼をクリックして、一覧から選択してください。
 - 「報告先」：各規程における通報事項の「報告先」について、法人の長、監事、理事の該当の有無を▼をクリックして、一覧から選択してください。（複数選択可）
 - 「通報実績」：令和元年度（平成31年4月～令和2年3月末）の通報件数を記載してください。

5 法令違反事案、防災・事業継続計画

法人番号	法人略称	10 法令違反事案											11 防災計画																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		対応マニュアル策定	対策マニュアルの内容									報告実績																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
			報告先			報告体制	速やかな原因究明・是正措置の決定	再発防止対策	公表基準	公表時期			策定	見直し頻度	机上訓練			実践訓練																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
			法人の長	監事	理事					発生時	是正措置	再発防止			実施	訓練対象	実績	実施	訓練対象	実績																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								

(件数記載)

(件数記載)

(件数記載)

12 事業継続計画								13 感染症対策							
策定	見直し頻度	机上訓練			実践訓練			対策マニュアル策定	マニュアル等の内容						
		実施	訓練対象	実績	実施	訓練対象	実績		出勤抑制	テレワーク	執務室衛生管理	マスク着用	感染確認時対応	外部開放施設の利用制限	その他

(件数記載)

(件数記載)

(自由記載)

【記載要領】

- 作成時点
- ・設問内容が特定の時点の状況である場合は令和3年1月1日現在の状況を、特定の期間に係る内容である場合は令和元年度（平成31年4月から令和2年3月末）までの間の状況を記載してください。

10 法令違反事案

- 「対応マニュアル策定」：対応マニュアル（注）の策定の有無について、▼をクリックして、一覧から選択してください。
- （注）法令違反事案の対応についての具体的な取組みなどを定めたものであれば「対応マニュアル」という名称にこだわられません。
- 「対応マニュアルの内容」：策定されている対応マニュアルの具体的な内容について、事項ごとに▼をクリックして、一覧から選択してください。
- ・「報告先」：法人の長、監事、理事への報告の有無
 - ・「報告体制」：事案発生時の報告ルートの策定（規定）の有無
 - ・「速やかな原因究明・是正措置の決定」：策定（規定）の有無
 - ・「再発防止対策」：再発防止対策策定（規定）の有無
 - ・「公表基準」：法令違反事案発生時等における公表基準の策定（規定）の有無
 - ・「公表時期」：公表時期について、該当事項を選択
- 「報告実績」：令和元年度（平成31年4月～令和2年3月末）の報告実績を記載してください。

11 防災計画及び12事業継続計画

- 「策定」：計画の策定の有無について、▼をクリックして、一覧から選択してください。
- 「見直し頻度」：計画の見直しの頻度について、▼をクリックして、一覧から選択してください。
- 「机上訓練」及び「実践訓練」：各訓練について、事項ごとに▼をクリックして、一覧から選択してください。
- ・「実施」：令和元年度における訓練実施の有無
 - ・「訓練対象」：全部局か一部か
 - ・「実績」：令和元年度（平成31年4月～令和2年3月末）の訓練回数を記載してください。

13 感染症対策

- 「対策マニュアル策定」：対策マニュアル（注）の策定の有無について、▼をクリックして、一覧から選択してください。
- （注）感染症対策の具体的な取組みなどを定めたものであれば「対策マニュアル」という名称にこだわらない。
- 「対策マニュアル等の内容」：策定されている対策マニュアルの具体的な内容について、事項ごとに▼をクリックして、一覧から選択してください。
- ・「出勤抑制」：出勤者数の抑制の有無
 - ・「テレワーク」：テレワーク実施の有無
 - ・「執務室衛生管理」：執務室への消毒液の配備等の有無
 - ・「マスク着用」：執務室内等でのマスク着用の有無
 - ・「感染時対応」：職員等が感染した場合の対応（連絡、職場閉鎖・消毒など）の有無
 - ・「外部開放施設の利用制限」：外部に開放している施設（展示場など）の利用制限の有無

6 研究費管理体制・研究費配分

法人番号	法人略称	14 研究費管理体制											15 研究費予算の配分			
		管理規程	管理規程における責任者明記	管理規程における管理部署明記	管理規程における不正通報窓口等明記	資金管理の一元化（研究費の経理部門等一元管理）	競争的資金の個人等管理の有無	契約規程等における研究部門購買規程の有無	研究部門購買時の契約部門等関与の有無（契約）	研究部門購買時の契約部門等関与の有無（検収）	小口現金制度（前送資金等）の有無（対研究部門）	資金の横領等防止対策	配分基準の策定（運営費交付金）	配分基準の策定（その他研究費）	法人の長の裁量経費	評価結果の裁量への活用

【記載要領】

- 作成時点
 - ・設問内容が特定の時点の状況である場合は令和3年1月1日現在の状況を、特定の期間に係る内容である場合は令和元年度（平成31年4月から令和2年3月末）までの間の状況を記載してください。
- 作成対象法人
 - ・本シートは研究開発法人及び個別法等において研究業務を所掌する法人が記載して下さい。該当しない法人は「空欄」のままで結構です。

14 研究費管理体制

- 「管理規程」：研究費の運営・管理に関する規程の有無について、▼をクリックし一覧から選択してください。
- 「管理規程における責任者明記」：管理規程における研究費管理責任者の明記の有無について、▼をクリックし一覧から選択してください。
- 「管理規程における管理部署明記」：管理規程における管理部署の明記の有無について、▼をクリックし一覧から選択してください。
- 「管理規程における不正通報窓口等明記」：管理規程における研究費に関する不正通報窓口の明記の有無について、▼をクリックし一覧から選択してください。
- 「資金管理の一元化（研究費の経理部門等一元管理）」：運営費交付金、共同研究、委託研究、競争的資金等についてそれらの管理を経理部門等に一元化しているか否かについて、▼をクリックし一覧から選択してください。
- 「競争的資金の個人等管理の有無」：競争的資金を獲得した後、当該資金を研究者個人（又は研究グループ等）で管理することがあるかどうかについて、▼をクリックし一覧から選択してください。
- 「契約規程等における研究部門購買規程の有無」：会計規定・契約規程等において一定金額以下の購買・役務提供等について研究部門に契約権限が委譲されてるかどうかについて、▼をクリックし一覧から選択してください。
- 「研究部門購買時の契約部門等関与の有無（契約）」：研究部門購買における契約時の牽制体制（契約部門等外部部門の関与）があるかどうかについて、▼をクリックし一覧から選択してください。
- 「研究部門購買時の契約部門等関与の有無（検収）」：研究部門購買における検収時の牽制体制（契約部門等外部部門の関与）があるかどうかについて、▼をクリックし一覧から選択してください。
- 「小口現金制度（前送資金等）の有無（対研究部門）」：研究部門に対する小口現金支給制度の有無について、▼をクリックし一覧から選択してください。
- 「資金の横領等防止対策」：防止対策の有無について、▼をクリックし一覧から選択してください。

15 研究費予算の配分

- 「配分基準の策定（運営費交付金）」：運営費交付金を原資とする研究費予算の配分基準の策定の有無について、▼をクリックし一覧から選択してください。
- 「配分基準の策定（その他研究費）」：運営費交付金以外（補助金、受託など）を原資とする研究費予算の配分基準の策定の有無について、▼をクリックし一覧から選択してください。
- 「法人の長の裁量経費」：法人の長の裁量予算（研究費予算の一定額を法人の長の裁量により配分できるようにしているもの）の有無について、▼をクリックし一覧から選択してください。
- 「評価結果の裁量への活用」：理事長裁量にあたり、内部評価、法人評価、外部評価を活用しているかどうかについて、▼をクリックし一覧から選択してください。

7 研究不正の防止等

法人番号	法人略称	16 研究不正の防止									17 共同研究における情報管理、知的財産保護				
		管理規程	管理規程における 責任者明記	管理規程における 管理部署明記	管理規程における 研究不正の定義の有無	管理規程における 不正通報窓口等明記	研究倫理教育の実施（集 合研修）	研究倫理教育の実施 （e-learning）	研究不正認定者等へのペ ナルティ	論文捏造対策 （文書類似度判定ツール）	共同研究契約の締結	秘密保持に関する 規程等	研究成果の公表に関する規 程等	特許出願等に関する規 程等	著作物の権利に関する規 程等

【記載要領】

- 作成時点
 - ・設問内容が特定の時点の状況である場合は令和3年1月1日現在の状況を、特定の期間に係る内容である場合は令和元年度（平成31年4月から令和2年3月末）までの間の状況を記載してください。
- 作成対象法人
 - ・本シートは研究開発法人及び個別法等において研究業務を所掌する法人が記載して下さい。該当しない法人は「空欄」のままで結構です。

16 研究不正の防止

- 「管理規程」：研究不正の防止に関する管理規程の有無について、▼をクリックし一覧から選択してください。
- 「管理規程における責任者明記」：管理規程における研究費管理責任者の明記の有無について、▼をクリックし一覧から選択してください。
- 「管理規程における管理部署明記」：管理規程における管理部署の明記の有無について、▼をクリックし一覧から選択してください。
- 「管理規程における研究不正の定義の有無」：管理規程における研究不正の定義の明記の有無について、▼をクリックし一覧から選択してください。
- 「管理規程における不正通報窓口等明記」：管理規程における研究に関する不正通報窓口の明記の有無について、▼をクリックし一覧から選択してください。
- 「研究倫理教育の実施（集合研修）」：研究倫理意識を高めるための研究倫理教育の一環として集合研修を実施しているか否かについて、▼をクリックし一覧から選択してください。
- 「研究倫理教育の実施（e-learning）」：研究倫理意識を高めるための研究倫理教育の一環としてe-learning（競争的資金申請時のものを含む）を実施しているか否かについて、▼をクリックし一覧から選択してください。
- 「研究不正認定者等へのペナルティ」：研究不正が認定された場合のペナルティ（研究費返還、一定期間申請不可等）を明記しているか否かについて、▼をクリックし一覧から選択してください。
- 「論文捏造対策（文書類似度判定ツール）」：論文の盗用等防止策の一環として文書類似判定ツールを導入しているか否かについて、▼をクリックし一覧から選択してください。

17 共同研究における情報管理、知的財産保護

- 「共同研究契約の締結」：共同研究の相手方との共同研究に関する契約の有無について、▼をクリックして一覧から選択してください。（共同研究を実施していない場合は「該当なし」を選択）
- 「秘密保持に関する規程等」：共同研究契約における秘密保持に関する規程の有無について、▼をクリックして一覧から選択してください。
- 「研究成果の公表に関する規程等」：共同研究契約における研究成果の公表に関する規程の有無について、▼をクリックして一覧から選択してください。
- 「特許出願等に関する規程等」：共同研究契約における特許出願等に関する規程の有無について、▼をクリックして一覧から選択してください。
- 「著作物の権利に関する規程等」：共同研究契約における著作物の権利に関する規程等規程の有無について、▼をクリックして一覧から選択してください。

8 情報漏洩、ハッキング対策等

法人番号	法人略称	18 情報漏洩・ハッキング対策											19 情報関連業務の外部委託に関する措置			
		規程	システム脆弱性 検証	アクセスログ 点検	情報リテラシー 研修	USBメモリー等の 管理	アクセス権 の設定	パスワード 管理	サーバー室等 入退出記録 (紙媒体)	サーバー室等 入退出記録 (電子媒体)	サーバー室等 入室制限 (生体認証)	サーバー室等 入室制限 (カード認証)	規程	機密情報 の扱い	緊急時の 連絡体制	HD廃棄委託時の 確認

【記載要領】

○作成時点

- ・設問内容が特定の時点の状況である場合は令和3年1月1日現在の状況を、特定の期間に係る内容である場合は令和元年度（平成31年4月から令和2年3月末）までの間の状況を記載してください。

18 情報漏洩・ハッキング対策

- 「規程」：情報漏洩・ハッキング対策を含む情報システムの運用全般に関する規程の策定の有無について、▼をクリックして一覧から選択してください。
- 「システム脆弱性検証」：セキュリティホールなどの情報システムの脆弱性に関する定期的な検証の実施の有無について、▼をクリックして一覧から選択してください。
- 「アクセスログ点検」：情報システム全般のアクセスログ点検の実施の有無について、▼をクリックして一覧から選択してください。
- 「情報リテラシー研修」：情報リテラシー研修（集合、オンラインを問わず）の実施の有無について、▼をクリックして一覧から選択してください。
- 「USBメモリー等の管理」：機密の高い情報を記録したUSBメモリー等の管理の実施の有無について、▼をクリックして一覧から選択してください。
- 「アクセス権の設定」：情報システム全般のアクセス権設定の実施の有無について、▼をクリックして一覧から選択してください。
- 「パスワード管理」：情報システム全般のパスワード管理の実施の有無について、▼をクリックして一覧から選択してください。
- 「サーバー室等入退出記録（紙媒体）」：高度なセキュリティ確保を要するサーバー室などへの入退出記録の紙媒体での管理の有無について、▼をクリックして一覧から選択してください。
- 「サーバー室等入退出記録（電子媒体）」：高度なセキュリティ確保を要するサーバー室などへの入退出記録の電子媒体での管理の有無について、▼をクリックして一覧から選択してください。
- 「サーバー室等入室制限（生体認証）」：高度なセキュリティ確保を要するサーバー室などへの入室の生体認証の有無について、▼をクリックして一覧から選択してください。
- 「サーバー室等入室制限（カード認証）」：高度なセキュリティ確保を要するサーバー室などへの入室のカード認証の有無について、▼をクリックして一覧から選択してください。

19 情報関連業務の外部委託に関する措置

- 「規程」：外部委託に関する規程の有無について、▼をクリックして一覧から選択してください。
- 「機密情報の扱い」：外部委託契約における機密情報の扱いに関する事項についての規定の有無について、▼をクリックして一覧から選択してください。
- 「緊急時の連絡体制」：外部委託契約における緊急時の連絡体制に関する事項についての規定の有無について、▼をクリックして一覧から選択してください。
- 「HD廃棄委託時の確認」：廃棄委託契約における機密情報等を格納したHDなどの廃棄確認に関する事項についての規定の有無について、▼をクリックして一覧から選択してください。

9 その他

法人番号	法人略称	20 運営費交付金の配分			21 施設利用管理体制			
		配分基準の策定	見直しルール	評価結果に基づく配分変更	施設利用管理規程	根拠規程	利用状況把握方法	
							把握方法	把握範囲

22 施設運営体制																	
管理・運営を 外部委託	委託先	PFIの実施状況															
		実施の有無	対象施設（計画中、工事中、完成（運用中）がある場合						事業方式						事業類型		契約年数
			本部・出先の事務棟	職員宿舎	研究施設	研修・会議施設	その他（施設種類）	その他施設状況	BT0	B0T	B0O	BLO	BLT	DBO	サービス購入型	独立採算型	
(自由記載)																	
(年数記載)																	

（自由記載）

（年数記載）

- 【記載要領】
- 作成時点
 - ・設問内容が特定の時点の状況である場合は令和3年1月1日現在の状況を、特定の期間に係る内容である場合は令和元年度（平成31年4月から令和2年3月末）までの間の状況を記載してください。

- 20 運営費交付金の配分
- 「配分基準の策定」：法人内における運営費交付金の配分基準の策定の有無について、▼をクリックして一覧から選択してください。
 - 「見直しルール」：配分基準を策定している場合にその見直しに関するルールについての規定の有無について、▼をクリックして一覧から選択してください。
 - 「評価結果に基づく配分変更」：配分基準を策定している場合に評価結果（独立行政法人の評価に関する指針に基づく評定をいう）に基づく配分変更についての規定の有無について、▼をクリックして一覧から選択してください。

- 21 施設利用管理体制
- 「施設利用管理規程」：規程の有無について、▼をクリックして一覧から選択してください。
（注）「施設利用規程」とは、保有施設を本来業務（研修など）及び外部利用（地元住民等に開放など）に供する場合などの手順などを定めた規程などを指します。
 - 「根拠規程」：規程を策定している場合において、▼をクリックして一覧から最上位のものを選択してください。
 - 「利用状況把握方法」：利用状況の把握方法について、「把握方法」、「把握範囲」（どこまで詳細に把握しているか）について、各々▼をクリックして一覧から選択してください。

- 22 施設運営体制
- 「管理・運営を外部委託」：施設全体の管理・運営を外部委託（警備、清掃などの一部業務の委託は含みません。）している施設の有無について、▼をクリックして一覧から選択してください。
 - 「委託先」：施設全体を外部委託している際の委託先について、▼をクリックして一覧から選択してください。
 - 「PFIの実施状況」について、各事項について、▼をクリックして一覧から選択してください。
 - ・「実施の有無」：PFIの実施の有無について、▼をクリックして一覧から選択してください。
 - ・事業を実施（上記において未実施以外を選択）の場合は、以下の各事項について、▼をクリックして一覧から選択してください。
 - ・「対象施設」：PFIを実施している場合の対象施設について、それぞれ▼をクリックして一覧から現在の状況について選択してください。
 - ・「事業方式」：PFIを実施している場合の事業方式ごとの状況について、該当するものについて、▼をクリックして一覧から選択してください。
 - BT0：民間事業者が施設を建設した後、所有権を公共側（独法など）に移転。その上で施設の運営は民間事業者が担う方式
 - B0T：民間事業者が自前で施設を建設し、一定期間にわたって管理や運営を担った後、公共側（独法など）に施設を移管する方式
 - B0O：民間事業者が施設を建設し、保有したまま事業を運営する方式
 - BLO：民間事業者が建設した施設を公共側に一定期間リースし、運営は民間事業者が行う方式
 - BLT：民間事業者が建設した施設を公共側（独法など）に一定期間リースし、期間終了後に所有権を移転する方式
 - DBO：民間事業者が設計・建設・運営を一括して担い、施設の所有や資金調達については公共側（独法など）が行う方式
 - ・「事業類型」：事業類型について、該当するものについて、▼をクリックして一覧から選択してください。（複数回答可）
 - サービス購入型：法人が事業者料金を支払い、事業者が利用者にサービスを提供する。
 - 独立採算型：利用者が事業者料金を支払い、事業者が利用者にサービスを提供する。
 - ミックス型：法人と利用者が事業者料金を支払い、事業者が利用者にサービスを提供する。
 - ・「契約年数」：契約年数について、記載してください。

調査票 3（法人）

調査票3：法人

V 監事監査等実態調査

（本調査票の設問に関する背景事情等）

- ・平成26年改正により、監事の機能強化が図られ、その実効性確保のため、総務省行政管理局通知「独立行政法人の監事の機能強化に伴う措置について」が発せられました。
- ・通知においては、①監事向け研修・啓発への参加促進、②主務大臣と監事の定期的な意見交換の実施、③監事を補佐する体制の整備、④その他監事の機能の実効性を向上させるための措置（監査費用の確保、監査報告の委員会への送付）が規定されています。
- ・本調査票は、調査票1と連動し、主に各法人における監事監査等の実態を詳細に把握することを目的とします。

【シート一覧】

- ・本調査票のほとんどの問は選択回答方式となりますが、一部記入回答もあります。
- ・各シートに「記載要領」を示してあります。
 - ① 監査資源（監事属性）
 - ② 監査資源（監事補佐体制）
 - ③ 監査資源（費用確保・研修・専門家活用等）
 - ④ 監査実施（計画・実績）
 - ⑤ 監査実施（役職員の不正）
 - ⑥ 監査実施（法人機関との連携）
 - ⑦ 監査報告の作成
 - ⑧ 監査調書の作成

※ 以下の法人番号（本ブックの最終シートを参照）を記入してください。

番号	法人名	法人略称	作成担当部課名等	担当者名	連絡先メールアドレス

（注）法人番号を入力すれば、法人名と法人略称は自動入力されます。

①監査資源（監事属性）

法人番号	法人略称	1 監事数 (入力不要)	1のうち 女性の人数 (入力不要)	2 常勤 監事数	2のうち 女性の人数	3 非常勤 監事数	3 のうち 女性の人数	4 監事1									
								勤務形態	前職	資格等	プロパー	現役出向	監査経験	任期始期	任期終期	公募	再任
0	0	0	0														

5 監事2										6 監事3									
勤務形態	前職	資格等	プロパー	現役出向	監査経験	任期始期	任期終期	公募	再任	勤務形態	前職	資格等	プロパー	現役出向	監査経験	任期始期	任期終期	公募	再任

7 監事間の情報共有						8 監事間の役割分担			
定期的打合せ	左開催頻度	監事会 の設置	根拠規程	左開催頻度	その他情報共有の方法	状況	根拠規程	具体的分担の内容	

(例：月1回) (例：月1回) (自由記載) (自由記載)

- 【記載要領】
- 作成時点
- ・設問内容が特定の時点の状況である場合は令和3年1月1日現在の状況を、特定の期間に係る内容である場合は令和元年度（平成31年4月から令和2年3月末）の状況を記載してください。
 - ・
- 1 監事数（入力不要）
- ・令和3年1月1日現在の監事数を入力済みですので入力（記載）不要です。
- 1のうち女性の人数（入力不要）
- ・令和3年1月1日現在の女性の人数を入力済みですので入力（記載）不要です。
- 2 常勤監事数
- ・1の監事数（令和3年1月1日現在）の内訳として 常勤監事数とそのうちの女性人数を記載してください。
- 3 非常勤監事数
- ・1の監事数（令和3年1月1日現在）の内訳として 非常勤監事数とそのうちの女性人数を記載してください。
- 4 監事1 ～ 6 監事3
- ・監事数に応じて、監事1から監事3を記載してください。監事数が2名以下の場合は、監事3は空欄のままにしてください。
 - ・「勤務形態」は、▼をクリックし、一覧から選択してください。
 - ・「前職」は、▼をクリックし、一覧から監事就任前の職業を選択してください。一覧のうち「公的法人役職員」とは、特殊法人、認可法人、社団・財団法人等が該当します。「民間（団体）」とは経済団体（経団連等）、労働団体（連合等）等が該当します。
 - ・非常勤監事で、現職と兼任されている場合は、「前職」を「現職」と読み替えてください。
 - ・「資格等」は、▼をクリックし、一覧から該当するものを選択してください。
 - ・「プロパー」は、▼をクリックし、プロパーか否かについて、○、×を選択してください。（プロパーの場合は○を選択）
 - ・「現役出向」は、▼をクリックし、現役出向か否かについて、○、×を選択してください。（監事が国の行政機関から現役出向している場合は○を選択）
 - ・「監査経験」は、監事就任までの業務経歴に関して、1年以上の監査業務の経験の有無について、○、×を選択してください。（1年以上の監査業務経験があれば○を選択）
 - ・「任期始期」は、再任の場合は、最初の時期を記載してください。
 - ・「任期終期」は、「○年度財務諸表の承認まで」などと記載してください。
 - ・「公募」は、▼をクリックし、公募か否かについて、○、×を選択してください。（公募による場合は○を選択してください。）
 - ・「再任」は、▼をクリックし、再任か否かについて、「初任」、「再任」を選択してください。
- 7 監事間の情報共有
- ・「定期的打合せ」は、▼をクリックし、実施の有無について、○、×を選択してください。（実施の場合は○を選択）
 - ・「左の開催頻度」は、定期的打合せの開催頻度について、例えば、月1回などと記載してください。
 - ・「監事会の設置」は、▼をクリックし、設置の有無について、○、×を選択してください。（設置の場合は○を選択）
 - ・監事会は、複数の監事がいる場合に、定期的に情報交換等を目的とする合議体（組織）で内部規程等に根拠があるものを指します。
 - ・「監事間の役割分担」の「根拠規程」は、▼をクリックし、規定されている最上位のものを選択してください。（以下の全ての「根拠規程」を選択する場合も同様です。）
 - ・「根拠規程」のうち、「法人内部規程」とは法人組織を規律する規程をいい、「法人内部規程細則」とは法人内部規程の委任を受けて定められた実施細則等であり、「各種達等」とは理事長等又は監事などが独自に定めた規範一般をいう。（以下特に記載ない限り別シートでも同様。）
 - ・「左開催頻度」は、監事会の開催頻度について、例えば、月1回などと記載してください。
 - ・「その他の情報共有の方法」は、方法について簡潔に記載してください。
- 8 監事間の役割分担
- ・「状況」は、▼をクリックして、監事間の役割分担の有無について、○、×を選択してください。
 - ・「根拠規程」は、▼をクリックし、規定されている最上位のものを選択してください。（「該当なし」は「監事は、独立行政法人の業務を監査する」との規定のみで分担に関する規定がない場合を想定しています。）

②監査資源（監事補佐体制）

法人番号	法人略称	9 監事室等											
		設置	根拠規程	専任職員		兼任職員		監事室等の独立性確保					
				常勤	非常勤	常勤	非常勤	組織上	根拠規程	人事上	根拠規程	予算上	根拠規程
0	0												

10 内部監査部門												
設置	根拠規程	部門の名称	専任職員		兼任職員		内部監査部門の独立性確保					
			常勤	非常勤	常勤	非常勤	組織上	根拠規程	人事上	根拠規程	予算上	根拠規程

11 監事監査における内部監査部門との連携								12 監事監査に関する規程等の状況					
監事監査の担い手				根拠規程 (内部監査部門との連携)		具体的連携の内容		日常的な 意見交換	連携の場合に監事の独立性を 確保する方法等	内部規程	内部規程細則	各種通達 (監事達等)	公表
監事	監事室等	内部監査部門	その他部門										

(自由記載)

(自由記載)

【内部監査部門の独立性について】
本来、内部監査部門は組織上独立していなければならず、内部監査部門が組織体内の他部門（例えば総務部）に直属する場合は独立性は確保されていないと考えられます。また、組織上独立していると言えるためには、内部監査部門長（内部監査室長など）が、理事長（最高経営者）に直接かつ制約なくアクセスすることができる必要があると考えます。
内部監査部門が組織上独立している場合、特殊な事情（例：監査業務の人事評価に総務部長や総務課長が関与する）がない限り、通常人事上の独立性も確保されていることが多く、また、内部監査部門が組織体内の他部門（例えば総務部）に直属している場合であっても、監査業務に関する人事上の措置については理事長が直接実施するなどの規定等が存在すれば、人事上の独立性は確保されていると考えられます。予算（内部的に作成する予算明細等を含む）において明示的に「内部監査費用」等と金額も含めて記載されている場合は通常、予算上の独立性が確保されていると考えられます。

- 【記載要領】
- 作成時点
- ・設問内容が特定の時点の状況である場合は令和3年1月1日現在の状況を、特定の期間に係る内容である場合は令和元年度（平成31年4月から令和2年3月末まで）の状況を記載してください。
- 9 監事室等
- 「監事室等」とは、監事の直接の指揮下に置かれた組織で、「監事監査室」、「監事室」等の名称を付されたものを指します。
- ・「設置」は、▼をクリックし、設置の有無を○、×を選択してください。（設置している場合は○を選択）
 - ・「根拠規程」は、監事室等について、規定されている最上のものを▼をクリックし、一覧から選択してください。（根拠規程がない場合は「該当なし」を選択）
 - ・「専任職員」・「兼任職員」については、各々の勤務形態（常勤、非常勤）別に当該人数を記載してください。
 - ・「監事室等の独立性確保」は、「組織上」「人事上」「予算上」につき▼をクリックし、該当の有無を○、×から選択し、それぞれの「根拠規程」につき最上のものを▼をクリックし、一覧から選択してください。
- 10 内部監査部門
- 「内部監査部門」とは、法人の長の直接の指揮監督下に置かれる監査機関であり、通常「内部監査室」等の名称を与えられているものです。したがって、以下のものを除きます。
- ・経理部門下の監査係等
 - ・コンプライアンス室（もっぱらコンプライアンスを所掌する部門）
 - ・その他部門内に設置される審査・監査を所掌する係等
- ・「設置」は、▼をクリックし、設置の有無を○、×から選択してください。（設置している場合は○を選択）
 - ・「根拠規程」は内部監査部門について、規定されている最上のものを▼をクリックし、一覧から選択してください。（根拠規程等がない場合は「該当なし」を選択）
 - ・「部門の名称」は、内部監査部門の名称を記載してください。
 - ・「専任職員」・「兼任職員」については、各々の勤務形態別（常勤、非常勤）に当該人数を記載してください。
 - ・「内部監査部門の独立性確保」は、「組織上」「人事上」「予算上」につき▼をクリックし、該当の有無を○、×から選択し、それぞれの「根拠規程」（最上位のもの）につき▼をクリックし、一覧から選択してください。（根拠規程がない場合は「該当なし」を選択）
- 11 監事監査における内部監査部門との連携
- ・「監事監査の担い手」は、「監事」、「監査室等」、「内部監査部門」、「その他部門」につき▼をクリックし、該当の有無を○、×から選択してください。（該当する場合は、○を選択。実態として監事監査に関与していれば複数の選択も可）
 - ・「根拠規程（内部監査部門との連携）」は、▼をクリックし、最上位のものを選択してください。
 - ・「具体的連携の内容」は、具体的な連携の内容を簡潔に記載してください。
 - ・「日常的な意見交換」は、その頻度について、▼をクリックし、一覧から選択してください。
 - ・「連携の場合に監事の独立性を確保する方法等」には、内部監査部門が監事監査の実務を相当程度担う場合においても、最終的に監事の意見等を尊重し監査結果等に反映できる仕組み等について簡潔に記載してください。
- 12 監事監査規程
- ・「内部規程」は監事監査規程を法人内部の最上位の規程形式として制定しているか否かについて、▼をクリックして○、×から選択してください。（制定している場合は○を選択）
 - ・「内部規程細則」は監事監査規程の下位規程方式として細則等を制定しているか否かについて、▼をクリックして○、×から選択してください。（同上）
 - ・「監事通達」は規程、細則以外に 監事監査に関することについて 通達を出しているか否かについて、▼をクリックして○、×から選択してください。（出している場合は○を選択）

③監査資源（費用確保・研修・専門家活用等）

法人番号	法人略称	13 監査費用の確保			14 会計監査人の監査				15 外部専門家の活用		
		状況	根拠規程	予算上の措置	監査義務	監査有無	選任の監事同意	規程上の根拠（同意）	状況	根拠規程	予算上の措置
0	0										

16 外部研修等の受講											
監事	延べ日数	監事室	延べ日数	監査役協会	内部監査協会	監査法人	行政評価局	行政管理研究センター	その他	監査役協会会員資格	

- 【記載要領】
- 作成時点
- ・設問内容が特定の時点の状況である場合は令和3年1月1日現在の状況を、特定の期間に係る内容である場合は令和元年度（平成31年4月から令和2年3月末まで）の状況を記載してください。
- 13 監査費用の確保
- ・「状況」は監査に要する費用（人件費、旅費等）をあらかじめ確保しているか否か、▼をクリックし○、×を選択してください。（確保している場合は○を選択）
 - ・「根拠規程」は監査費用の確保について、監事監査規程や会計規程等の規程上の根拠の有無について、▼をクリックして○、×を選択してください。（根拠がある場合は○を選択）
 - ・「予算上の措置」は監査費用の確保について、年度予算等実際の予算として措置されているか否かについて、▼をクリックして○、×を選択してください。（予算（内部的に作成する予算明細等を含む）において明示的に「監査費用」等と金額も含めて記載されている場合は○を選択）
- 14 会計監査人の監査
- ・「監査義務」は、法令上会計監査人の監査が義務付けられているか否かについて、▼をクリックして○、×を選択してください。（義務付け有る場合は○を選択）
 - ・「監査有無」は、法令上会計監査人の監査が義務付けられていない場合でも、会計監査人を選任し監査を受けているか否かについて、▼をクリックして○、×を選択してください。（監査を受けている場合は○を選択）
 - ・「選任の監事同意」は会計監査人の選任に際し、監事の同意を得ることとしているか否かについて、▼をクリックして○、×を選択してください。（同意を得ることとしている場合は○を選択）
 - ・「規定上の根拠（同意）」は会計監査人の選任に際し監事の同意を得ることとしている場合について、同意についての規程（最上位）について、▼をクリックして一覧から選択してください。
- 15 外部専門家の活用
- ・「状況」は、監事監査において、外部専門家を活用しているか否かについて、▼をクリックして○、×を選択してください。（活用している場合は○を選択）
 - ・「根拠規程」は、外部専門家の活用について、監事監査規程や会計規程等の規程上の根拠の有無について、▼をクリックして○、×を選択してください。（根拠がある場合は○を選択）
 - ・「予算上の措置」は、外部専門家の活用に係る費用の確保について、年度予算等実際の予算として措置されているか否かについて、▼をクリックして○、×を選択してください。（措置されている場合は○を選択）
- 16 外部研修等の受講
- ・「監事」は監事の外部研修の受講の有無について、▼をクリックして○、×を選択してください。（令和元年度において受講している場合は○を選択 新型コロナの影響で中止になった場合でも参加申込みしていれば○）
 - ・「監事室」は監事を補佐する職員の外部研修の受講の有無について、▼をクリックして○、×を選択してください。（同上）
 - ・「延べ日数」は外部研修の受講延べ日数を記載してくだい。
 - ・「監査役協会」は「公益社団法人日本監査役協会」主催のセミナー・研修の受講の有無について、▼をクリックして○、×を選択してください。（監事又は監事室職員が受講している場合は○を選択）
 - ・「内部監査協会」は「一般社団法人日本内部監査協会」主催の研修の受講の有無について、▼をクリックして○、×を選択してください。（同上）
 - ・「監査法人」は監査法人の研修の受講の有無について、▼をクリックして○、×を選択してください。（同上）
 - ・「行政評価局」は総務省行政評価局（管区行政評価局を含む）主催の研修（政策評価に関する統一研修、評価・監査セミナー）の受講の有無について、▼をクリックして○、×を選択してください。（同上）
 - ・「行政管理研究センター」は「一般財団法人行政管理研究センター」主催の研修・セミナーの受講の有無について、▼をクリックして○、×を選択してください。（同上）
 - ・「その他」は、これまで示した機関以外の組織主催による研修（例えば、会計検査院の決算検査報告説明会など）の受講の有無について、▼をクリックして○、×を選択してください。（同上）

④監査実施（計画・実績）

法人番号	法人略称	17 監査計画			18 書面監査の実績		19 実地監査の実績					20 事業報告書監査の状況	
		中長期	年間	随時	状況	対象	状況	本部回数	本部延べ日数	支部等回数	支部等延べ日数	監査の方法	新ガイドライン対応で変化した状況等
0	0												

（自由記載）

【記載要領】

○作成時点

- ・「監査計画」については、令和元年度の状況を記載してください。
- ・「書面監査の実績」、「実地監査の実績」については、令和元年度（平成31年4月から令和2年3月末まで）の実績を記載してください。
- ・「事業報告書監査の状況」は、令和元年度分の事業報告書（「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン」に基づき初めて作成された事業報告書）の状況を記載してください。

○17 監査計画

- ・「中長期」は、監査計画の期間について、▼をクリックして一覧から該当するものを選択してください。
- ・「年間」は、年間の監査計画の策定の有無について、▼をクリックして、○、×を選択してください。（策定している場合は○を選択）
- ・「随時」は、随時の監査計画の策定の有無について、▼をクリックして、○、×を選択してください。（同上）

○18 書面監査の実績

- ・「状況」は、書面監査の実績の有無について、▼をクリックして、○、×を選択してください。（実績がある場合は○を選択）
- ・「対象」は、書面監査の対象（組織、部門等）について、▼をクリックして一覧から選択してください。（「状況」が「×」の場合は「対象」は「該当なし」を選択し、「状況」が「○」の場合は「対象」は「全て」又は「一部」を選択）

○19 実地監査の実績

- ・「状況」は、実地監査の実績の有無について、▼をクリックして、○、×を選択してください。（実績がある場合は○を選択）
- ・「本部回数」は、法人本部を対象とした実地監査の回数を記載してください。
- ・「本部延べ日数」は、本部監査の述べ日数を記載してください。
- ・「支部等回数」は、法人の支部、支所等の出先機関を対象とした実地監査の回数を記載してください。支部等がなく本部のみの法人は「－」を記載してください。
- ・「支部等述べ日数」は、支部監査の延べ日数を記載してください。支部等がなく本部のみの法人は「－」を記載してください。

○20 事業報告書監査の状況

- ・「監査の方法」は、事業報告書に対する監査の方法について、▼をクリックして、一覧から選択してください。

○「新ガイドライン対応で変化した状況等」は、「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン」に対応した、特別な監査日程の設定、監査手法の工夫、困難であった点など、簡潔に記載してください。

⑤監査実施（役職員の不正）

法人番号	法人略称	21 役員の不正等の情報に関すること						
		監事への通報が明記されている規程等					下記の者への報告の方法	
		業務方法書	監事監査規程等	内部監査規程等	内部通報規程	外部通報規程	その他	法人の長 主務省
0	0							
		(自由記載)					(自由記載)	(自由記載)

22 職員の不正等の情報に関すること							
監事への通報が明記されている規程等					下記の者への報告の方法		
業務方法書	監事監査規程等	内部監査規程等	内部通報規程	外部通報規程	その他	法人の長	主務省
		(自由記載)					(自由記載)

23 法人におけるコンプライアンス確保の体制									
コンプライアンス 担当部門の有無	部門設置の根拠規程	コンプライアンス委員会等 設置の有無	コンプライアンス委員会等 設置の根拠規程	監事が委員会メンバー 又はオブザーバーとして出席	コンプライアンス 担当役員の有無	事案の監事への伝達	伝達の根拠規程	部門と監事の定期的意見交換	役員と監事との定期的意見交換

【役職員の不正を監事に報告することについて】
○独立行政法人通則の改正時に以下の付帯決議がなされています。

- 一 各独立行政法人は、第二十八条第二項に基づき業務方法書に以下を記載すること等により、監事による内部ガバナンスの徹底に努めること。
- (１) 独立行政法人の役職員は、他の役職員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又はこの法律、個別法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、直ちに監事に報告すること。
- (２) 監事がその職務を行うために文書提出又は説明を求めた場合、独立行政法人の職員もこれに応じること。

【記載要領】

- 作成時点
・令和3年1月1日現在で記載してください。
- 21 役員の不正等の情報に関すること
- 監事への通報が明記されている規程等
- ・「業務方法書」は、監事への通報について業務方法書に規定されているか否かについて、▼をクリックし○、×、該当なし（業務方法書自体が制定されていない場合）を選択してください。（規定されている場合は○を選択）
 - ・「監事監査規程等」は、監事への通報について監事監査規程等に規定されているか否かについて、▼をクリックし○、×、該当なし（監事監査規程等自体が制定されていない場合）を選択してください。（同上）
 - ・「内部監査規程等」は、監事への通報について内部監査規程等に規定されているか否かについて、▼をクリックし○、×、該当なし（内部監査規程等自体が制定されていない場合）を選択してください。（同上）
 - ・「内部通報規程」は、監事への通報についての内部通報規程等に規定されているか否かについて、▼をクリックし○、×、該当なし（内部通報規程自体が制定されていない場合）を選択してください。（同上）
 - ・「外部通報規程」は、監事への通報についての外部通報規程等に規定されているか否かについて、▼をクリックし○、×、該当なし（外部通報規程自体が制定されていない場合）を選択してください。（同上）
 - ・「その他」は、例示されている規程以外に監事への通報が明記されている規程等について、記載してください。
- 下記のものへの報告の方法
- 役員の不平等に関する情報について「法人の長」、「主務省」に対する報告の方法について、簡潔に記載してください。
- 22 職員の不正等の情報に関すること
- 監事への通報が明記されている規程等
- ・「業務方法書」は、監事への通報について業務方法書に規定されているか否かについて、▼をクリックし○、×、該当なし（業務方法書自体が制定されていない場合）を選択してください。（規定されている場合は○を選択）
 - ・「監事監査規程等」は、監事への通報について監事監査規程等に規定されているか否かについて、▼をクリックし○、×、該当なし（監事監査規程等自体が制定されていない場合）を選択してください。（同上）
 - ・「内部監査規程等」は、監事への通報について内部監査規程等に規定されているか否かについて、▼をクリックし○、×、該当なし（内部監査規程等自体が制定されていない場合）を選択してください。（同上）
 - ・「内部通報規程」は、監事への通報についての内部通報規程等に規定されているか否かについて、▼をクリックし○、×、該当なし（内部通報規程自体が制定されていない場合）を選択してください。（同上）
 - ・「外部通報規程」は、監事への通報についての外部通報規程等に規定されているか否かについて、▼をクリックし○、×、該当なし（外部通報規程自体が制定されていない場合）を選択してください。（同上）
 - ・「その他」は、例示されている規程以外に監事への通報が明記されている規程等について、記載してください。
- 下記のものへの報告の方法
- 役員の不平等に関する情報について「理事長」、「主務省」に対する報告の方法について、簡潔に記載してください。
- 23 法人におけるコンプライアンス確保の体制
- ・「コンプライアンス担当部門の有無」は、担当部門の有無について、▼をクリックし○、×を選択してください。（有る場合は○を選択）
 - ・「部門設置の根拠規程」は、コンプライアンス担当部門について規定している最上位の設置根拠規程について、▼をクリックし一覧から選択してください。
 - ・「コンプライアンス委員会等設置の有無」は、コンプライアンス委員会等設置の有無について、▼をクリックし○、×を選択してください。（有る場合は○を選択）
 - ・「コンプライアンス委員会等設置の根拠規程」は、コンプライアンス委員会等設置について規定している最上位の設置根拠規程について、▼をクリックし一覧から選択してください。
 - ・「監事が委員会メンバー又はオブザーバーとして出席」は、監事がコンプライアンス委員会等メンバー又はオブザーバーとして出席の有無について、▼をクリックし○、×を選択してください。（出席の場合は○を選択）
 - ・「コンプライアンス担当役員の有無」は、担当役員の有無について、▼をクリックし○、×を選択してください。（有る場合は○を選択）
 - ・「事案の監事への伝達」は、コンプライアンス違反事案等について監事へ伝達（連絡）することとなっているか否かについて、▼をクリックし○、×を選択してください。（伝達することになっている場合は○を選択）
 - ・「伝達の根拠規程」は、監事への伝達について、規定している最上位の根拠規程について、▼をクリックし一覧から選択してください。
 - ・「部門と監事との定期的意見交換」は、コンプライアンス担当部門と監事との定期的意見交換の令和元年度における実施の有無について、▼をクリックし○、×、該当なし（コンプライアンス担当部門なし）を選択してください。（定期的意見交換等を実施している場合は○を選択 未実施の場合は×を選択 なお、コンプライアンス委員会などに部門長等と監事がメンバーとして出席しただけのケースについては×を選択してください。）
 - ・「役員と監事との定期的意見交換」は、令和元年度におけるコンプライアンス担当役員と監事との定期的意見交換の実施の有無について、▼をクリックし○、×、該当なし（コンプライアンス担当役員なし）を選択してください。（定期的意見交換等を実施している場合は○を選択 未実施の場合は×を選択 なお、コンプライアンス委員会などにコンプライアンス担当役員と監事がメンバーとして出席しただけのケースについては×を選択してください。）

⑥監査実施（法人機関との連携）

法人番号	法人略称	24 理事会等への出席		25 法人の長との定期的会合		26 役員に対するヒアリング実施		27 子法人に対する報告聴取・調査等	
		出席	年間回数	会合の有無	年間回数	状況	年間回数	状況	年間回数
0	0								

28 会計監査人との連携							
会計監査人監査の実施状況	監査計画の説明	会計監査実施時における意見交換	会計監査人監査への監事同行	会計監査人から監査結果の報告聴取	会計監査人からの会計上の重要な問題点等の報告	会計監査人への会計上の懸念事項等の情報提供・相談	その他具体的な連携内容

(自由記載)

【記載要領】

- 作成時点
- ・令和元年度（平成31年4月から令和2年3月末まで）の状況を記載してください。
- 24 理事会等への出席
- ・「出席」は理事会又は役員会への出席の有無について、▼をクリックして○、×から選択してください。（出席の場合は○を選択）
 - ・「年間回数」は年間の出席回数を記載してください（複数の監事がいる場合は、延べ回数ではなく、出席した回数を記載してください）。
- 25 法人の長との定期的会合
- ・「会合の有無」は理事長との定期的会合の有無について、▼をクリックして○、×から選択してください。（定期的会合が有の場合は○を選択）
 - ・「年間回数」は年間の出席回数を記載してください。（複数の監事がいる場合は、延べ回数ではなく、出席した回数を記載してください。）
- 26 役員に対するヒアリング実施
- ・「状況」は、実地監査、実地監査結果報告、その他随時に実施したヒアリングなど記録が残っているものを対象（したがって、通常業務の範囲内で実施する質問等は除きます。）として、実施の有無について、▼をクリックして○、×から選択してください。（実施している場合は○を選択）
 - ・「年間回数」は、役員に対するヒアリングの年間の実施回数を記載してください。
- 27 子法人に対する報告聴取・調査等
- ・「状況」は、子法人に対する報告聴取・調査等を行っているか否かについて、▼をクリックし○、×、該当なし（子法人なし）を選択してください。（実施している場合は○を選択）
 - ・「年間回数」は、年間の子法人に対する報告聴取・調査等の実施回数を記載してください。
- 28 会計監査人との連携
- ・「会計監査人監査の実施状況」：会計監査人監査の実施状況について、▼をクリックし 義務あり：法令上会計監査人監査が義務づけられているため監査を受けている 義務なし：法令上会計監査人監査が義務づけられていないため監査を受けていない 任意：法令上会計監査人監査義務が義務づけられていないが任意で受けている から選択してください。
 - ・「監査計画の説明」は、会計監査人からの監査計画説明を受けその内容を把握しているか否かについて、▼をクリックし○、×を選択してください。（実施している場合は○を選択）
 - ・「会計監査実施時における意見交換」は、会計監査実施時（期中監査及び期末監査）において随時に意見交換を実施しているか否かについて、▼をクリックし○、×を選択してください。（実施している場合は○を選択）
 - ・「会計監査人監査への監事同行」は、会計監査人の監査に監事が同行（例えば、固定資産実査での監事の同行）していることがあるか否かについて、▼をクリックし○、×を選択してください。（実施している場合は○を選択）
 - ・「会計監査人から監査結果の報告聴取」は、会計監査実施後に監査結果の報告（期中監査時は簡易的な報告を想定）を受けているか否かについて、▼をクリックし○、×を選択してください。（実施している場合は○を選択）
 - ・「会計監査人からの会計上の重要な問題点等の報告」は、会計監査人が監査の実施過程で発見した会計上の重要な問題点等について、監事は報告を受けているか否かについて、▼をクリックして○、×、該当なし（検出事項なし）を選択してください。（実施している場合は○を選択）
 - ・「会計監査人への会計上の懸念事項等の情報提供・相談」は、監事監査実施過程での会計上の懸念事項等について会計監査人へ随時に情報提供・相談を行っているか否かについて、▼をクリックして○、×を選択してください。（実施している場合は○を選択）
 - ・「その他具体的な連携内容」は、上記以外の会計監査人との間の具体的な連携があれば簡潔に記載してください。

⑦監査報告の作成

法人番号	法人略称	29 監査報告の作成状況		30 監査報告の提出状況				31 監査報告の内容		32 監査報告の公表		
		作成時期	作成回数	提出対象	主務大臣へ	法人の長へ	利害関係者等	業務実態を踏まえた 具体的な問題点等の指摘等	改善方策の提案等	公表対象	法人WEBサイト	事務所備付等
0	0											

33 監査結果に基づく意見の提出			34 監査報告の法人内での共有				
法人の長	主務大臣	共有の有無	方法				活用の具体的内容
			法人内WEB	関係者文書供覧	理事会等で紹介	その他	
(自由記載)							(自由記載)

35 監査報告後の状況		36 主務省との意見交換					
指摘等に対する 回答徴収の有無	指摘等に対する 一定期間経過後の フォローアップの有無	意見交換の有無	回数	主務省の相手方			
				政務	局長・審議官	課長等	事務方

監査報告について（通則法上の位置づけ等）

○監事は、独立行政法人の業務を監査したときは監査報告を作成しなければならない（法第19条第2項）。

○独立行政法人は、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について、監事の監査を受けなければならない（法第39条第1項）。

○独立行政法人は、財務諸表を主務大臣に提出するときは、財務諸表及び決算報告書に関する監査報告を添付しなければならない（法第38条第2項）。

これらを前提とすれば以下の解釈を導くことができる。

○法第19条と第38条の監査報告は同義である。第38条は「財務諸表を主務大臣に提出するとき」に「財務諸表等に関する監査報告」の添付を義務付けているだけの規定であり、第38条の監査報告だけを作成すれば足りるということではなく、監査をした場合には原則として「監査報告」を作成すべきであると解釈することが適当である。

○この意味では、「監査報告」は年間を通じて（監査の度）複数作成されることが通常であり、監事監査指針にある通り「監査報告」は法人の長及び主務大臣に提出されることが求められていることから、当該実態を把握したいと考えています。

- 【記載要領】
- 作成時点
- ・設問内容が特定の時点の状況である場合は令和3年1月1日現在の状況を、特定の期間に係る内容である場合は令和元年度（平成31年4月から令和2年3月末まで）の状況を記載してください。
- 29 監査報告の作成状況
- ・「作成時期」について、▼をクリックして、一覧から選択してください。
 - ・「作成回数」について、令和元年度（平成31年4月から令和2年3月末まで）の実績（回数）を記載してください。
- 30 監査報告の提出状況
- ・「提出対象」について、作成した監査報告についてすべて主務大臣、法人の長、利害関係者等（注）に提出しているかどうかについて、▼をクリックして、一覧から選択してください。（監査報告を財務諸表提出時にしか作成していない場合は「財務諸表提出時のみ」を選択）
 - （注）「利害関係者等」とは、会計監査人、子法人等、業務上の関係者など法人の業務運営に利害を有するものを想定しています。
 - ・提出先について「主務大臣」、「法人の長」、「利害関係者等」ごとにその回数を▼をクリックして一覧から選択してください。
- 31 監査報告の内容
- ・「業務実態等を踏まえた具体的な問題点等の指摘」について、記載の有・無について、▼をクリックして○、×を選択してください。なお、対象となる監査報告は作成したすべての監査報告です。該当する内容のものがあれば○として可。
 - ・「改善方策の提案等」について、記載の有・無について、▼をクリックして○、×、該当なし（問題点等の指摘なし）を選択してください。なお、対象となる監査報告は作成したすべての監査報告です。該当する内容のものがあれば○として可。
- 32 監査報告の公表
- ・「公表対象」について、▼をクリックして、一覧から選択してください。（監査報告を財務諸表提出時にしか公表していない場合は「財務諸表提出時のみ」を選択してください。）
 - ・「事務所備え付け」について、備付けの有無について、▼をクリックして○、×を選択してください。（備付けている場合は○を選択）
- 33 監査結果に基づく意見の提出
- ・「主務大臣」、「法人の長」の各々について、提出の有無について、▼をクリックして○、×を選択してください。
 - 通則法第19条第9項に基づき過去に一度以上実施したことがある場合に○を付してください。なお、当該意見は、監事のけん制機能を担保するものであり、監査により適正が図られない場合に監事の判断により行うものです。
- 34 監査報告の法人内での共有
- ・「共有の有無」、「方法」について、各項目の▼をクリックして、該当の有・無について、○、×を選択してください。（該当している場合は○を選択）
 - 「方法」の「その他」には、記載されている方法以外の方法があれば簡潔に記載してください。
 - ・「活用の具体的内容」について、簡潔に記載してください。
- 35 監査報告後の状況
- ・各項目の▼をクリックして、一覧から選択してください。（監査報告において、指摘事項がなかった場合には「該当なし」を選択してください。）
- 36 主務省との意見交換
- ・「意見交換の有無」、「相手方」について、各項目の▼をクリックして、一覧から選択してください。
- ※「意見交換の有無」については、意見交換が監事が主導するものである場合に「○」を選択してください。
- 「相手方」の「課長等」は「課長」、「室長」の管理職、「事務方」は「補佐クラス以下」が該当します。監事と政務や局長・審議官との意見交換の場に「課長等」及び「事務方」も同席される場合には、それぞれにも「○」を選択してよろしいです。
- ・「回数」は令和元年度における主務省（政務から事務方）との意見交換回数を記載してください。

⑧監査調書の作成

法人番号	法人略称	37 監査調書の作成	38 個々の監査の監査調書の内容													
			総括表	監査目標	監査範囲	監査日程	リスクの評価等	事前調査の結果等	監査手続書	チェックリスト	分析表等	実査・重要事項等のメモ	監査結果等	結論に至るメモ等	結論	改善提案等
0	0															

監査調書について

- 「監査調書」とは、監査計画、実施した監査手続の内容や発見した問題点、関連資料、結論などを文書化したものです。
- また、入手した情報、実施した分析を記録し、監査報告書及び改善提案を裏付けるものであると同時に、監査部門内のコミュニケーション手段でもあ

【記載要領】

- 作成時点
 - ・令和3年1月1日現在の状況を記載してください。
- 37 監査調書の作成
 - ・監査調書の作成の有無について、▼をクリックして○、×から選択してください。（作成している場合は○を選択してください。）
- 38 個々の監査の監査調書の内容
 - ・監査調書の各内容について、文書化されたものが含まれているか否かについて、▼をクリックして○、×から選択してください。（文書化されたものが含まれていれば○を選択してください。）
 - 各事項の内容は、以下のとおりです。
 - 「総括表」：監査対象等ごとに監査目標から監査結果に至るまでを集約した表
 - 「監査目標」：監査の実施により達成しようとする目標。（例：○○事業における契約の実態を調査し予算の適正執行に資する、など）
 - 「監査範囲」：監査対象とする事業、領域、プロセスなどを具体的に明示したもの。
 - 「監査日程」：個々の監査の始期及び終期の予定と実績。
 - 「リスクの評価等」：リスクベースの監査計画立案に用いるため把握した監査対象の業務プロセスに存在するリスクの識別、当該リスクのコントロール上の課題の評価結果等。
 - 「事前調査の結果等」：定型的調査票や監査対象との事前ミーティングなどにより収集した基礎的資料等。
 - 「監査手続書」：監査の具体的手続きを文書化したもの。監査の具体的チェック項目を文書化した「チェックリスト」や、把握した情報を「分析」する手法などを含み、監査の作業プログラムとして作成する。
 - 「チェックリスト」：監査の具体的チェック項目を文書化したリスト。
 - 「分析表等」：把握した情報をもとに分析的手続きを実施した結果など（データソースの記載を含む）。（例：ベンチマークとした他業務との比較、把握した数値等の過去5年間の推移比較・当年度における他業務との率的な比較など）
 - 「実査・重要事項等のメモ」：監査手続執行中に把握した重要な事実、監査対象との重要な質疑応答を記録したメモ。
 - 「監査結果等」：監査手続きを実施した結果導き出された結論の概要等。
 - 「結論に至るメモ等」：一定の結論を導き出すために作成された内部メモ等。
 - 「結論」：内部関係者（マネジメント層、監査対象責任者等）に監査結果を伝達するため作成した文書。
 - 「改善提案等」：結論から導き出される業務改善に向けた提案（通常、内部関係者に伝達され、一定の期間を経てフォローアップされることとなる）、前回指摘事項の改善状況、次回留意事項（次回の監査時に気をつけるべき事項）。